

再審請求補充書

本籍 北海道札幌市東区伏古1条五丁目5番

住居 札幌拘置支所収容中

請求人 大 森 勝 久

1949（昭和24）年9月7日生

平成31年2月8日

札幌地方裁判所刑事第1部 御中

<目次>

| | |
|--|----|
| 第1、発見ねじは捏造である | 1 |
| 1、道警は証拠を捏造して私を逮捕した | 1 |
| (1) 全く進展しなかった捜査 | 1 |
| (2) 加藤三郎の可児町事件発生（1976年7月2日）と岐阜県警からの通報 | 1 |
| (3) 直ちにしかるべき対応をとれなかった道警 | 2 |
| (4) 私の物の投棄・押収と道警幹部の認識 | 5 |
| (5) 私は北海道を離れようとした | 7 |
| (6) 道警幹部はまず別件で身柄を確保し、その間に証拠を捏造して道庁爆破事件で再逮捕することにした | 9 |
| ①道庁爆破事件に直接結びつく証拠は得られなかった | 10 |
| ②道警（幹部）は「リン止めねじ」を捏造した/藤井昭作目撃のA男・B男のモニター写真を捏造し、それを使って藤井を誘導し虚偽の目撃供述調書を作成した/山平真に除草剤付着反応検出の捏造鑑定書と中間回答の捏造電話通信用紙の作成を命じた/金丸吉雄（民間人）にコメ印筆跡鑑定書を作成させた | 10 |
| ③石原啓次警視および高山智二警部は「総合捜査報告書」に虚偽を記載することによって、爆取3条違反容疑の逮捕状を取得した | 14 |
| 2、私は捏造証拠に基づいた確定審の死刑判決を恨んでいない | 17 |
| (1) 私の確定審におけるでっち上げ粉砕の裁判闘争は完全な誤りであった | 18 |
| (2) 私は捏造証拠による逮捕・起訴と死刑判決を恨んでいない | 21 |
| 3、再審請求ではもはや「社会防衛」の観点は不要であり、法に基づいた公正な裁 | |

| | |
|---|----|
| 判をしなくてはならない | 24 |
| (1) 私は日本の安全・存立を守るために全力で言論活動をしている | 24 |
| (2) 裁判所は法の支配を守って公正な裁判をしなければならない | 29 |
| 4、発見ねじは捏造である | 31 |
| (1) 立証趣旨 | 31 |
| (2) 道警は捏造証拠の松田宏昭巡査の「写真撮影報告書」(昭和51年8月30日)を検察庁へ送致せず、隠蔽してきた | 31 |
| ●新証拠 請求人1、2、3、4 | 32 |
| ●その立証趣旨 | 34 |
| (3) 道警(石原啓次警視)は佐藤修一巡査部長の「写真撮影報告書」(昭和51年8月28日)添付カラー写真のネガフィルムを密かに廃棄した | 39 |
| ●新証拠 請求人4と請求人5(カ)～(ケ)の事実 | 40 |
| ●その立証趣旨 | 41 |
| (4) 新証拠と旧証拠の総合評価—里幸夫警部の「発見ねじ」は捏造である | 44 |
| ①里幸夫警部「発見ねじ」にはドライバー傷はなかった。後から傷は付けられた | 44 |
| (ア)鶴原正規警部補の47回公判証言 | 44 |
| (イ)中島富士雄技術吏員の48回公判証言と8月21日付中島鑑定書(再弁1) | 45 |
| (ウ)検察官も「発見ねじ」には傷はなく後で傷が捏造されたと認識していた | 46 |
| (エ)里幸夫警部の46回公判証言 | 48 |
| (オ)再弁11の8月21日付中島富士雄鑑定書の「鑑定事項」の内容が「発見ねじ」に傷は付いてないことを証明している | 49 |
| (カ)中島富士雄は傷を捏造された「発見ねじ」を見ていない。8月10日里「発 | |

| | |
|---|----|
| 見ねじ」・8月21日(8月18日)「中島鑑定書ねじ」・8月26日「吉村新回答書ねじ」・9月13日(9月9日)「吉村新鑑定書ねじ」は同一ねじである | 50 |
| (キ)第2次再審請求1審と2審(即時抗告審)決定書への批判 | 52 |
| (ク)私の時限装置工作とリン止めねじの傷について | 53 |
| (ケ)石原啓次警視は事態の進展が急過ぎて思考が回らず、傷が付いてないねじで「発見」を捏造することになった | 57 |
| ②里幸夫警部による「リン止めねじ発見」(8月10日)は捏造である | 61 |
| (ア)里幸夫は6人の捜査員に「重要証拠の時計のねじが捨て忘れて残っているかもしれない。小さいので見落とすことなくよく捜してくれ!」と指示しなかった | 61 |
| (イ)里幸夫はねじを発見した時、「有った!見てくれ!」と叫ばなかった | 64 |
| (ウ)リン止めねじが真実布団袋の中にあれば、布団袋を持ち上げてゴミを中央に集めるために底を叩いた時点で有ることに気付く | 65 |
| (エ)里幸夫が布団袋の捜索を直接中心になって行ったことが不自然である | 67 |
| (オ)里幸夫が3時に道警本部を出発した理由、二宮方の私の居室の捜索が50分近く遅くなった理由について | 69 |
| (カ)里幸夫警部の身分とそれを否定した石原啓次警視証言 | 74 |
| (キ)第2次再審1審決定書、2審決定書批判 | 75 |
| ③「リン止めねじ発見」後の爆弾捜査本部(石原啓次警視)の捜査は、「発見」を捏造したことを隠すために行ったものである | 75 |
| (ア)石原啓次警視(事実上の爆捜本部のナンバーワン)の虚偽証言 | 76 |
| (イ)「ねじ発見」を隠蔽し「発見」を真実らしく印象づけるための捜査 | 79 |
| ④a)8月13日。道警は「科研」の中島富士雄と本実(化学)に対して8月13日付鑑定嘱託(第1770号)を行う | 79 |

| | |
|---|-----|
| ② 8月15日（日曜日）。石原啓次が捜査員に時計店関係の捜査を指示する。その捜査 | 80 |
| ③ 8月16日から8月18日。中島富士雄が①の嘱託書に基づいて押収ねじの精密測定を行う。再弁11の8月21日付中島・本鑑定書 | 83 |
| ④ 8月17日。道警は昭和51年8月17日付で「科研」の中島富士雄に鑑定嘱託（第1804号）を行い、8月21日付中島富士雄単独の鑑定書が作成された | 90 |
| ●新証拠 請求人6 | 91 |
| ●立証趣旨 | 91 |
| ⑤ それ以降の捜査について | 94 |
| ④ 検察官もドライバー傷は後から捏造されたこと、「発見押収」が捏造であることを認識していた | 95 |
| ●新証拠 請求人7 | 95 |
| ●立証趣旨 | 95 |
| (5) 第2次再審1審と2審決定書批判 | 96 |
| (6) 発見ねじに関する新旧証拠の総合評価—再審事由がある | 97 |
| | |
| 第2 それ以外の旧証拠の再評価 | 100 |
| | |
| 1、山平真鑑定は不存在である | 100 |
| (1) 石原啓次警視が山平真（科研 技術吏員）に伝えた情報と指示した内容はどういうものか？ | 103 |
| ①山平真が既に知っていたこと | 103 |
| ②石原啓次は山平真にどのような情報を伝え、何を指示したのか？ | 105 |
| ③山平真の認識と方針 | 109 |
| (2) 山平真鑑定書（検700の山平担当部分）の内容とその意味 | 110 |

- (3) 山平真証言は「山平鑑定不存在」を訴えたもの 114
- ①山平は鑑定は37点等の写真撮影(8月8日午後9時から11時。中島分庁舎)後にしかできないことを認識した上で、8日の午前中から実施したと証言して「山平鑑定不存在」を訴えた 114
- ②山平はビニールシートとカーテン地等32点は指紋検出(8月9日)後にしか鑑定できないことを認識した上で、8日の午前中から実施したと証言して「山平鑑定不存在」を訴えた 117
- ③「山平鑑定不存在」を訴えたその他の山平証言について 122
- (ア)山平は鑑定嘱託書は来なかった。鑑定資料は番号が付けられてなかったと証言した 122
- (イ)山平は木炭末(0.015グラム)は資料にはなかった。私が発見した。それで資料は37点になったと証言した 124
- (ウ)山平は警備の係員から口頭で伝えられた「鑑定事項」は「塩素酸塩類の付着、また火薬類の付着があるかどうか」であったと証言した 128
- (エ)山平は32点の資料にはアルミニウム粉末が付着していたと証言しなかった 129
- (オ)山平は鑑定嘱託者(警備課長)の了解を取ってビニールシートの裏面の一部を切り取って鑑定したと証言した 130
- (カ)山平は8月8日から8月20日まで連日鑑定(12日間も)を行ったと証言した 130
- (4)「山平電話通信用紙」(検173)と「高山電話通信用紙」(再弁28)について 132
- ①山平は「山平電話通信用紙」を捏造だと分るように作成していったし、証言でもそうしていった 133
- (ア)「中間回答をした日時」について 133
- (イ)「受信取扱者欄」について 135

| | |
|---|-----|
| (ウ) 「2、鑑定結果(1) 敷物、 ^{カーテン} 布、軍手から塩素酸イオンが検出された。 (2) 木炭末の付着あり(敷物、カーテン、ザル等)。以上」について | 138 |
| (エ) 山平は「鑑定資料 別紙」の一番最初にポリバケツを記入した | 142 |
| (オ) 山平は「別紙」の「敷物、布」の「検査および結果」の記述で「C1、C103、Na、K」をひとまとめにして記述しなかった | 146 |
| ②山平は電話通信用紙の「別紙」の「資料」に20点を記しその検査結果を記載したが、電話通信用紙と山平鑑定書を互いに矛盾・対立させるように作成して、双方の信用性を否定した | 147 |
| (5) 電話通信用紙は鑑定書と一緒に綴っておくものだ(山平証言) | 149 |
| (6) 敷物(ビニールシート)と布(カーテン地)のK(カリウム)の炎色反応検査について | 151 |
| (7) 「山平鑑定不存在」を訴えたその他の山平証言について | 158 |
| (8) 山平に網かご、敷物、カーテン地から除草剤の付着反応があったという鑑定書を作成(捏造)するつもりがあれば、容易にできるし容易に証言もできる | 164 |
| ① 言と鑑定書の内容 | 164 |
| ②電話通信用紙は不要になる | 169 |
| (9) 山平新証言(平成16年9月29日)について | 170 |
| (10) 第1次再審1審2審決定書への批判 | 174 |
| (11) 小括。山平鑑定書および証言の虚偽、山平電話通信用紙および高山電話通信用紙の偽造が証明された一再審事由が存在する | 181 |
| 2、A男・B男のモニタージュ写真は私の逮捕後に捏造された。藤井昭作の目撃証言は虚偽である | 182 |
| (1) 高山智二警部の「総合捜査報告書」(8月8日夜から9日昼にまとめられる) | |

| | |
|---|-----|
| にモンタージュ写真はない | 182 |
| (2) 高山智二の控訴審8回証言、石原啓次の1審91回、92回証言、葛西正義警視の1審22回証言 | 183 |
| (3) 本件モンタージュ写真とイラストの任提調書と領置調書について | 185 |
| (4) 道警は藤井昭作に8月10日以前に接触していない | 189 |
| (5) 聞き込み捜査資料にモンタージュ写真はなかった | 190 |
| (6) 道警は検察官に対してもモンタージュ写真とイラストを隠してきた | 191 |
| (7) 警察は1050番A男モンタージュ写真を使って藤井昭作に大森を目撃した と思ひ込ませ、かつ藤井が証言を後退させないようにした | 193 |
| (8) 検1051番B男モンタージュ写真の捏造について。私には共闘者はいなかった | 199 |
| (9) 小括。A男、B男のモンタージュ写真は逮捕後に捏造されたものであり、藤井の目撃証言（A男は大森に非常によく似ている）は虚偽であることが証明された。再審事由が存在する | 200 |

第3、結論。刑訴法435条6号の再審事由が存在するから再審開始決定がなされなくてはならない

| | |
|---|-----|
| | 203 |
| 1、里幸夫警部の「布団袋の中からねじを発見した」との証言は虚偽である | 203 |
| 2、里幸夫の8月10日付「検証調書」（検764）と「搜索差押調書」（検765）の「ねじ発見」の記載は虚偽である | 203 |
| 3、石原啓次警視の「発見ねじ」に関する証言は虚偽である | 204 |
| 4、山平鑑定と山平証言は虚偽であり、山平電話通信用紙と高山電話通信用紙は偽造である | 204 |
| 5、藤井昭作また三波仁作警部の「検1050A男モンタージュ写真を昭和51 | |

年4月16日に作成した」との証言は虚偽である。藤井昭作の「A男は大森に非常によく似ている」との証言は虚偽である 204

6、発見ねじは捏造、山平鑑定は不存在（虚偽）、山平証言は虚偽、山平電話通信用紙は偽造、高山電話通信用紙は偽造、検1050番A男モンタージュ写真は捏造、藤井証言（A男は大森に非常によく似ている）は虚偽によって、435条6号（無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき）の再審事由が存在する 205

(1) 「明白性」の判断はどのように行うべきか—最高裁「名張第5次決定」の判示

205

(2) 本裁判の証拠捏造について

206

(3) 新証拠には「明白性」が存在する。435条6号の再審事由が存在する

207

第 1 発見ねじは捏造である

1、道警は証拠を捏造して私を逮捕した

(1) 全く進展しなかった捜査

1975年7月19日、道警本部庁舎3階が爆破されるテロが起った。「東アジア反日武装戦線」が犯行声明文を出した。道警は犯人を逮捕するべく連日500人態勢で捜査を続けたが、全く手掛かりを得ることができなかった。そうしていると1976年3月2日、隣接する北海道庁1階エレベーターホールで、再び「東アジア反日武装戦線」による爆弾テロが発生したのである。死者2名、重軽傷者81名という大惨事であった。面子を無くした道警は「道警・道庁爆破事件特別捜査本部」を設置して、連日600人体制で捜査を展開していった。「アパートローラー作戦」も大規模に行われたが、容疑者に結びつく情報は全く得られなかった。

私が住む二宮宅にも2回警察官が来ている。一度は私自身が対応している。また私の勤務先の「山一パーキング」にも1回来て対応した。私は当時、爆弾テロをめざし準備の一部を進めていた身であったが、不審がられることは全くなかった。

(2) 加藤三郎の可児町事件発生(1976年7月2日)と岐阜県警からの通報

道警が私の存在を初めて把握したのは、可児町事件を捜査した岐阜県警捜査本部から、「大森勝久（本籍 岐阜県多治見市上町3-26。住所 苫小牧市双葉町1丁目8番12号。昭和24年9月7日生）につき、この者の現住の有無等の調査方照会」が、道警本部公安第1課宛に電話であったことによる。7月9日であった。道警は私の住所と勤務先を回答した。

可児町事件とは、加藤は7月2日の夜10時40分頃、岐阜県可児町の山の中の道をショッピングカートを押して歩いていて、巡回中のパトカーの職務質問にあい、最寄りの派出所へ連行されて人定事項等を質問された。所持品検査をされると言われたときに、持ち物を遺棄して逃走した。中味を調べると除草剤（塩素酸ナトリウム）の5kg袋が2つ、ビン入り硫黄粉末、ビン入り木炭粉末、乳鉢・乳棒、爆弾教本の「腹腹時計」「バラの歌」等があったので、岐阜県警は7月3日「毒物及び劇物取締法違反容疑」で加藤三郎を全国第一種指名手配したという事件だ。

（3）直ちにしかるべき対応をとれなかった道警

しかし道警は7月9日の時点では、私と道庁爆破事件とを結びつけて考えていなかった。道警は7月7日に旭川在住の大工から、加藤が1973年4月から8月にかけて静内町の建築現場で働いていたことがある旨の通報を受けていたにも

かかわらずだ。

道警は7月16日午後5時50分に、再び岐阜県警から電話で次のような通報を受けた。「大森は手配被疑者加藤三郎の立ち回り先であること、両者の関係は組織活動を通じての友人同志であること」。道警はこの通報を受けて、やっと徐々に主体的に私の道内におけるその他の足取り、交流人物の有無、生活パターン等を調査し始めたのである。また加藤が組織したとされる「部族戦線」の性格等を岐阜県警に照会している。これらは確定審控訴審における証拠弁19の高山智二警部の「総合捜査報告書」で明らかだ。しかし直ちに開始したのでもない。この「照会」時期がいつなのかは高山の同「報告書」の記述からは分らないが、7月21日以降だとは分かる。私の勤務先への問い合わせも7月23日以降である。

私は7月8日に札幌を離れて東京へ行っている。身を隠した。私は東京から大家の二宮や勤務先へ何度か電話を入れて警察からの問合せがあったかどうかを探った。無かったから私は7月20日に二宮宅に戻り、20日に勤務先へも顔を出している。20、21日は自室で寝ている。22日再び会社へ行き（午前中）、午後に再び札幌を離れて東京へ向っている。車を使っているし夜は電気もつけている。1審9回公判で三宮警部（8月3日から10日まで私の行動視察の捜査指揮をとった）は、7月20日から大森の行動視察は始まっていたと言っていたが、警察は私の20～22日の存在を確認していない。7月20日開始が正しいとしても、22日まで

は実際には二宮宅周辺での視察はなされていなかったといえる。私は7月22日午後に工作してあった時限装置を壊してゴミステーションに捨てている。

内偵、行動視察がいつから開始されたのかは不明であるが、小松警部補は7月23日から二宮周辺で内偵をしたと証言したから（1審9回）、この日から始まり段々と強化されていったということだ。二宮警部が行動視察班の班長として爆弾捜査本部（中央署）において指揮をとるのが、私が東京から再び二宮方の自室に戻る3日前の8月3日であった。私は8月6日の午後4時頃に帰宅したが、この時は警察官は4時10分には窓が開いているのを見て在室を確認しているのので、この頃にはそういうちゃんとした体制になっていたことになる。

しかし私の内偵と8月6日以降の私の物の投棄を追尾しました押収した警察官は何人も法廷で証言したが、全員が「加藤三郎の立ち回り先として内偵をしていた」と証言していた。私が8月7日に幌見峠以外に投棄した物を押収して検分して（午後）、爆弾捜査本部の事実上の責任者（NO1）である石原啓次警視は「個人的に爆取三条違反容疑を持った。書籍の中にコメ印記号が書かれていたので、道庁事件との関連性も出てきたなという感じを持った」（1審9回36、37頁）と証言していた。道警の認識はこのようなものであったのだ。

高山捜査報告書は「以上の捜査経過に照らし北海道内での

事件との関連の有無につき検討したところ」として、道警爆破事件、道庁爆破事件について加藤三郎、立ち回り先になっている大森勝久に「結びつきの可能性がある疑いももたれるところとなった」「大森は加藤の主宰する部族戦線の一員と推定されるもので、加藤同様の闘争志向にないと言い切る資料はないとみとめられるものである」「なお捜査の必要性が認められることなどの問題がみとめられた」と記述している。道警幹部としてのこの認識も、以上に述べてきたことに照らせば、私が物を投棄し出した8月6日か早くても三宮警部が行動視察班の指揮をとりだした8月3日頃から持たれることになった認識だと考えられる。幹部は内偵する警部補以下の刑事たちには「加藤三郎の立ち回り先である大森勝久の内偵を行う」と説明していたのだ。

(4) 私の物の投棄・押収と道警幹部の認識

私は自室に残されている爆弾製造関連の物を密かに投棄して、自然な形で北海道を離れるつもりで8月6日午後4時頃に帰宅した。だからすぐに投棄を始めた。警察によれば4時18分頃に私はズタ袋（中に消火器2本）と硫黄入りの大きな茶箱を車に積んで出掛けている。私はまず暫く走って尾行がないことを確認した後に、適当な投棄場所を探し出して捨てる考えであった。随分走り回って幌見峠がいいと考えたが、ちょうどその時、後ろから車が来たので捨てるのをやめ、もっと暗くなって車が通らなくなる時刻に投棄しようと考えて一旦自宅へ戻った。8時18分に再び同じ物を車に積み込み、

幌見峠へ向い投棄して帰ってきた。この消火器 2 本と硫黄・茶箱は 8 月 8 日午後に幌見峠で発見押収された。

私は 8 月 7 日午前 8 時 0 5 分、木炭入りの大きな茶箱、硫黄が入ったジャー、木炭末が入ったタッパーとダンボール箱 3 個を車に積み、捨てに行った。ダンボール箱は北 2 4 条西 5 のゴミステーションに 2 個、北 2 3 条西 6 のゴミステーションに 1 個を捨てた。これは直後に押収された。私は尾行はないものと思い込んでしまっていた。私はそのまま幌見峠へ向い、ダンボール箱以外の前記のものを捨てた。幌見峠の入り口のところまでは尾行してきた警察によって、これらのものは 8 月 1 2 日にすべて発見されて押収された。警察は 8 月 6 日の物の投棄場所は把握できなかったが、同じ幌見峠であるため、先に 8 月 8 日に 6 日に投棄したものが発見押収されて、7 日投棄のものが 1 2 日に発見押収されることになった。7 日朝に捨てた 3 個のダンボール箱には、「山平鑑定の資料」になった 3 7 点も入っていた。またコメ印記号が記入された書籍やレポート用紙や思想的な本等も入っていた。このレポート用紙は混合火薬の作り方（除草剤も含む）をまとめたものである。テスターや半田こて、ハンダ、ドライバー、金切りバサミ、接着剤、電池、ヤスリ等もあった。

先に、8 月 7 日の午後までに押収された物を検分した石原啓次の認識を書いた。消火器と硫黄・茶箱は 8 月 8 日午後の中島分庁舎に届いた。除草剤（塩素酸ナトリウム）は無かったが、加藤三郎が遺棄したものの中に 5 k g 入りの除草剤が

あったし木炭粉末もあった。乳鉢・乳棒もあったし、「腹腹時計」もあった。石原啓次や高山智二はどう思ったであろうか？彼らは間違いなく「大森と加藤は道庁爆破の犯人に違いない」と思ったはずだ。少なくとも「大森と加藤は道庁爆破の犯人である可能性が極めて高い」と考えたはずだ。当時、道警が容疑者として存在を把握していた人物は、他には誰もいなかったから、警察としてはそう考えるのが当然である。私が7月8日から7月19日までと7月22日から8月6日まで、姿を隠していたこともある。

高山捜査報告書は8月8日の夜（石原啓次証言によると夜11時頃）から書き出して、9日のお昼前後に出来上がった報告書である。爆取3条違反容疑での逮捕状を請求する疎明資料として作成されたものだ（確定審2審8回公判の高山証言）。高山報告書も「（二）被疑者大森勝久の捜査の経緯」の最後で、「これらを所持していた者は爆弾闘争の実践行動者としての疑いが濃厚と推認される。各遺留領置物件と・・・前記道内発生の爆破事件に係る犯行声明文、爆弾製造爆破方法、攻撃目標と思料される対象等との一致点及び共通点の存在。などが判明するに至った」と記している。

（5）私は北海道を離れようとした

私は自室にある物を捨ててすぐに北海道を離れるつもりで8月6日午後に帰宅した。まだ監視対象になっていないと判断して帰ったのであるが（8月3日に東京から大家の二宮に

電話を入れて探っている）、警察は既に内偵体制を強化していた。6日の2回の外出では尾行の有無をチェックしたが、私には警察は気づかれそうな場合（一本道とか）には自主的に追尾しないことまでの認識がなくて、尾行はないと判断してしまった。無事に投棄できた。8月7日の朝の北24条、23条のゴミステーションへのダンボール箱3個の投棄は、車の数も多くて尾行の有無の確認は難しいのだが、私は昨夜のことから無いと思っていた。そしてそのまま幌見峠へ向ったが峠では尾けてくる車はなかったから、ダンボール3個の投棄のときも尾行はなかったのだと思っていた。

私が尾行に気付いたのは7日の夜のことであった。私は大事なものとして別の所に置いていた「腹腹時計」と「バラの詩」をまだ捨ててないことに気付いて、近くのゴミステーションに捨てようと思い、小さい袋に入れて徒歩で外出した。夜8時35分と警察官は証言していた。部屋まで近くの公園でやっている盆踊りの音楽が聞えてきていたので、盆踊りを見てから捨てようと思って外出した。盆踊りを1、2分見ていて振り返ってみると3人の男がいるのが分かった。すぐに尾行の警察官だと分かる雰囲気であったから、私は「7日の夜から内偵は始まった」と思ってしまった。気付いていないふりを装ってそのままタクシーに乗って街の中心へ出て（「スキノ祭り」が行われていたので）、不自然と思われぬ形で無事にゴミステーションに捨てた。札幌テレビ塔の近くだ。

私は危険なものはうまく捨ててしまったと思い込んでいた

ので、8日の朝の徒歩での外出時に徒歩で尾行してきた警察官の一人を路地に追い詰めて詰問した。警察はそれ以降は隠れることなく堂々と尾行をするようになった。私は8日の午後1時25分徒歩で外出して近くの質屋へ行って、「引越するのでテレビとミキサーを買ってもらえないだろうか」と申し出ている。尾行してきた警察官はすぐにこの事実を主人から聞き取っている。8日夜、二宮夫妻は「お別れ会」を開いてくれた。その時、ご主人から車検に出しているのだから車がないという話があったので、9日と10日の通勤は私が車で送ることを申し出た。お世話になったお礼でもあるが、こうすれば警察に対して不審人物のイメージを少しは払拭できるであろうとも考えたからだ。私は出来る限り自然な形で北海道を離れることが、将来の戦いにプラスになると考えていた。

8月9日はご主人を会社へ送った後、室内の掃除をした後、私は東区役所で転出手続きをしている。警察はずっと車で尾掛けてきて区役所の中へも入ってきた。私の転出手続きも直後に確認している。私は東区役所を出たところで再び警察に抗議している。11時30分とのことだ。私はその後、車で尾行してくる警察をまいて、東京行きのフェリーのチケットを買った。10日出航である。10日はご主人を会社へ送り、午後1時17分に二宮トミ氏の見送りを受けて苫小牧港へ向けて出発したのであった。

(6) 道警幹部はまず別件で身柄を確保し、その間に証拠を捏造して道庁爆破事件で再逮捕することにした

① 道庁爆破事件に直接結びつく証拠は得られなかった

道警は私が投棄した物を押収したが、道庁爆破に直接結びつく証拠は何もなかった。「高山総合捜査報告書」は8日の夜（11時頃）から書き始められて9日のお昼前後に完成したものだ。8日の午後には消火器（道庁爆破の消火器爆弾と同じ10型）2本と大量の硫黄が発見押収され、道警幹部の石原啓次警視と右腕の高山智二警部は「大森と加藤が道庁爆破の犯人であることは間違いない」と考えたはずだ。だが直接結びつく証拠は見つからなかったわけである。

彼らは「大森は8日の朝には警官を路地に追い詰めて詰問しているから、もう重要なものは部屋にはないということになる」と考えたはずだ。そして「大森は近くアパートを引き払って道外へ逃走する。時間がない。まず爆取3条違反容疑で逮捕し、その間に証拠を捏造しよう」と考えたのである。もちろん警備課長の了解もとった。2人は「万が一、2人が犯人でないとしても証拠によって反日爆弾テロをめざし準備していたことは明白だ。警察は社会を守らなくてはならない」と考えただろう。だから証拠を捏造することの罪悪感を感じなかったはずだ。この方針は高山報告書を書き始める前後、8日の夜11時前後には決定していたことになる。

② 道警（幹部）は「リン止めねじ」を捏造した／藤井昭作目撃のA男・B男のモンタージュ写真を捏造し、

それを使って藤井を誘導し虚偽の目撃供述調書を作成した／山平真に除草剤付着反応検出の捏造鑑定書と中間回答の捏造電話通信用紙の作成を命じた／金丸吉雄（民間人）にコメ印筆跡捏造鑑定書を作成させた

(ア)石原啓次と高山智二は道庁爆破の犯人の元にリン止めねじが残ったことを前から知っていたから、大森を爆取3条違反容疑で逮捕した当日の家宅捜索で、「リン止めねじ発見」を捏造することにした。外部からリン止めねじを持ち込むのだ。高山警部の指示により里幸夫警部がこれを実行した。発見リン止めねじは捏造である。これが本再審請求の中心主張だ。後で新証拠と旧証拠の総合評価で証明していく。

(イ)石原・高山が「発見リン止めねじの捏造」以上に考えたのは、藤井昭作から虚偽の目撃供述調書をとることだ。なぜならば大森の居室からリン止めねじが発見（捏造）されても、そのねじが道庁爆破の時限装置に供された旅行用時計のリン止めねじだということにはならないからだ。また大森が捨てたビニールシートとカーテン地の2点から除草剤付着反応が検出されたとの捏造鑑定書等を山平真に作成させたとしても、大森が除草剤を道庁爆破事件前から保有していたことにはならないからだ。藤井目撃供述調書を捏造することによって「リン止めねじ発見」と「山平鑑定」の証拠価値を強化させることができる。そして後者2者がまた藤井目撃供述の証拠価値を強化できる。彼らは三波仁作警部にA男・B男のモニター写真を捏造させ、それを藤井の協力で4月16日に作成

した A 男・B 男 モンタージュ写真とすり替えて、藤井を誘導・強要して、8 月 18 日付目撃供述調書（佐々木鉄男警視）をとった。私は後で旧証拠の再評価によって、モンタージュ写真が捏造されたものであることと、藤井供述は虚偽であることを証明することにする。

(ウ)山平鑑定の 37 点の資料のうち、指紋検出照合依頼の資料にもなったビニールシート、カーテン地など 32 点の鑑定をしたのは、本実と山平を除く他の科研の吏員である。実施日は 8 月 9 日であり 8 日ではない。32 点の検査は 9 日の指紋検出後に実施された。指紋検出照合依頼の資料にされなかった 5 点、すなわち軍手と綱かご 3 個と木炭末 0.015 グラムは、8 月 8 日の夜遅くから本実によって鑑定された。山平はたまたま 8 日が当直で出ていたため、本実に言われて少し手伝いをしただけである。これが真実である。確定審 1 審と控訴審の各判決、第 1 次再審の 1 審と 2 審（抗告審）の各決定、また第 2 次再審の 1 審と 2 審の各決定は、完全に真相の究明を誤った。

軍手には塩素酸カリウムと塩化ナトリウムが付着していた。そして 8 月 9 日に本実らがなした鑑定のビニールシートとカーテン地には除草剤の付着反応はなかったのだ。その他にも除草剤反応はなかった。それで石原と高山は除草剤付着の捏造鑑定書を作成してくれないかと本実らに頼んだが化学者の矜持から彼らは拒んだ。石原らは逮捕後の私の居室から除草剤の数粒でも、あるいは除草剤反応が得られることを期待し

て2度にわたって、すなわち岡本監二（8月18日実施）と倉川正（8月20日実施）に居室付着物の鑑定をさせたが、木炭片は何粒が発見されたが、除草剤は1粒もなく反応もなかった。8月20日までに判明。

硫黄と木炭があっても除草剤がなければ、大森が道庁爆破の混合火薬を作ったり、爆発物を製造したと主張できない。それゆえ石原と高山は、8日の夜に本実の手伝いを少々したが、32点の鑑定には一切関与していない山平真（彼は9日以降は一切タッチしていない。第1次再審1審の山平新証言）に、除草剤付着反応が得られたとの捏造鑑定書を作成することを命じたのである。8月20日以降のことだ。それが検700番の山平鑑定書である。山平鑑定は不存在なのだ。本再審請求において、私は全く新しい観点から旧証拠の再評価を行い、「不存在」を証明していくことにする。

(エ)私の投棄物の本やレポート用紙には多くのコメ印記号が記入されていた。道庁爆破の声明文には3個のコメ印が手書きされていた。コメ印記号を使ったことがある者は35.3%いる（確定審1審での裁判所が指定した長野鑑定人）。だから石原と高山は、民間人の書道家金丸吉雄（当時71歳）に8月14日に筆跡鑑定を依頼し、8月23日付で「同一筆跡の疑いが極めて濃厚である」との鑑定書を提出させた。コメ印の拡大写真は全て道警が撮っていた。私たちの反対尋問で、金丸は声明文のコメ印の1個はセロハンテープの上から記入されていることすら認識していなかったことが明らかに

なった。そして「両者のコメ印は造形が異なっている」ことを認めたのであった（1審41回9312丁、9313丁）。

私の道庁爆破での再逮捕（9月1日）と起訴（9月23日）は、これらの捏造証拠によって初めて可能になったのであった。

③石原啓次警視および高山智二警部は「総合捜査報告書」に虚偽を記載することによって、爆取3条違反容疑の逮捕状を取得した

(ア)同報告書33頁には「綱かご、軍手、敷物、カーテン地からは塩素酸イオンを検出」と記載されている。「軍手から塩素酸イオンを検出」は正しい。しかし他の3つからは塩素酸イオンは検出されなかった。本実らが9日に敷物とカーテン地の検査をしたが、指紋を検出してから行うため、高山報告書が完成する9日のお昼前後までにこの2つの検査が終わったかどうかは定かでない。終わっていたら塩素酸イオンは検出されなかったのに、高山は石原と相談の上で「された」と虚偽を書いたのであった。終わっていなかったら相談の上で、検出されたことにしてしまったということだ。もし3点からも塩素酸イオンを検出していれば、本実が検出と検700番鑑定書に書かれている。検700番鑑定書（昭和51年8月28日付）は山平真と本実の共同鑑定書である。

(イ)同報告書38頁には「除草剤について現物の存在は発見

できなかったにしろ、除草剤の配合使用等に直接用いられたと認められる軍手（鑑定結果 塩素酸塩類 イオン検出）が存在していることは所持していたことを裏付ける決定的な事実であると認められる」と書かれている。しかし軍手からは「塩素酸カリウム」が検出されたのであり、除草剤は検出されなかった。石原と高山は本実の中間報告に反して、意識的に軍手から除草剤の反応が検出されたと虚偽を記載したのである。

同報告書は加藤の遺留物として「除草剤（クロレートソーダ）」（5頁）、「遺留品には、塩素酸塩類を含有する除草剤」（21頁）と記述しており、「除草剤＝塩素酸ナトリウム」、「塩素酸塩類＝塩素酸ナトリウム」としている。また「道内発生の前記爆破事件については・・・爆弾は塩素酸塩類を主剤としたものであると推定されている」と記載し、「塩素酸塩類＝塩素酸ナトリウム＝除草剤」としている。本実からの中間回答は「溶液内検査で塩素酸カリウムの反応があった」（9日未明と思われる）、「X線回折で塩素酸カリウムの回折曲線が得られた」（9日）であった。だが高山は「塩素酸塩類イオン検出」とねじ曲げ、さらに除草剤（塩素酸ナトリウム）と捏造したのである。

この鑑定嘱託書（第1次再審請求の1審再弁13）の鑑定事項は、第1が「塩素酸塩類など付着反応の有無、付着しているとすればその種類」となっている。塩素酸ナトリウムか塩素酸カリウムかの鑑定を求めている。本実が単に「軍手か

ら塩素酸塩類イオン検出」と中間報告することは断じてない。また鑑定嘱託書は警備部警備課が作成するのであり、高山は其中でもあらゆることに精通しているポストにある人物だ。鑑定事項も分っており、塩素酸ナトリウムと塩素酸カリウムの区別も熟知する。彼の確定審控訴審8回公判証言は全て虚偽である。「山平真が8日高山へ中間報告しにきた」との高山証言（8回）も、もちろん虚偽である。本実が中間報告をした。

（ウ）高山報告書に書かれている「被疑事実」は、「被疑者は・・・治安を妨げ又は人の身体・財産を害せんことの目的をもって昭和51年8月7日ころ札幌市東区北24条東2丁目二宮恒男方において爆発物製造器具である消火器、セメント、乾電池、豆電球等を所持していたものである」である。「爆発物製造器具の所持」という罪名は存在しない。これは逮捕後の8月13日前後に「爆発物に供すべき器具の所持」と訂正された。「罪名のない罪」で逮捕されることはない。が、誤記してしまったということで、いいとしよう。別のところには「供すべき器具」と述べられているからだ。

だが、軍手、敷物、カーテン地、綱かごから塩素酸イオン（つまり除草剤〔塩素酸ナトリウム〕検出）との虚偽記載（捏造）があったからこそ、逮捕令状は発布されたのではないか。この捏造がなかったならば、道庁爆破の混合火薬と同じものではないとなるが、発布されたであろうか？

混合火薬の材料である主剤の酸素供給剤と木炭粉末と硫黄粉末がそろっているときに、「爆発物に供すべき器具の所持」は言い得ることだ。たとえば時限装置があったとしても火薬の材料が無ければ、「爆発物に供すべき器具」にはなりえない。本件では軍手に付着していた塩素酸カリウムは付着反応だけで、塩素酸カリウム1グラムだってなかった。同報告書29頁にある「木炭 750グラム」は、検679と680の「桃太郎かいろ」2個であり固形であって粉末ではない。「あんか灰2本」(29頁)も検676と677の「楠あんか」で固形である。豆電球は検623の「豆電灯」(小型の懐中電灯)に付いたままのものだ。乾電池、豆電球、セメントは一般家庭にあるものである。10型の大型消火器2本は「爆体」として使用するものだから、混合火薬の3つの材料がそろっていれば、供すべき器具に該当しよう。しかし上述したとおりだ。爆発物には電気回路が不可欠だが、リード線も時計も押収されてなかった。それでも裁判官が逮捕令状を發布したのは、上記の捏造が大きな力を発揮したためだといえる。

私は8月31日深夜12時直前に「起訴猶予処分を釈放する」と告げられ、翌9月1日拘置所の門を出たところで道庁爆破容疑で再逮捕されたのであった。3条違反容疑で身柄を確保してその間に捏造した前記の証拠がなければ道庁爆破事件での再逮捕はできなかった。

2、私は捏造証拠に基づいた確定審の死刑判決を恨んでいない

(1) 私の確定審におけるでっち上げ粉砕の裁判闘争は完全な誤りであった

私は再審請求をどのような立場で行っていくのかを述べておかなくてはならないと思ってきた。本来であればもっともっと早く主張しておくべきであった（ホームページやブログでは書いている）。

①私は確定審において反日武装闘争をアピールしていた。道庁爆破も支持してきた。支持した上で思想的な不十分なところを批判してきた。武装闘争ではない反日闘争の発展も訴えてきた。こうした私の戦いは完全な誤りであった。すごく長い時間を要してしまっただが、私は自己検証を続けて反日左翼から脱却した。だからこそ言えるのだが、私の確定審におけるでっち上げ粉砕の戦いも完全な誤りであった。当時の私は反日闘争（武装闘争とそれ以外の闘争）を主張することで、日本国家自体と日本の法秩序を否定・破壊しながら、一方で、警察・検察や裁判所に「法を守れ！」（つまりでっち上げ粉砕！）と主張していたからだ。日本国家と法秩序を否定し破壊する者に、でっち上げを批判する資格など一片たりともない。現在の私は確定審における自分の政治主張とでっち上げ粉砕の戦いを誤りだったと否定している。

②反日左翼の戦いの犯罪性は非武装闘争であっても、捜査機関の証拠の捏造の犯罪性や、捏造証拠を排除せずにそれに

よって事実認定してしまう裁判官の犯罪性よりも、はるかに大きい。例えば反日左翼は、日本が国防軍をもって対中・対露・対北朝鮮国防を強化することに反対する。この戦いは客観的には、独裁侵略国家の中国・ロシア・北朝鮮に日本を侵略させるための戦いだ。外患誘致を準備する犯罪行為である。

中国とロシアは日本侵略を国家目標としている独裁侵略国家であるが、この侵略を抑止するためには日本は、もし日本を侵略したら日本から大規模な報復攻撃（核兵器を含む）が侵略国の中枢（軍事・政治・軍需産業他）に対してなされるという軍事戦略と態勢を構築していることが絶対に不可欠である。そのことを相手国に明確に認識させておくことである。日本自身が報復的抑止力を保持することによってこそ、侵略を抑止することが可能になる。

そのためには日本は軍隊（国防軍）を保持しなければならない。国際法（国際慣習法を含む）は主権国家は軍隊によって自衛権・交戦権を行使すると定めているからだ。軍隊を持たない国は自衛権・交戦権を行使できない。「国家の緊急避難行為」（国際法にはない）として国防をするしかなくなり、大きな制約を課せられてしまう。それを「自衛権」の用語を用いて表現すれば、「憲法9条のもとにおいて許容される自衛権の発動は、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」となる。政府はそれを「専守防衛政策」と言う。侵略を受けた場合にも侵略国の国土へ報復攻撃することができない。これでは侵略を誘致しているに等しい。中国とロシアが侵略し

てこないのは、侵略すればアメリカが集団的自衛権を行使して（同盟国や友好国への攻撃を自国に対する攻撃とみなす）、報復攻撃してくるからである。日本は報復的抑止力をアメリカに頼っている。

だが中国とロシアは長距離核戦力（ICBM、SLBM）によってアメリカを逆抑止することによって、周辺国を侵略する戦略である。彼らは長距離核戦力（戦略核戦力）を増強している。非戦略核戦力も増強している。アメリカを逆抑止できると考えたら日本を侵略するのだ。だから日本は中国、ロシアの侵略を抑止するために、日本自身の報復的抑止力（核戦力は不可欠となる）を保有しなければならないのである。それをした上でアメリカと強固な同盟を建設していく。日米核同盟だ。これが日本国家の正しい安全保障戦略である。政府の法的責務である。政府自身がこの法的責務を果たそうとしていないのであるが、反日左翼は当然この戦略に敵対する。日本が軍隊を持つことに反対し、日本の対中露北朝鮮国防強化に反対する。

日本の国防を否定すれば、日本はいずれ侵略を受けて日本国民の生命、身体、財産の自由は侵略国家によって否定破壊されてしまう。国民の法的自由・権利も社会保障制度も文化も侵略国家によって徹底的に否定破壊される。反日左翼の戦いは非武装のものであれ、いや非武装だからこそ人民に受け容れられ易いのだが、客観的にはこうした事態（日本の亡国）を招来させるものなのだ。決して許されない反日犯罪行為で

ある。彼らはまさしく客観的効果としては中国・ロシア・北朝鮮の尖兵なのである。彼らはまたチベット民族やウイグル民族やモンゴル民族の国（“自治区”と称されている）に対する中国の侵略と植民地支配を、糾弾することなく無視する。自由を求める中国市民（反中国共産党）に対する弾圧を非難することもない。無視だ。彼らが唱える「人権擁護」は、「左翼的（共産主義的）人権擁護」であることがよく判る。なお私自身は獄中に入って暫く経ってからではあるが、ソ連（ロシア）と中国と北朝鮮など共産主義国を独裁侵略国家と規定してその解体を主張していた。きわめて異端派の反日左翼であった。

（２）私は捏造証拠による逮捕・起訴と死刑判決を恨んでいない

①私は反日左翼であったことを自己批判して脱却し、保守主義者（というか法の支配を堅持する自由主義者）に転換していった。１９９７年から９８年ころには明確にそうになっていた。そのことによって私の道警の捜査と裁判（確定審）に対する評価も大きく変ることになった。

②１９７５年、７６年当時の私は反日左翼でかつ爆弾闘争をめざしていた。木炭や硫黄を入手し、木炭を微粉末化する作業も行っていた。旅行用時計に工作して時限装置も作った。規制されていて入手が難しい除草剤（塩素酸ナトリウム）は未入手ではあったが、マッチ頭薬をつぶして火薬を集めよう

としていた。この頃の私は反日テロを志向しその準備も一部進めていた決して許されない存在であった。可児事件で加藤三郎が遺留した爆弾関連のもの、8月6日以降の私の物の投棄で押収したものから、道警幹部が「大森と加藤が道庁爆破の犯人に間違いはない」と考えたのは当然だといえる。

だが道庁爆破に直接結びつく証拠は一切なかった。だから道警幹部は前記した多くの証拠を捏造することにした。まず「高山捜査報告書」に虚偽を記載して爆取3条違反容疑で別件逮捕し、それに続いて証拠を捏造して本件爆破で再逮捕していったのであった。石原や高山ら幹部には証拠を捏造することのやましきは無かったといえる。それは彼らは「大森が万が一犯人ではないとしても、爆弾テロを目指していることは証拠で明らかだ。社会を防衛するため断じて大森を逃してはならないのだ」と考えたからだ。

③反日左翼で日本と日本の法を否定していた当時の私は、一方で日本の法を利用して「国家権力は法を守れ！でっち上げ粉碎！」を叫んでいた。しかし反日左翼の誤りを認識し自己否定して保守主義者（法の支配を守る自由主義者の意味で使用する）になった私は、当時とは全く異なる考えになった。私は逮捕されたことによって、自分が誤った反日武装闘争（テロ）を実行することを防いでもらったのだ。もし道警が証拠を捏造せず逮捕されなかったら、私は時間は少しかかっただろうが姿をくらました上で必ず反日武装テロを東京等で実行していったのは間違いはない。逮捕によってそれを防いでもら

ったのであった。道警は私の誤った戦いから社会と人命を守った。

そのことは裁判官についても言える。私たちは確定審1審控訴審では「製造関係」においては不十分な反証しかできなかったものの、藤井目撃関係においては虚偽であることを十分に証明した。だが控訴審判決は藤井証言やモンタージュ写真を排除せず、限定的に維持した。もし藤井目撃証言を全面的に排除したら、「犯罪の証明」には至らず証拠不十分で無罪になってしまうからである。裁判官は反日テロリストの私を社会に出す危険性を十分認識しており、社会を守るために有罪死刑判決（1審判決は1983年3月29日。2審判決は1988年1月21日）を下したのである。私は裁判官によっても誤った反日武装テロをやっていくことを防いでもらったのである。

もし逮捕されず社会で暮らしていれば、私は反日武装闘争を実行していくことばかりに心を奪われ、思想を検証していく作業は疎かになって、保守主義者（自由主義者）に転向できなかった可能性が高い。獄中でひとりで考え続けることによって私は初めて転向できた。私にとっては、誤った生き方（反日左翼）を否定できて正しい生き方をすることができるようになったことが何よりも重要であり、喜びである。

だから現在の私は当時の捏造証拠によった逮捕・起訴と死刑判決を恨んではない。感謝すらしている。加藤三郎の「可

児町事件」(1976年7月2日)がきっかけで逮捕になっていったから、そのことにも感謝している。ただ証拠捏造は刑法違反であり、捏造証拠を排除することなく利用していった裁判は刑事訴訟法違反だし、憲法37条2項に違反する。私は恨んでないと言ったが、これらの違法行為を支持するということではない。相対的なものだ。違法行為ではあるが、それによって私は救われたし社会も守られた。だから恨んでいないし、感謝さえしているということである。

3、再審請求審ではもはや「社会防衛」の観点は不要であり、法に基づいた公正な裁判をしなくてはならない

(1) 私は日本の安全・存立を守るために全力で言論活動をしている

① 私は何十年にもわたって反日闘争をしてきてしまった。反日武装闘争だけが犯罪であって非武装の反日闘争は許されるというものではない。非武装の反日闘争の方が人々に及ぼす影響力ははるかに大きく、日本にダメージを与える。私が過去の誤った戦いを反省するということは、反日左翼と戦って日本の安全・存立を守っていくということだ。私はその戦いに命を懸けている。

② 日本の保守系の「識者」のレベルは極めて低い。そもそも「法の支配」の思想が欠落してしまっている。法とは真理

であり正義である。国際関係を律する国際法と国内を律する国内法がある。法は憲法を支配する。法に支配された憲法条項が正しい憲法条項であり、これも法になる。法は政府と国民を支配する。政府（行政府、立法府、司法府）は国民を統治するが、政府は法を厳守し法に支配されて統治をしなければならないのである。意識的に法の支配を否定する政府は「悪の政府」であるから、法に支配され法を守る責務を負う国民によって批判されて、正しい政府に交代させられなくてはならない。日本の法を「ブルジョア法」と規定して否定する反日左翼が非難されなくてはならないのは当然のことだ。憲法1条の「国民主権」は法の支配に違反していて無効である。主権とは「最高・独立・絶対の権力」であるから、国民が主権者なら「法の支配（憲法の支配）」は否定されてしまう。反日左翼は「国民主権」を利用して、国民の代表たる政府（革命政府）として、独裁支配を正当化する憲法に反する悪法を制定し、憲法も破壊していくのである。

③ 欧米諸国では条約、国際法が上位の法であることは常識になっている。主権国家は国際社会で生きていくのであるから当たり前だ。日本国憲法でも98条2項がそれを定めている。

憲法9条1項は侵略のための武力行使、戦争を放棄するものだ。だから侵略されたときの自衛のための武力行使や自衛戦争は容認されている。しかし憲法9条案（GHQが言ってきたもの）は、自衛目的であろうとなんだらうと軍隊（戦力）

の保持と国の交戦権を否定するものであった。軍隊を持たなければ、日本は自衛権と交戦権を行使できない。国際法の定めだ。軍隊がないときは、日本は自衛のための武力行使も「国家の緊急避難行為」という大きく制約された中で行うしかない。「専守防衛策」である。そうであっては日本は自らの安全を守ることはできない。そしてそういう憲法9条であるならば、国際法（自衛権・交戦権等の軍事を律する法）に反する。憲法98条2項に反するものになる。

だから憲法改正を行う帝国議会において、憲法改正小委員会委員長の芦田均は1946年8月に、9条2項案の冒頭に「前項の目的を達するため」の文言を挿入する修正を行った。これによって9条2項は、侵略のための武力行使を放棄するために軍隊を保持しなくなった。だから自衛目的であれば日本は軍隊を保持することができ、交戦権も認められることになった。国際法に合致するものとなったのである。GHQもすぐに追認したし、連合軍極東委員会も追認した。これが本来の憲法9条である。「芦田修正論」という。既に東西冷戦が開始されていたからでもある。

④日本は主権を回復すれば（1952年4月28日）、憲法9条によって自衛のための軍隊を保持できることになった。だから1951年9月8日のサンフランシスコ平和会議において、連合軍と日本国との「平和条約」が調印されたが、そこには「日本が国連憲章51条の個別的又集団的自衛の固有の権利を有することを承認する」と明記された。米国を初め

連合国は、日本は憲法 9 条によって国防軍を保持できるので、自衛権（個別的・集団的）を有することを承認するとしたのであった。行使することができない権利であれば、権利を有するとは書かれない。同じく 9 月 8 日に締結された「日米安保条約」にも同じ文がある。ソ連のグルムイコ外相は平和条約締結の直前に会議から離脱したが、彼も日本は陸海空軍を保有できると発言していた。

⑤ 私は 1999 年の始めから小冊子で、その後にはホームページやブログでこうした主張を展開してきた。政府・保守系の議員や識者やマスコミ、自衛隊、在日米軍、在日アメリカ大使館等々へは直接送付をしてもらってきた。反日左翼の「憲法 9 条を守れ！」は「芦田修正論」の本来の憲法 9 条を黙殺したデマゴギーである。反日左翼でも「憲法学者」であれば知識としてなら知っていよう。だが彼らは歴史的事実を隠ぺいし、学問を否定して、政治闘争として主張を行っているのである。学者ではない。反日左翼は日本に軍隊を持たせないことにより、日本に対中露北朝鮮国防をできなくさせるのだ。彼らは国内における侵略勢力である。

⑥ 歴代内閣の憲法 9 条 2 項解釈は、「日本は軍隊（戦力）を保持できない。国の交戦権は認められない」である。安倍内閣もだ。まさしく反日の解釈だ。この「閣議決定」は本来の憲法 9 条 2 項に違反しているから、憲法 98 条 1 項によって無効だ。これが法の支配である。またこの「閣議決定」は憲法 98 条 2 項にも違反しているから、1 項により無効であ

る。政府自身が憲法を守っていないのだ。こういう政府は国民によって正しい政府に交代させられなくてはならない。日本には「法の支配」の思想が欠落しているのである。そんな教育など全くなされてない。

⑦自民党は「憲法 9 条 2 項の改正」を 63 年間言ってきた。しかし改正など不要だ。正しい内閣が閣議によって、「これまでの憲法 9 条 2 項の解釈は、本来の 9 条 2 項に反していて憲法 98 条 1 項によって無効だ。本来の憲法 9 条 2 項を支持する。日本は自衛のための軍隊を保持できるし国の交戦権も認められる。自衛隊は軍隊である」と決定すればよいのである。一日でできることだ。「憲法 9 条改正運動」は日本に軍隊を保有させないための謀略である。

⑧日本で言われている「法の支配」は「法治主義」のことである。「法治主義」は「法の支配」を否定するものだ。法を上位に置くのではなく、政府の方を上位に置いて、法をねじ曲げたり否定して、政府が決定したことが正義だとする立場が「法治主義」である。内閣が「本来の憲法 9 条 2 項」を否定する「反日の憲法 9 条 2 項解釈」を閣議決定して、国民に強制するのが「法治主義」である。法の支配が否定されている日本は異常な国家の状態である。「法治主義」は「人の支配（人治）」の一種であり、先進文明国家の法思想に反するものだ。これを極限化させると、共産主義国の独裁支配の法律になる。

⑨日本国家と国民は日本侵略を国家目標にしている核大国の中国とロシアを「想定敵国」ととらえて、自らの安全保障を図っていかなくてはならない。両国の外交の基本は騙しである。それなのに安倍首相は「日中の戦略的互惠関係の構築・強化」、「日露の戦略的パートナーシップの構築・強化」を宣伝して国民の警戒心を解体し、戦う保守派を孤立化して、日本の対中対露国防を解体している。安倍首相は「保守」を語っているが（偽装）、反日なのだ。彼は2013年12月に閣議決定した日本の「国家安全保障戦略」に、この思想と戦略を盛り込んだ。それで日本と国民を支配することにしたのである。これは日本の安全・独立を守ることを命じている憲法9条に違反する閣議決定だ。「法の支配」を否定する「法治主義」の実践である。ほとんどの保守系「識者」は安倍首相に拝跪し、保身から対決しない。

私はこのような主張をブログで毎月発表して活動している。

（２）裁判所は法の支配を守って公正な裁判をしなければならない

①私はずっと前に反日左翼を自己否定して転向した。もはや「社会防衛」の必要はない。だから裁判所は公正な裁判ができるはずだし、しなければならない。

②しかし第1次再審請求においても第2次再審請求においても、裁判所は「確定審の事実認定を守る。確定判決を守る」

を自己目的化して、新証拠を否定しただけであった。先に結論があり、あとは新証拠を否定するための不合理的な判示を展開しただけである。刑事訴訟法第1条、318条、435条、437条違反だ。「法の支配」とはこれらの正しい法律が裁判官の上位にあって支配するということだが、裁判官は自らを上位において、これらの法律を否定して恣意的な判示をしたのだ。法の支配を否定した人（裁判官）の支配の「法治主義」だ。刑訴法318条「証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねる」は、裁判官の恣意的な判断を許すものではない。科学的・合理的な論理法則と経験則に基づいて判断するのは大前提である。後で具体的に批判していく。

③本再審請求においては同じ誤ちは繰り返されてはならない。人は何事であれ思考するときには、多くの資料を集めてそれを科学的、合理的に分析評価していかななくてはならない。意識的に反対の仮説を立てて考えてみることも必要だ。正しい思考とはこういうものだろう。しかし人はほとんどの場合、こういう科学的アプローチはできない。ほとんどの場合は最初に方向性が決ってしまっている。すると思考は制約されてしまう。その方向を否定する思考は自己規制されてしまう。否定するデータが存在していても、見えなくなってしまうことが普通に生じる。

思考にタブーを設けてはならないのに、人はほとんどの場合にタブーを持っている。私は反日左翼から転向したから、このことがよく分っている。自分を支えている基本的なもの

の否定はタブーなのだ。だから転向するまでに長い時間が必要だった。保守派にとっては安倍首相を否定することはタブーだ。だからそういう方向の思考は自主規制されてしまう。首相の外交・安全保障政策が間違っていることを示す事実があっても、見えなくなってしまう。すぐ忘れてしまう。ロシアは北海道侵略の軍事演習「ポストーク2018」を9月中旬に中国と共同で行った。だが保守派はロシア・中国にすり寄る反日の安倍首相を批判できない。そこには保身もある。

裁判官にとっては確定判決の事実認定と判決を否定することはタブーのはずである。保身もある。しかし法が裁判官を支配するのであって逆ではない。保身は許されない。

4、発見ねじは捏造である

(1) 立証趣旨

確定判決は8月10日、私の二宮方居室の検証・搜索差押えを行った里幸夫警部によって、時計のねじ1個（リン止めねじ）が発見されたと認定した。しかしこのねじは里幸夫が外部から持ち込んで発見を捏造したものである。

私はいくつかの新証拠と旧証拠の総合評価によって、発見ねじは捏造であることを証明していく。以下順次述べていく。

(2) 道警は捏造証拠の松田宏昭巡査の「写真撮影報

告書」(昭和51年8月30日)を検察庁へ送致せず、
隠蔽してきた

「松田写真撮影報告書」(以下「松田写報」と記す)は、
里幸夫が8月10日に大森の居室で発見押収したねじを8月
18日に写真撮影したというものだ。ねじの写真2枚が添付
されていて、その1枚は凝視するとドライバー溝に傷がつい
ていることが分かる写真である。少し拡大すればよく分かる。
傷は工作していたことを示すものだ。極めて重要な証拠であ
る松田写報は送致されて当然だと考えられるものだが、そう
ではなかった。検察の判断を仰ぐこともせず隠されてきた。
第2次再審において裁判所の証拠開示勧告がなされて、初め
てその存在が明らかになった証拠だ。道警が隠蔽してきたの
は不正証拠、つまり捏造証拠であるからだ。

私はいくつかの新証拠と旧証拠によってこのことを証明し
ていく。

●新証拠 請求人1、2、3、4

新証拠 請求人1

(ア)～(オ)の事実。

(ア)第2次再審での弁護人の2014(平成26)年2月6
日付「証拠開示命令申立書」。

(イ)平成26年7月9日、裁判所書記官から、「警察から検察に段ボール数箱の証拠が来ている。検察で整理中」との連絡が浅野弁護人にある。平成26年9月8日、書記官から弁護人に「検察から整理できたとの回答が裁判所にあった」旨の連絡がある。平成26年10月16日、書記官から弁護人に「検察から近く証拠開示に関する意見を出す旨の回答が裁判所にあった」旨の連絡がある。

(ウ)検察官の平成26年10月16日付「証拠開示命令申立に対する意見書」（全面非開示）。

(エ)平成26年11月13日付の裁判所の「証拠開示勧告」。

(オ)平成26年12月26日付の検察官の「新証拠開示勧告に対する回答書」。

新証拠 請求人2

昭和51年8月30日付松田宏昭巡査の「写真撮影報告書」。

新証拠 請求人3

「松田写報」関連のネガフィルム6枚。

新証拠 請求人4

開示ネガフィルム全てをベタ焼したもの(第2次再審の弁補充書(二)末尾に添付した表のネガフィルムをベタ焼

したもの)。

● その立証趣旨

①新証拠1(ア)～(オ)の事実によって新証拠2松田写報と新証拠3その関連ネガフィルムは、弁護人による「証拠開示命令申立て」と裁判所による「証拠開示勧告」によって、初めてその存在が明らかになった証拠である。前記(イ)の平成26年7月9日の裁判所書記官の弁護人への連絡によって、検察官が道警に「送致していない証拠を全て送致せよ」と指揮したことにより、初めて送致された証拠であることも明白だ。

②平成27年1月16日に開示された新証拠2の松田写報は、送致する必要などない瑣末な内容の証拠であるのでは断じてない。里幸夫が8月10日に私の居室で発見押収したりん止めねじを撮影した写真報告書であり、添付写真を凝視すればドライバー溝に傷がついているねじなのである。大森が時限装置を作っていたことを物語る極めて大きな証拠価値を有する証拠だ。一も二もなく送致して、検察官に証拠申請してもらいべき証拠ということになる。だが道警は送致せず隠してきた。

③なぜ隠されてきたのか？その答えはひとつしかない。不正証拠つまり捏造された証拠だからだ。論理法則からそうなる。経験則からもそうなる。何が捏造されたのか。ドライバー溝の傷が捏造されたのである。

④松田写報には、8月18日に道警本部刑事部鑑識課写真室で撮影したと書かれている。8月18日とはどんな日なのか。中島富士雄が「発見ねじ」の精密測定を終了した日である。道警本部刑事部犯罪科学研究所においてである（第2次再審請求審弁11。8月21日付中島富士雄・本実鑑定書。以下、8月21日付「中島鑑定書」と記す）。「発見ねじ」の鑑定が終了したので、石原啓次警視は松田巡査に「発見ねじ」の写真を撮らせたという形になっている。

中島が精密測定を終えたので、その日に撮影した「発見ねじ」のドライバー溝に傷がついていたのであれば、道警としては何も不都合はないはずである。松田写報は、8月21日付中島・本実鑑定書と一対になるものとして作成しようとした写報である。当然にも送致されることになる。だが隠されてきたのだ。それは捏造証拠であるためである。傷が付けられたことが捏造だ。どういうことなのか？論理的に考えれば見えてくる。すなわち石原が松田に指示して18日に撮影させた「発見ねじ」（中島測定ねじ）には、傷はついてなかったということである。前記の8月21日付「中島鑑定書」は「鑑定事項」として「その他の参考事項」とあるが、ドライバー溝のドライバー傷の有無に関しては何も言っていないことから、「発見ねじ」にはドライバー傷はなかったことが明白だ。中島は拡大鏡でねじをよく観察した。ねじ頭を20倍に拡大した撮影図も作成してある。

⑤石原は8月18日に松田にねじを撮らせてから、暫くしてから（8月22日～23日）「発見ねじ」には犯人による工作痕が残っていないかならないことに気がついたのである。カラー写真の現像は当時は外注なので出来上るまでに時間がかかっていた。この間に石原は「工作痕」のことに気がついた。傷がないねじでは、発見を捏造したことがバレてしまうと危機感を持った石原は、「発見ねじ」に自ら密かにドライバー傷を付けて（彼は実質的な捜査のトップであり、容易にこの工作はできる）、再び松田に写真を撮らせ（8月22日か23日だろう）、後で撮った方のねじの写真が添付された松田写報を作成させたのであった。二重の証拠捏造だ。

⑥前記⑤の捏造は次の新証拠3と4によって証明される。松田写報には2枚のねじの写真が添付されているが、開示された新証拠3の松田写報関連のネガフィルムは6つある。新証拠4（ベタ焼）の52番から57番である。52番のねじと、53番から55番の拡大して撮ったねじのどれか1つの2枚が、松田写報に添付された写真である。新証拠3には52番を拡大した写真があるが、傷がついていることがすぐ分かる。56番の写真は持ち手黄色の「コップ洗浄ブラシ」であるが、これは確定審検946のもので、私が8月7日にゴミステーションに捨てたものですぐ押収領置され、すでに8月8日の夜に中川清によって写真撮影されたものである（第1次再審請求弁2の昭和51年8月11日付「中川清写真撮影報告書」に写っている）。57番は「札入れ」であるが、どこで押収されたのか不明のもので領置調書もなく、道警自

身が全く証拠価値を認めなかったものである。なぜここに既に写真撮影されたコップ洗浄ブラシと領置調書もない証拠価値のない札入れが「発見ねじ」と共に撮影されているのか？

新証拠 3, 4 を合理的に評価すると次のことが浮かび上がってくる。石原は松田巡査に不審がられないように再度「発見ねじ」（傷をつけたねじ）を撮影させるために、コップ洗浄ブラシと札入れを使ったのである。石原は松田に次のように言った。「18日に撮ってもらった発見ねじだが、他の2点と共に撮るべきであったのについ失念してしまっていた。もう一度撮ってくれ。横に置く札は前回と同じく8月18日の札にしてくれ」。外注したカラーフィルムの現像が終り戻ってきて焼付けをするときになったときに、石原は松田に次のように言ったのだ。「改めて検討した結果、発見ねじのみの写報でいいと判断した。だから「撮影物件」は「ビス1個」ということで報告書を作成してくれ」と。こうして8月30日付松田写報は出来上がったのである。石原は8月18日に「発見ねじ」を撮ったネガフィルムは密かに捨ててしまった。証拠の捏造はごく一部の者によって、他者には知られないようにして行うものだ。

⑦中島鑑定書は8月21日に完成した。この日は土曜日だ。当時は週休一日制である。中島鑑定書は8月21日に検察庁へ送られたと思われる。石原は検察官が中島鑑定書を証拠申請してしまうケースを考え、公判において弁護側が中島鑑定書に依って「発見ねじには傷はなかった。ねじ発見は捏造だ！」

と批判してくる場合にそなえて、松田写報を用意したわけである。だが送致はしなかった。当然である。送致したら、検察官はふたつを一对のものとして証拠申請するだろう。そうになったら松田は証人として呼ばれることになってしまう。松田写報の不自然の作成経緯が明らかになって、不正工作・捏造が判明してしまうからだ。しかし検察官が賢明にも8月21日付中島鑑定書を証拠申請しなかったこともあり、私たちは確定審1審控訴審では傷の問題を追及できなかった。

⑧ 鶴原正規警部補が「発見ねじ」に傷を付けたねじを石原から渡されたのは、8月24日である。確定審1審47回公判では、8月23日に捜査関係事項照会書とねじを渡された旨の証言がなされていた（11頁）。2時頃に渡された（同31頁）と証言されていた。これは彼の記憶違いである。平成27年1月16日に開示された鶴原の昭和51年8月28日付「追跡捜査結果報告」（再弁13）で、401号捜査照会書は8月24日付であるから23日には渡されることはない。

石原はリズム時計益子工場でも検査をしてもらうことを考えていた。そのときに、「発見ねじ」には工作痕が付いてなくては捏造を疑われてしまうことに初めて気が付いたのだ。もう8月21日付中島鑑定書は検察庁へ送ってしまった。傷についての記載がないものだ。それで急いで自ら「発見ねじ」に傷をつけ、松田に再び撮影させ、それが終了したので鶴原に渡して（8月24日）、益子工場へ向かわせたのであ

った。当然、工場長の吉村新は拡大鏡で「発見ねじ」を見て、すぐに傷があることを鶴原に告げたのであった（47回鶴原証言22頁）。8月26日付吉村新「回答書」（弁12）も傷について明記した。石原は9月8日に鶴原に9月8日付の鑑定嘱託書と同「発見ねじ」を持たせて、益子工場へ向かわせている。吉村新鑑定書（9月13日付。検204）が作成され、傷についても明記される。傷の有無は別にするが、当然8・10里「発見ねじ」と8・21中島ねじと8・26吉村ねじと9・13吉村ねじは同一ねじである。

⑨以上の新証拠1～4によって、道警（石原）は松田写報を捏造したこと、捏造証拠ゆえに検察庁に対しても隠してきたことが完璧に証明された。私が都合よく新証拠を評価したのではない。新証拠1～4を科学的、合理的、論理的に評価すれば、必然的にその結論になる。当審裁判官は刑訴法318条を守らなくてはならない。裁判官が法を逆に支配して法を歪め否定して、言葉で誤魔化していく「法治主義」（人の支配）を実行しては断じてならない。

「発見ねじ」にはドライバー傷は付いてなかったのだ。すなわち「発見」は嘘であり、里幸夫が外からリン止めねじを持ち込み、「発見」を捏造したのである。

（3）道警（石原啓次警視）は佐藤修一巡查部長の「写真撮影報告書」（昭和51年8月28日付）添付カラー写真のネガフィルムを密かに廃棄した

佐藤は8月10日、里幸夫警部の下で二宮方の私の居室の検証を行い写真撮影を担当した。班長の里幸夫が指示したものをカラーフィルムで撮影し、8月28日付写真撮影報告書を作成した。14枚のカラー写真が掲載されている。「発見ねじ」を撮影した写真も2枚ある。弁護人が本件のすべての写真報告書のネガフィルムの全ての開示を求め、裁判所も開示勧告を出し、検察官も開示したのであった。平成27年3月5日である。他の写真撮影報告書のネガフィルムは全て存在したのに、「発見ねじ」を撮影した佐藤写報の14枚のネガフィルムだけが、存在しなかったのである。道警（石原）が密かに廃棄して証拠隠滅を図ったことが明白である。新証拠と旧証拠によって証明していく。

●新証拠 請求人4と請求人5(カ)～(ケ)の事実

(カ)前記(2)の新証拠 請求人1の(ア)から(ウ)の事実と同じである。

(キ)弁護人側の都合により、ネガフィルムの開示は物や書類の開示（平成27年1月16日）より遅れて3月5日に開示された。弁護人はスキャン作業を行う。弁護人は新証拠 請求人4によって佐藤写報のネガフィルムだけが無いことに気づき、検察官にその旨を連絡した。3月26日、矢崎検察官より、「弁護人の指摘のとおり、3月5日のスキャン作業の際、佐藤写真撮影報告書添付写真のネガが含まれていないこ

とが分かった。あるかないか調べた上、連絡する」旨の電話があった。

(ク) 弁護人は3月30日付の「要請書」を裁判所に提出。「一部不足のものがあるので、再度の確認・開示を要請する」。

(ケ) 検察官（渡邊・矢崎）の平成27年3月31日付「回答書」が裁判所へ提出される。「ねじの発見状況に関するネガフィルムは、開示済みのもの以外、不存在である。なお、平成26年12月26日付け回答書において、昭和51年8月28日付け司法警察員佐藤修一作成の写真撮影報告書添付の写真ネガフィルムを開示する旨回答したが、同ネガフィルムは存在しない。よって、同ネガフィルムを開示する旨の回答を訂正する」。

●その立証趣旨

① 新証拠4と新証拠5の前記(カ)～(ケ)によって、佐藤写報添付カラー写真のネガフィルムが「存在しない」のは明白だ。

(キ)の平成27年3月26日の矢崎検察官の電話内容、(ケ)の3月31日の回答書の内容から、検察官も今回警察から送致された多くのネガフィルムの中に、佐藤写報のネガフィルムも有るものと思っていたことが分かる。しかし弁護人からの指摘と、弁護人の(ク)の「要請書」を受けた裁判所からも言われて、検察官は道警を指揮して佐藤写報のネガフィルムの

有無を調査させ回答させたのだと言える。それが(ケ)の「存在しない」である。

②「存在しない」とは「行方不明」「紛失」ではない。証拠は爆弾捜査本部の庶務係が管理している。庶務係の帳簿には佐藤写報とともにそのネガフィルムが記載されているのに、現物がない場合であれば「存在しない」とは表現されない。「行方不明」「紛失」だ。「存在しない」とは、最初から庶務係に提出されなかったということである。誰がそうしたのか？石原啓次である。

③佐藤修一は47回公判で、焼付けられた写真が手元に来たのは、この報告書を作成する当日か前日だと証言した。28日か27日だ(8頁)。写真と一緒にネガフィルムも戻ってきたとも証言している(38頁)。佐藤は報告書を作成し終わったら里幸夫にネガフィルムと一緒に渡したことになる。里はそれを指導官の石原啓次警視の所へ持っていくことになる。決済のためだ。検994の佐藤写報の最初の頁に決済欄がある。石原は決済をした後、密かにネガフィルムは隠し後で廃棄してしまったのである。佐藤写報のみが庶務係に保管され、そして送致されたのである。前記の新証拠 請求人4と5を科学的に評価すれば必然的にこの事実が導きだされる。

④4の(2)で証明したように、石原は「発見ねじ」に自らドライバー傷を付ける証拠捏造を行い、「松田写報」も捏造していった人物である。石原は、後日公判が始まってもし

傷の有無が争点化することになった場合には、里幸夫が「発見した」ねじを撮影した佐藤写報のネガフィルムが開示されることになれば、ネガフィルムを拡大すれば傷が付いていないことが判明してしまうと恐れて、密かに証拠隠滅を図ったのである。

⑤石原が佐藤写報のネガフィルムを違法に廃棄した事実によって、里による「ねじ発見」が捏造であることが証明される。里幸夫による発見が真実であるならば、百歩も千歩も譲って仮に目に見えるドライバー傷がねじについていなかった場合であっても、道警がねじにドライバー傷を捏造したり、佐藤写報のネガフィルムを密かに廃棄する違法行為（証拠捏造）をすることは断じてない。私が爆弾製造関連の様々な証拠を持っていて投棄したことを道警はつかんでいるからだ。

「リンの脱着は丁寧にやっていた。途中からケース止めねじを使うことになった」と説明できるからだ。前記の証拠捏造を行えば大きなリスクが発生してしまう。もし証拠捏造が明らかになれば、本当に発見したことまで疑われることになってしまうのだ。

石原がねじに傷をつける捏造、佐藤写報のネガフィルムを廃棄する証拠隠滅を断行したのは、彼が里幸夫に命じて傷のついてないリン止めねじを渡して、「ねじ発見」を捏造した「犯罪者の心理」からだ。

⑥私は④で「ネガフィルムを拡大すれば傷が付いてないこ

とが判明してしまうと恐れて」と書いた。石原は佐藤写報に写っているねじの2枚の写真を、拡大レンズで凝視したはずである。そこで傷の有無が分からなければ、ネガフィルムを拡大しても同じ結果になる。だが私自身も長い間勘違いしていたが、石原も勘違いをして、ネガフィルムを拡大すれば判ってしまうと思い込んだのだ。彼の場合は9月1日の道庁事件での再逮捕がすぐ後に迫っていた。山平真の捏造鑑定書（8月28日に出来上る）のこともあって、多くのことに頭を回さねばならず、落ち着いて考える余裕もなかったのだ。前記の松田写報は8月30日に出来上がっている。こちらでも神経を使っていた。

（４）新証拠と旧証拠の総合評価 一里幸夫警部の「発見ねじ」は捏造である

① 里幸夫警部「発見ねじ」にはドライバー傷はなかった。後から傷は付けられた

（ア）鶴原正規警部補の47回公判証言

鶴原は検察官から検776番のねじを示されて、見たことがありますかと問われると、肉眼でねじを見て「ございます」（1頁）と答えた。鶴原は「大森の部屋から見つかったねじのドライバー溝に傷がグッとあるのですが、先程これ見覚えがありますと言ったのは、そのねじの記憶を申し上げたんです」（21頁）とも証言している。彼は検察官に再び、「ド

ドライバー傷といたしますか、それはありますか」と質問されると、肉眼でねじを見てすぐに「あります」と答えた（22頁）。このように石原警視が「発見ねじ」に付けたドライバー傷は、素人の鶴原が肉眼で見てもすぐに判る傷なのである。

鶴原は8月15日、「発見ねじ」を持って市内の徳永時計店へ聞き込みを行っている。2種類の時計のリン止めねじに合ったので、1本を借りている。鶴原はこの調査の過程で「発見ねじ」を何度か見たわけだが、そのときには傷があるとの認識は持っていない。47回で彼は「その時点では私は特徴その他についてはわかりません」（31頁）と証言した。鶴原が「発見ねじ」の傷をはじめて認識するのは、8月26日に益子工場へ行き、工場長の吉村から「こういう傷があるんですから」と言われて、彼もねじを見た時である（22頁）。8月15日には「発見ねじ」にはドライバー傷はなかったが、8月26日には傷は付いていたのである。

(イ) 中島富士雄技術吏員の48回公判証言と8月21日付中島鑑定書（再弁11）

中島は48回公判で弁護人から検776のねじについて、「全く同じかどうかというのは、何かそれなりに調べたりした特徴があるというようなことは言えるんですか」と質問されて、「全く同じであるということは特に印でもつけない限り、そのへんは」（48頁）と答えた。続いてもう一度、「それと〔鑑定したときに調べたねじと〕、今、法廷で見せられ

たものを見て、どこか特徴が一致しているから同じだということとは言えないんですか」と問われ、やはり「そこになりますと、ちょっとはつきりは言えないですね」（４９頁）と証言したのである。

中島は自分が８月１６日から１８日に精密測定した「発見ねじ」には、ドライバー傷は付いていなかったと証言していることが明明白白である。中島は法廷でねじの溝を凝視することをしなかった。自分が鑑定したねじにはドライバー傷は付いてなく、なんの特徴もないことが十分に分っていたからだ。

第２次再審請求審において、開示勧告によって開示された再弁１１の８月２１日付中島鑑定書にも、ドライバー溝の傷のことは一切記述されていない。ドライバー溝の傷は「その他参考事項」という「鑑定事項」に該当する性格のものだが、何の記述もない。傷は付いていなかったことが証明されている。ねじ頭を正面から２０倍にして投影した図も載っている鑑定書である。

(ウ) 検察官も「発見ねじ」には傷はなく後で傷が捏造されたと認識していた

極めて大事なことを述べる。検察官は検７６６番ねじにはドライバー傷が付いていることは熟知している。９月１３日付吉村新鑑定書（検２０４）だ。前回４７日公判でも鶴原証

人が「グッと傷がある」と証言していた。48回中島公判の前日である。検察官は上の中島証言に対して、「ドライバー溝をよく見てください。ドライバー傷が付いていますが、これが特徴だとは言えないのですか？」とは意識的に尋問しなかったのだ。検察官は中島の8月21日付鑑定書も持っていて、そこには傷の記載がないことも分かっていた。

すなわち、検察官は里幸夫が「発見」したというねじには傷は付いていなかったこと。中島8月21日付鑑定書の後に、道警の幹部によって密かに傷が捏造されて、昭和51年9月13日付吉村新鑑定書になったことを認識していたのである。だから検察官は第3回公判（多くの証拠申請がなされた公判）で8月21日付中島鑑定書の証拠申請をしなかったし、48回公判でも「これは請求しておりません」（21頁）と述べた。検察官は道警幹部による証拠捏造を隠蔽するために、敢えて中島に質問しなかったことが明白である。

傷の捏造を認識してその隠蔽を図った検察官は、里幸夫による「ねじの発見」も捏造だと認識していたのである。

49回の工場長吉村新公判に触れておく。検察官は検766のねじを示して吉村に「そのねじに見覚えがありますか」と質問したのだが、あわせて「裁判長、ルーペを持ってきたのですが、使ってよろしいですか」と聞いている。そして吉村に「ルーペを使ってよく見ていただけますか」と言っていた。吉村が「そのときのものです」（12頁）と答えると、

「何か特徴がありますか。どっか見覚えがある点がありますか」と質問した。吉村は「このドライバー溝のところに傷のついているところが見覚えでございますが」（13頁）と答えている。吉村は弁護人の質問には傷について、「3か所ぐらいあります」「大きく分けて、片方の側に1か所、反対側のほうに2か所」（95頁）と証言していた。

検察官が48回の中島富士雄証人に対しては、ルーペを用意してそれを使ってねじの溝を見させることをしなかったのは、前述したことが理由である。

(エ) 里幸夫警部の46回公判証言

当時弁護人は検766番のねじに傷があることを認識していなかった。検204吉村新の鑑定書を詳細にチェックできていなく、添付資料5番「ドライバー溝にはネジ絞めされた際のドライバーキズがついている」を見ていなかった。そのため弁護人は里幸夫に対して、「多少、色が古くなったような感じがあるということをおっしゃいましたが、それは別にネジじたいに特徴があって見覚えがある、ということではないんでしょう」と質問したのであった。

これに対して里は「まあ、これに固有の特徴というのはないと思いますけど」（51頁）と答えたのであった。弁護人がさらに「つまり、あなたが押収したのと、今法廷で見ているのとは、形と色などが似てて、同種類ということが言える

んでしょう」と問うと、里は「これはもう、マイナスネジであり、大きさといい、これは当時私がよく確認しておりますので、これに間違いはないというふうに思います」（51～52頁）と答えた。弁護人がさらに「いや、仮に2つのネジがあったら、同じようなネジがあったら、こちらがそれで、もう一つが違うなどという区別はできないでしょう」と質問すると、「全く外見上同じものであれば、判断できません」（52頁）と述べたのである。

里は8月10日の押収時にねじをよく確認していたこと、そして自分が押収したねじには吉村新が証言していたような、片側に1か所、反対側に2か所のドライバー傷は全く付いてなかったことを証言しているのである。検766ねじには鶴原が法廷で肉眼で見てすぐに分るドライバー傷が付いている。里も当時はねじをよく確認して傷のない新しいねじであったので、その認識をもって弁護人の質問に答えたのであった。彼も法廷でねじのドライバー溝を凝視することはしていない。里は傷のついてないねじを高山智二から渡され、持ち込んで「発見」を捏造したのであった。

検察官は捏造を隠すために、里に対して傷についての尋問をしなかったのである。意識して質問をさけたのだ。

(オ)再弁11の8月21日付中島富士雄鑑定書の「鑑定事項」の内容が「発見ねじ」に傷は付いてないことを証明している

昭和51年8月13日付の鑑定嘱託書に基づいて、8月21日付中島鑑定書は作成された。鑑定嘱託書記載の「鑑定事項」は、鑑定書にもそのまま転載される。「発見ねじ」に検766ねじにあるような傷がもしついていれば、必ず「鑑定事項」には、「ドライバー溝にある傷は何によって出来た傷か。それは何を意味するか」の項目も入ってくるが、弁11にはない。「その他参考事項」とあるのみだ。「発見ねじ」に傷が付いてなかったことは明らかだ。だから検察官は8月21日付中島鑑定書を証拠申請しなかったのである。

(カ)中島富士雄は傷を捏造された「発見ねじ」を見ていない。8月10日里「発見ねじ」・8月21日（8月18日）「中島鑑定書ねじ」・8月26日「吉村新回答書ねじ」・9月13日（9月9日）「吉村新鑑定書ねじ」は同一ねじである

再弁13の鶴原正規の「追跡捜査結果報告」によれば、鶴原は8月24日に札幌を発ち、8月25日午後1時10分頃東京都台東区にあるリズム時計工業株式会社の販売部長・土田俊雄を訪ね、翌8月26日午前9時0分頃、益子工場へ赴き、吉村新に8月26日付報告書を作成してもらい、参考人供述調書を作成した。翌27日午後1時40分頃に、東京都品川区にある三進鋸螺株式会社へ赴き、話を聞いた主任・金子龍二の参考人供述調書を作成している。

それから札幌へ帰ったのであるから、札幌着は8月28日となる。中島富士雄の8月29日付鑑定書（検201）は、8月28日付の鑑定嘱託書に基づき、28日に着手して28日に終了した。中島が48回公判の23頁で証言したように、検201鑑定書の検査は、既に以前にやっていたものをここに書いただけのものであり、実際に資料を持ってきて28日に検査をしたのではない。中島は8月28日に傷のついた「発見ねじ」を見ていない。また再弁12の8月26日吉村回答書（「ドライバー傷あり」と「通知表」に記入されている）も見えていない。その後であっても石原がそれを中島にみせることはない。検204の吉村鑑定書（9月13日付）も中島に見せることはない。証拠の捏造はごく一部の者で密かに行うものであるからだ。

再弁11の8月21日付中島鑑定書の「鑑定経過」には「発見ねじ」の寸法がシチズン・ドラベルウォッチの各機種「りん止めネジとほぼ一致する」とある。中島はそれ以前から所持していたシチズンの3種のトラベルウォッチのリン止めねじを測定して、リン止めねじは同一規格ではあるが測定すれば微妙に異なっていることの知見を得ていた。それを踏まえての「鑑定経過」の「ほぼ一致する」である。このことは当然石原に伝えられた。また石原から質問されて答えただろう。従って石原が傷を捏造したのは別のリン止めねじにそうしたのではなく、「発見ねじ」そのものに傷をつけて、松田写報（8月30日）も捏造したのである。なぜなら中島が既に寸法を精密測定していて鑑定書になり、送致済みだからだ。

石原が8月24日に第401号「捜査関係事項照会書」とともに鶴原正規に渡したねじは、もちろん傷が付けられた「発見ねじ」である。それが8月26日「吉村回答書」のねじである。石原が9月8日に鑑定嘱託書とともに鶴原に渡したねじは、吉村回答書のねじである。これは極めて当り前のことだ。警察はわざわざ疑われるようなことをするはずがない。寸法の違いはマイクロメーターの発売時期（精密工学も日々進歩し性能は向上していく）の違い、機差、測定者が異なることから生じたものにとらえるべきものである。益子工場長・吉村新は8月26日と9月13日（正しくは9月9日）の「道警ねじ」の測定値の違いを当然視している。第2次再審請求における弁護人の主張とは異なるが、大事なことなので私の立場（考え方）を明確にしておく。

(キ)第2次再審請求1審と2審（即時抗告審）決定書への批判

1審は「そもそも里及び中島は確定審の公判において本件ネジの傷の有無について質問されておらず、傷がないと証言したわけではない。また、仮に両名が傷の存在に気付かなかったとしても、傷がドライバー溝に付いた極めて小さいものであることに鑑みれば、そのことが不自然であるとはいえない。さらに、中島鑑定書〔8月21日付〕及び昭和51年8月29日付〔中島〕鑑定書（確定第1審検201）の各鑑定事項は、本件ネジの製品名、用途、爆破現場の遺留品との関

係等であり、傷の有無に着目したものではなかったことに照らせば、上記各鑑定書が傷の存在に言及していないことが不自然であるとはいえない」（33～34頁）とした。

2審は「里警部を始めとする捜査員が本件ネジの傷について言及していないのは、尋問されなかった結果にすぎない。しかも、上記のとおり本件ネジの傷は微小なものである上、担当捜査官が傷等の特徴に注目したとはいえないから、傷の存在に気が付かなかったとしても、不自然とはいえない」（20頁）とした。

しかし前述(ア)～(オ)で裁判所のこの決定は粉碎される。中島富士雄は捜査員ではない。物理担当の刑事部犯罪科学研究所の技術吏員だ。私が今も反日テロリストであれば、こういう決定を出すことで社会防衛を図ることもあるだろう。だがそうではない。裁判官も自分が間違った主張をしていると自覚していよう。高校生でも正しく判断できるような事柄だからだ。裁判官は確定判決の事実認定と判決を守るを自己目的化して、刑訴法1条、318条、435条、437条の支配を否定し、自分を法の上位に置いて法を支配する（歪め否定する）「法治主義」（人の支配）を行っていったのだ。先に結論は出ている裁判である。公平な裁判の否定だ。憲法37条1項、99条に違反している。「発見ねじ」にはドライバー傷は付いていなかったのである。

(ク)私の時限装置工作とリン止めねじの傷について

① 私は時限装置を作っていた。もちろん道庁爆破事件とは無関係にだ。時限装置を作るにはリンをはずさなくてはならない。リン止めねじ2本（マイナスねじ）をゆるめてリンをはずす。リード線の一方をムーブメントの下板止めねじに結線し、あげバネが下りる位置に小さな電極を設置してその電極にもう1つのリード線を結びつける。時刻になったら、あげバネがはずれて降りて電極に接着して電気回路が出来上るといふしくみだ。そしてリンをかぶせてリン止めねじで絞めて固定する。工作するにはケースが付いていたらしくみなので、まずケース止めねじ2本（プラスねじ）をはずして、時計本体をケースからはずすことになる。そうしてから上記の工作を進めていくわけである。はずしたケース止めねじはケースに入れて保管する。リンをはずしたときのリン止めねじもケースに入れて保管する。ふたをすれば無くすこともない。マイナスねじとプラスねじなので区別はすぐつく。

「腹腹時計」では、下板止めねじにリード線を結びつけるのはハンダ付けで行うとなっていた。私はハンダ付けして更に瞬間接着剤もつけて補強した。電極は瞬間接着剤で着けた。その電極にはリード線がハンダ付けと瞬間接着剤で結線してある。

② 一回のリンの脱着でこれらの作業が出来るのではない。まず時計の仕組みを把握しなくてはならない。時限装置は動くものを利用して作るのだから、その仕組みを理解する。あげバ

ネ式は「腹腹時計」が説明していたものである。道庁爆破は9時02分が爆破時刻とされているので、これで説明する。9時02分に「目覚しを設定する」ということが、それになる。目覚し時刻を設定する「つまみ」はリンについているので、リンをかぶせて行う。9時02分になると、あげバネが下がる。あげバネによって止められていたシュモクが解放されて、バネの力で振れてリンを打つことで目覚しになる。あげバネ式時限装置は、あげバネが下った位置に電極を設置する方式だ。シュモク式はシュモクがリンを打つ位置に電極を設置する方式ということになる。だがシュモクは振動しているから安定通電にならず、シュモク式などありえない。確定判決の事実認定（シュモク式時限装置）は誤りである。シャモクのバネは解放してしまう。そうすれば時刻になってもベルは鳴らない。

9時02分に設定後、あげバネの動きを見るためにはリンを取らなくてはならない。この確認は一回やればOKだとはならない。実行者にとっては設定した時刻に正確に電気回路がつながることが求められるからだ。では、午後の9時02分まで12時間も待つのか。そんな必要はない。再びリンをかぶせて、長針を動かす「つまみ」を操作して8時50分頃にしてやれば、12分後にまた9時02分がやってくる。確認するためにまたリンを取る。こうしてリンは何回も脱着することになる。

また時限装置を作ってから時間が経ったら、ちゃんと電極

は着いているか、下板止めねじにリード線はしっかり着いているのかの確認も必要になる。私はこれを何回かした。そのためにまたリンの脱着をしなければならない。時限装置を実際に持って歩いてみて、振動を加えてみて、ちゃんと電極は着いているのか、下板止めねじにリード線はついているのかも確認しなくてはならない。

③ だから素人がリンの脱着を何回も繰り返せば、ドライバー溝にドライバー傷が必ず付くことになるのである。ドライバー溝がドライバーによってつぶれてくれば、十分絞めつけることができなくなり、径も同じで、長さもほとんど同じのケース止めねじで代用してみるようになっていく。だから使われなくなったリン止めねじには、必ずドライバー傷が付いている。

④ 石原啓次もやっこのことに気付いた。傷のないリン止めねじのままだと、捏造したことを疑われてしまうと危機感を抱き、自ら「発見ねじ」に傷を付け、傷の有無が公判で争点化したときにそなえて、「松田写報撮影報告書」を捏造したのである。そして「佐藤修一写真報告書」のネガフィルムも密かに廃棄したのであった。これらの新旧証拠により石原が「発見ねじ」に傷をつけたことは明白だ。この事実によって石原が「ねじ発見」を捏造させたことも明らかになった。

⑤ 私は作っていた時限装置は7月22日に札幌を離れる際に、リード線を引きちぎり文字盤を壊した上でゴミステーション

ョンにすてているが、ちゃんと使われていないねじ2個も捨てている。ケースの中に入れてあったから無くすわけがない。

(ケ)石原啓次警視は事態の進展が急過ぎて思考が回らず、傷が付いてないねじで「発見」を捏造することになった

① 石原啓次は5月19日に北教組事件に専従するため爆弾捜査本部を離れ、8月7日の午後3時頃に再び爆弾捜査本部の専従（統括担当）に戻った。それは私が8月7日朝にゴミステーションに投棄した3個のダンボール箱を押収し、爆弾本部の中島分庁舎に運び込んで内容物を見分するために、那須野警備課長から電話で呼ばれたからである（91回石原公判27～31頁）。この時、高山智二警部も石原と一緒に中島分庁舎へ行っている（高山8回公判26頁）。

爆取3条違反容疑で逮捕することを爆弾捜査部（本部長は道警本部長）が決定したのは、8月9日の午後である。午後から令状請求の準備にかかった（91回50頁）。石原個人としては、8月8日の夜に爆取3条違反容疑で逮捕する必要があると考へた。道庁事件に対する容疑も持っていた（45頁）。それで石原は高山智二に、「高山総合捜査報告書」の作成を命じた。3条違反容疑で逮捕するときの逮捕令状請求の疎明資料にする報告書である。作り始めたのは8日の午後11時を過ぎていた（91回112～113頁）。出来上ったのは9日のお昼前後である（8回高山証言28頁）。そ

れで石原は警備課長に爆取3条違反容疑で逮捕することを具申して（91同石原50頁）、9日午後に逮捕の決定となったことになる。私が9日の午前11時20分頃に東区役所で多治見市への転出届手続きをしたことが決定的要因になった（43、45、49、110頁）。

令状請求作業（逮捕令状、二宮方居室と車の検証許可令状と捜索差押許可令状）を統括班は徹夜で行い、終了したのは10日の午前9時頃であった（同50～51頁）。石原は高山を帯同して午前10時頃に令状請求のため裁判所へ行った。午後0時15分に発布された。石原はその間ずっと裁判所にいた（56～59頁、114頁）。石原は「連日徹夜のような状態でした」（61頁）と証言している。8月7日以降のことを言ったものである。

⑥ 石原は弁護士からの質問で、5月19日爆弾捜査本部を離れる前の段階で、道庁爆破の時限装置のねじの使われ方が「特異であること」を承知していたことを認めている（91回125～128頁）。つまり「科研」の中島富士雄からの報告で、リン止めねじ2本が犯人の元に残ったということを知っていたと認めた。だがこれまでに入手できた証拠、つまり私の8月6日以降の投棄物（押収は8月7日以降）には道庁爆破に直接結びつく証拠はなかった。従って石原はリン止めねじ（マイナスねじ）の「発見」を捏造することにしたのである。後から「発見」されるのであってはマズイ。逮捕当日の検証・捜索で「発見」されることを考えた。

㉔ しかし前記 ㉑ で見たように、石原は 8 月 7 日の午後以降、爆取 3 条違反容疑で逮捕するための作業に忙殺されていた。だから罪名にない「被疑事実」も記載した。

8 月 8 日夜 11 時すぎから作成にかかった「高山総合捜査報告書」も、単に捜査状況をそのままに文章化する作業ではなかった。1 の (6) の ㉓ で述べたように、本実からの「中間報告」を否定して、除草剤付着反応が得られたように虚偽を記載した。どのように捏造して記載すればよいのか頭を使わなければならなかった。道庁爆破と結びつけるために捏造しなければならない証拠は、リン止めねじの「発見」だけではなかった。藤井昭作の目撃供述調書を捏造すること、除草剤付着反応有りの鑑定書を捏造すること、コメ印筆跡鑑定を捏造することがあった。これらをやらなくては道庁爆破で再逮捕することは不可能である (1 の (6) の ㉑ ㉒ 参照)。考えることは多くあったのだ。

㉕ 前記 1 の (3) 「直ちにしかるべき対応をとれなかった道警」で明らかにしたように、道警は加藤三郎の「可児町事件」(1976 年 7 月 2 日)で岐阜県警から私の存在と、加藤との関係を通報されても、直ちにしかるべき捜査を実施できなかった。道庁爆破事件との関連で考えることができなかったのだ。石原は可児町事件の知識は新聞報道で知っていたと証言した(91 回 29 頁)。また 7 月下旬ころに情報担当幕僚の川上警視と事務連絡をした際に、川上から「岐阜県警

が「毒物劇物取締法違反」で加藤三郎なる者を全国指名手配したが、その立ち回り先が札幌市内にあって、今その行動確認をやってるんだという趣旨の話を聞きました」（28～29頁）と石原は証言した。「大森」の名前も出てないことが分る。

石原が爆弾捜査本部に呼び戻されたのは私の投棄物を押収した8月7日の午後3時である。那須野警備課長から「至急中島の爆捜の分庁舎へ来るように」指示されたときである（30頁）。それ以前に石原の方から「状況に進展がありましたので私は爆弾捜査本部に戻る必要があると思いますが」と警備課長に具申することも一切無かった。

これらのことは、道警また石原の思考能力は高くない、低いことを事実によって示したものである。

⑨ 爆捜本部における捜査における実質的なトップである石原啓次は、逮捕当日の10日にリン止めねじ「発見」を捏造させたのだが、前述した状況の制約も加わって思考を十分巡らすことができず、急きょ市内の時計店でシチズンの旅行用時計を買って、そのリン止めねじをはずしてそのまま側近の高山智二に渡し、高山が里幸夫警部に渡して（当然石原の指示であることを告げた）、「発見」を捏造することになったのであった。

石原は道庁爆破の「ねじの使い方が特異であった」という

報告を受けていた（91回125～126頁）と証言した。石原は犯人はケース止めねじ（プラスねじ）でリンを止めて、リン止めねじ2本は使わず残した。それが「特異なねじのつかい方だ」と思い込んでしまったのだ。誤った思い込みだ。本質を思い違えたわけである。だから時計を買い、リン止めねじをはずして高山へ渡した。高山も里もリーダーに従い、石原と同じ思い違いをしてしまった。始めからケース止めねじを使ってリンを止める者などいないのだが、石原は犯人はそうした。だから「特異なねじの使い方」なのだと勘違いしてしまっていた。前記した（ク）「私の時限装置工作とリン止めねじの傷について」で書いたことや傷のことは、全く意識に上がらなかったわけである。

石原がいつ時計を購入したかは分らないが、8月9日の夕方以降と思われる。石原がどうしても席を外せないなら、側近の高山に命じて8月9日に買わせたことになる。あるいは時間がとれなくて、逮捕令状等が発布された後に購入したことも考えられる。

②里幸夫警部による「リン止めねじ発見」（8月10日）は捏造である

(ア)里幸夫は6人の捜査員に「重要証拠の時計のねじが捨て忘れて残っているかもしれない。小さいので見落とすことなくよく捜してくれ！」と指示しなかった

① 里証言によると、高山警部から道警本部で午後1時過ぎに、大森の部屋の検証と搜索差押をするよう指示を受けた。班員は7名。班長は自分（46回2頁）。3時半ごろ二宮に到着した（4頁）。次に47回公判から引用する。弁「班員が全部集まって、行く段取りをしたのはいつごろなんですか」。里「指示を受けた1時ちょっと過ぎから出発する3時までの間です」。弁「だから、その間の何時ごろに班員が全部顔をそろえたんですか」。里「出発する1時間前、2時ごろにはもう完全に結集しておりました」。弁「2時ごろにそういう段取りができて、3時半まで何をやっておったわけですか」。里「特に何もしておりません」（47回3頁）。

里の「特に何もしておりません」の証言は極めて重要な証言である。もちろん里は班員に分担の指示をしている（46回3頁）。また搜索で差し押える物件（搜索差押許可令状に書いてあるもの）についても、一応は読み上げて班員に伝えたはずである。当り前のことだから、証言しなかったということになる。

② 私は二宮方の間借りを引き払って札幌を離れようとした。警察はずっと尾行していた。だから一見して爆弾製造に係る証拠物だと分るような大きさのものが部屋に残されていないことは警察も分っていた。またこの班員は、部屋の隅々までガーゼで拭き取って鑑定資料を集めるのは任務ではない。

道警が証拠捏造を目的にした検証、搜索差押えをするので

はなくて、法律にのっとった正しい捜査をするのであれば、里警部は必ず次のように班員に指示することになるはずである。すなわち「大森は爆弾関連の証拠を処分して1時17分に二宮宅を去った。道警はもうすぐ大森をしかるべき時間に爆取3条違反容疑で逮捕することになっている。逮捕状は先程出た。道警は大森に対して道庁爆破の容疑を持っている。道庁爆破では犯人のもとに時限装置の時計のリン止めネジ2本が残されたことがわかっている。3～4ミリのごく小さな金色のマイナスねじだ。すき間にはさまったりして大森が捨て忘れていることだってありうる。小さいものだから見落すことなくよく捜してもらいたい。怪しいと思ったものを見つけたら、間違いでもいいので声をあげてくれ」と。

道警は犯人のもとにリン止めねじ2本が残ったことを知っていた。もし大森の部屋からリン止めねじが発見されたならば、道庁爆破との結びつきの有力な証拠になる。除草剤付着の反応よりも結びつきの度合いは高い。石原と高山が真正の捜索差押えをやろうとしているのであれば、石原→高山のルートで必ず里にも上記のことが伝えられ、里も班員に強調することになる。だが証言で明らかのように、里はリン止めねじのことは班員に言わなかったのである。意図的に伏せたのだ！

◎なぜ伏せたのか？班員に言ってしまったら、「リン止めねじ発見」という里の証拠捏造がやりにくくなるからだ。バレてしまうかもしれないからである。検証・捜索差押えにお

いて、班員に対して必ず言われなくてはならない「リン止めねじ」のことが言われなかった。里のこの行動こそが「ねじ発見」が捏造であることの決定的な証拠である。

(イ)里幸夫はねじを発見した時、「有った！見てくれ！」と叫ばなかった

① リン止めねじの「発見」を捏造するための検証・捜索差押え活動ではなく、真正な活動であったのであれば、布団袋の中にリン止めねじを発見した里は必ず、「有った！有ったぞ！見てくれ！」と叫ぶ。自然に口をついて出てくる。道警がのどから手が出るほど欲しがっていたリン止めねじが、本当に発見されたのだ。驚きと喜びの言葉が自然にほとぼしる。宝物を見つけた時と同じだ。

そして里は他の班員にも発見した状態を見て確認してもらう。佐藤修一に発見した状態をカラー写真で撮らせることになる。

② 里幸夫の発見時の行動はこうしたものであったのか？全く違うものであったのだ。

佐藤修一は写真撮影を担当した。佐藤は47回証言で明白であるが、里はねじを発見したとき驚きの言葉など一切発していない。そればかりか何の言葉も発していない。佐藤を含めて誰も布団袋の底に集まったゴミ（さかずき一杯位のごく少ない量）の中に有る金色のリン止めねじを見ていない。佐

藤は里が布団袋の底に集ったゴミの中からねじをつまんで手のひらへ持ってくるところも見えていない。里の手のひらの上にあったねじを見ただけである（佐藤 47回 30～31頁）。佐藤証言から明らかのように、里は手のひらの上のねじを、佐藤にカラー写真で撮ってくれと言っただけである（30～31頁）。里はねじをゴミの中に戻して写真をとらすこともしなかった。

㉔ 以上の里幸夫の行動によって、リン止めねじが布団袋の中から発見されたとの里証言が全く虚偽であることが証明された。里幸夫はリン止めねじを隠し持った手で集まったゴミの中を探すふりをして手を広げて手のひらの上に出して、佐藤に「これをカラーで撮ってくれ」と言ったのである。

(ウ)リン止めねじが真実布団袋の中にあれば、布団袋を持ち上げてゴミを中央に集めるために底を叩いた時点で有ることに気付く

㉕ 里幸夫の証言は次のようである。最初に布団袋に手をかけたのは里である。ひもをほどき布団等を外に出すのも里と山田警部補と小川巡査部長の3人で行った（47回 29頁）。空になった布団袋を山田と小川に両方から持たせ、（タタミから浮かせて）自分が中に手を入れて底の中心部をトントンと手で叩いて、布団袋の周囲にあるゴミなどが底のまん中に集まるようにした（46回 16、17頁）。一旦下に置いて集まったゴミを検分した段階でビス1個があるのを発見した

(46回17頁)。集まったゴミはごく少なく杯一杯くらい(47回31頁)。ゴミを手で丹念により分けるような形で見た状態で発見した(47回31頁)。集まったゴミは髪の毛とかロープだとか細引きの切れ端のようなもの、アカみたいなもの(47回46、47頁)

⑥ 布団袋の中にはほとんどゴミはなかった。ゴミの種類も髪の毛やロープ、細引きの切れ端、小さなアカのようなもので、固形のものはない。布団袋の底を手でトントンと叩けば、ねじが有れば、ねじにからみつくゴミもなく、跳ねたり動き回る。これは第2次再審の弁2のDVD(本件ねじの発見状況を再現したもの)で明らかになっている。人間の目は動くものには敏感に反応するから、里もまた両方から布団袋を持っている2人の警察官もすぐに、「あっ！何か有るぞ！」と声を出すことになる。真正な捜査であれば、3人ともリン止めねじを探す対象だと認識しているから、「あっ！ねじみたいなものが動いたぞ！」ということになる。3人はねじが有るかもしれないと思って凝視しているわけだから、もしあればすぐ判る。ねじが隅に有れば中央へころがり出てくるから一層目につく。

しかしそういうことはなかった。リン止めねじは布団袋の中にはなかったことが明白である。里は手の中に隠し持っていて「発見」を捏造したのである。里は私の部屋に入るまでは布団袋があることは知らなかったわけだが、里が「リン止めねじが残されているかもしれないので捜してくれ」と皆に

言わなかったのは、捏造するときには皆がリン止めねじに意識を集中しては、不都合だからである。既に(ア)の㉔で述べた。

なお、私が持っていた布団袋は深いので、手を入れて底を叩けないという主張もあったが、これは一番上を持たずに少し折り曲げて持てばいいわけだから失当ということになる。

(エ) 里幸夫が布団袋の搜索を直接中心になって行ったことが不自然である

㉕ 里は班長である。つまり指示する立場だ。しかも班員は里以外に6名いる。里は栗生警部補には総括的な搜索と見取図作成を指示し、佐藤巡查部長には写真撮影を指示した。島田技術吏員には指紋検出を指示した。しかしそれ以外に山田警部補、小川巡查部長、松永巡查部長の3人がいて、彼らの分担は一般的なことなのである(46回3頁)。

㉖ それなのに、里は前記(ウ)㉕で見たように布団袋に最初に手をかけている。そして里、山田、小川の3人で布団袋から掛布団2枚、敷布団1枚、毛布、細引き、ロープを外へ出したのである。それから布団等を見分した後、山田、小川の2人に布団袋を両方から持たせて、里が手を入れて底をトンと叩きゴミを中央に集め、布団袋を下へ置かせて里が一人でゴミを手で丹念にえり分けている。おかしいではないか！なぜ里は山田、小川と松永にこれらの作業をさせなかつ

たのか？里が動いているのに巡査部長である松永は休んでいる。班長である里は、この3人に指示して上記の搜索をさせる立場にあるはずである。

搜索の仕方もおかしい。布団等を外に出した布団袋にはほとんどゴミは残っていなかった。だから里は誰か一人にその状態のままで、「隅々まで調べてみてくれ！」と指示すればいい。あるいは「山田と小川、両側を持って上下に揺さぶってゴミを真ん中に集めてくれ」と言い、それをしたら「何かあるかよく調べてくれ」と指示すればいい。班長の立場とはこういう指示を出すことだ。

それなのに里は自分が一番最初に布団袋に手をかけて、自分で直接中心になって布団袋の搜索をしていったのである。理由はひとつしかない。布団袋の中からリン止めねじを「発見」したように捏造するためだ。

③ 里は私の部屋をまず調べさせた。押入れの中とか、壁とタタミの間とかだ。その上で、リン止めねじが「発見」される場所は布団袋の中しかないと判断したのである。大森が徹底的に掃除をして落しものがないかをチェックしたことは明らかである。ありふれた場所から「発見」されたのでは怪しまれてしまう。里は布団袋の中から発見されたことにするしかないと判断した。だから自分が直接搜索することにしたのだ。部下に布団袋を搜索させたら無いことが判ってしまう。そうなったら、もうどこからも「発見」を捏造することはで

きなくなる。

④ これらの証拠を科学的、合理的に分析評価すれば、真相は自ずと浮び上ってくる。里が「発見」を捏造したのである。

(オ) 里幸夫が3時に道警本部を出発した理由、二宮方の私の居室の捜索が50分近く遅くなった理由について

① 里の班のメンバーもカメラ等も2時には全てそろっていた。そうであれば2時に二宮方へ向けて出発するのが自然だ。里は捜査を終えて道警本部に戻ると、石原啓次から調書（検証、捜索差押の両調書）を明日までに作ってくれと指示されたことを証言していた（46回53頁）。このように道警は急いでいたからだ。それなのに里は3時に本部を出発している。そうなった理由はなんなのか？それは次のことにも言える。里は3時半頃に二宮宅に着いている。しかし検証と捜索差押を開始したのは4時18分であった。里は3時半過ぎと4時前に道警本部警備課にいる高山智二に電話を入れている。里は次のように証言していた。「警備課の方に電話連絡して、大森の（苫小牧港での）逮捕と、あるいは逮捕の現場における捜索差押等の状況についても情報を聞きながら、いつごろから（二宮方の検証・捜索差押を）開始しようかということで、（高山と）連絡しながらやりました」（46回37頁）。

② どう考えたらよいのか。二宮の検証・捜索差押えと苫小牧での私の逮捕とそこでの私の衣服や車の検証・捜索差押え

は、全く別個の捜査である。しかし里はひどく気にかけている。

私は1時17分に二宮方を出発した。警察は何台もの車で着いてきた。私は3時01分に苫小牧フェリーターミナルに到着し、3時17分に任意同行を求められて、3時21分に待合室で逮捕された。逮捕状の緊急執行であった。逮捕状は昼0時15分に発布されていたが、逮捕状そのものはまだ道警本部にあった。「被疑事実」を電話でフェリーターミナル待合室の警察官に伝えて、執行したわけである。私の車の検証・捜索差押えを行う木村皖昭警部は、2時半に道警本部を出ていた（60回木村公判10452丁）。高速道路を使う予定なので、3時40分ころにはフェリーターミナルに着くことが予想されていた。里はそのことを知っていた。

私は確定審の1994年4月26日付の「上告趣意書補充書」（122頁）では、里はリン止めねじを二宮方の私の居室から「発見」されたように捏造する任務を帯びていた。もし苫小牧の私の車のポストンバック等からリン止めねじが出てきたら、里が発見を捏造する必要はなくなるばかりか、もし捏造すれば不自然なことになってしまうから、捏造を疑われる事態になってしまう。だから高山と里は連絡を取り合って、苫小牧での捜索状況を里へ知らせるようとしていた。このように主張した。第2次再審における弁護人の主張も同様のものではあった。木村警部は途中で中島分庁舎へ寄ったりしていたため、フェリーターミナルには5時ころに着いた。彼

の車には無線はなかった（60回10445, 10457丁）。高山と里はこれ以上搜索開始を遅らせたなら、二宮恒男氏も帰宅し（5時ちょっと過ぎには帰宅した）、2人の立会いとなり捏造するのが難しくなるので、4時18分から開始した。私はこう主張していた。

◎しかし私は再考してかなり違うように考えるようになった。次が真相だといえる。

・里幸夫が苫小牧での搜索を気にしていたのは証言にもあるとおりである。「私自身が聞きたくて聞いたわけです」（47回6頁）と里は証言している。これは言うまでもなく、リン止めねじの「発見」を捏造する立場にあったからだ。つまり里は捏造することに大きなプレッシャーを感じていた。真正な検証・搜索差押えであれば、ありえない心理だ。二宮方に着いてすぐ高山へ電話したとき（二宮の電話を借りた）、高山からの指示は「手続きが終り次第開始してくれということだったですから」（46回38頁）と里は言っていたが、里にはプレッシャーがある搜索差押え捜査であったのである。

・高山にしろ石原にしろ、苫小牧の私の車の搜索でリン止めねじが発見されるとは考えてもいなかったと言ってよい。警察が連日尾行しているのだから、「危険なもの」を持ったままではいるはずはない。これは常識的な判断だ。だから高山が3時半過ぎの里からの電話連絡があったときに言った前記のことは、真実である。私の上告趣意書補充書の主張は誤りで

あった。

・逮捕令状等は昼0時15分に発布されていた。しかし石原は直ちに執行する考えではなかった。「大森が逃走可能な限り追尾するという基本的な考え方」（91回石原証言118頁）で、警備課長の了解を取っていた。昼0時15分は私は二宮方の自室にいた。車も横にあった。石原は私が車で逃走しつづける限り追尾していき、まだ逮捕しない方針であった。

その理由は、リン止めねじの「発見」を捏造させる幹部を探して、説得しなければならなかったからだ。その時間が必要であったのだ。真正な捜査を道警が行っているのであれば、人員は居るのであるからすぐに逮捕して居室と車の検証・捜索差押えをするはずである。多少の準備時間は必要であるが、二宮方周辺には多くの警察官が既に居るのであるから、彼らにまず逮捕させて身柄を確保しておき、メンバーが揃ったら検証・捜索差押えに向かわせればいい。里証言によれば、1時過ぎに高山に検証・捜索差押えを指示されたが、2時には人員も器材もそろった。1時間もあれば揃うのである。大森が仲間とどこかで落ち合うかもしれないので、それも考えて追尾するということはありえない。私は連日尾行されていたからだ。

・しかし里らが道警本部を出発したのは3時であった。なぜこんなに時間がかかったのか。里がすんなり「発見」の捏造に同意しなかったからである。一警察官にとって、証拠を捏

造するという犯罪行為を犯すのは、「社会防衛」の大義のためであっても重圧である。里はなかなか同意しなかったのだと思われる。それで出発は3時ころになった。ひょっとしたら石原がシチズンの時計を買ってきてねじを確保するための時間も含まれるのかもしれない。

・里にとっては、大森の逮捕後にこの搜索差押えをしたい心理であったと考えられる。それであれば証拠捏造の罪悪感もいくらかは軽減される。彼が苫小牧での逮捕と搜索を気にしているのはそれだ。私は3時21分に逮捕されたが、苫小牧から逮捕したとの連絡が爆弾捜査本部（中央署）へ入り、そして道警本部の高山へ伝えられたのは、里が3時半過ぎに電話を入れた後であったといえる。里が逮捕を知らされたのは4時前に2回目の電話を高山へ入れたときである（47回6頁）。

・里が4時18分まで搜索活動を開始しなかったのは、二宮トミ氏が大変驚いて会社にいるご主人にも電話するなどして、納得してもらうのに時間がかかったからである（46回38～39頁、4頁）。二宮トミ氏は私のことを息子のように思ってくださっていた。おかずもよく下さった。8月8日の夜は「お別れ会」を開いてくださった。トミ氏が里から「大森にはこういう容疑があるので家宅搜索差押えをします」と告げられても、にわかには信じなかったのは想像に難くない。

もし反発したままのときに強引に捜査を開始すれば厳しく

監視されて、「ねじの発見」の捏造を見破られてしまうおそれがある。だから4時18分になってやっと開始したのである。真正な捜査であれば、トミ氏が反発していても警察は平気で開始する。

④ 里のこれらの行動こそは「ねじ発見」が捏造であることの状況証拠である。

(カ) 里幸夫警部の身分とそれを否定した石原啓次警視証言

① 里は私の質問に次のように証言していた。昭和50年7月19日の道警爆破事件が発生した直後からその捜査に従事した。道警本部警備部外事課から爆捜本部の方へ応援という形で、中断はあるが従事してきた(47回21頁)。昭和51年3月2日に道庁爆破事件が発生したが、「3月末からは爆弾捜査本部に入りまして、捜査記録の整理保管、こういうような仕事に従事しておりました。それは、従事していたのは8月10日、大森逮捕の日までです。その間、1か月くらいは自分本来の外事課の仕事もやっておりますけれども、おおむねそういうような経過です」(47回24頁)。里は昭和51年3月末から本件爆破捜査本部に入っていたのである。

② だが石原は里の身分に関して次のように証言していた。検事「二宮方の捜索を担当したのは里警部でしたね」。石原「そのとおりでした」。検「この人は道庁事件の爆弾の時限

装置の詳細を知りうる立場にあったんですか」。石原「里警部自体は爆捜本部員ではございませんでして、たまたま応援をいただいたということでございますので、知るよしもないはずでございます」（91回68頁）。弁護人の「里警部は爆捜本部員だったんでしょうか」の質問に対しても石原は、「当時は爆捜本部員ではございません」「二宮方の検証等については、所属課長の了解を得て、爆捜本部の仕事をお願いしたと、こういうことでございます」（91回129～130頁）と証言した。

石原が里の身分について嘘をついたのは、たまたま応援をいただいた里だから、リン止めねじの発見を捏造させるようなことをさせるはずがないと印象づけるためであった。

㉔ 里が、爆捜本部に入り捜査記録（主に地取り聞き込み捜査の記録）の整理保管の仕事に従事したのは大森逮捕の8月10日まで（検証・搜索差押調書を書き上げるまで）だと証言した意味は深長である。「ねじの発見」を捏造させられたことが非常にこたえたためだと言えよう。

（キ）第2次再審1審決定書、2審決定書批判

1審決定は決定書32頁の(オ)のように述べているが（2審も同じ）、これまでの記述(ウ)の㉔で批判されている。1審の36頁の(エ)の主張であるが、里が50分近く遅れて搜索を始めたのは前記(オ)なのだ。

③「リン止めねじ発見」後の爆弾捜査本部（石原啓次警視）の捜査は、「発見」を捏造したことを隠すために行ったものである

(ア)石原啓次警視（実質上の爆捜本部のナンバーワン）の虚偽証言

里幸夫は布団袋の中から金色のねじを「発見」した。弁護士から「そのネジが爆発物の起爆装置に使われる時計か何かのネジだということは、一見してわかったわけですか。出てきたとき」と質問されると、里は「時計などに使われている部品のネジだろうというふうに、一見してそういうふうに思いました」（４６回４５頁）と証言した。

石原啓次はどう証言していたのか。検察官から「二宮方からこの日、押収したビスについて爆捜本部として当時から、これが道庁事件の爆弾時限装置につながるものというふうに判断しておったのですか」と問われると、「これは時計のビスではないかというふうには考えておりましたが、そのような結びつきがあるというところまでは考えておりませんでした」（９１回６７～６８頁）と証言したのである。検察官が「ビスについて、その後、どのような経過でその証拠としての意義が解明されていったのですか」と質問すると、彼は「これは、８月１５日ごろでなかったかと思いますが、捜査員に時計屋の関係の捜査をさせました。その結果、トラベルアラ

ームのツーリスト024の時計用の製造工場、ここまで捜査員を派遣しまして、そういった面の鑑定を依頼した結果、ツーリスト024のマイナスネジであるということが鑑定の結果、判明いたしました」（68～69頁）と答えた。

この石原証言は一から十まで嘘嘘嘘である。石原は嘘を言ったことで、8月10日の「ねじ発見」が捏造であること、8月15日以降の捜査が「発見」捏造を隠蔽するためのものであることを、逆に告白してしまったのである。

里幸夫による「発見」が真実であれば、石原は「のどから手が出るほど欲しいと思っていた大変重要な証拠が得られたと思いました。道庁爆破の時限装置に使われたシチズン・ツーリスト024のリン止めねじだろうと直感しました」と証言しなければならない。そして「8月10日付で鑑定嘱託書を作成して、科研の中島富士雄に、シチズンのリン止めねじかどうかの鑑定をさせることにしました。中島は既にシチズンのツーリスト024やスピネットを手元に保管していましたから」と証言することになるはずである。道警は道庁爆破の犯人の元にはツーリスト024のリン止めねじ2本が残ったことを知っていたし、科研の中島の元にはツーリスト024 1個とシチズンのスピネットのタイプのもの2個が既に保管されて有ったからだ。この証言以外の証言をするときは、虚偽だということだ。論理的に考えれば明瞭である。

石原と高山は里幸夫にリン止めねじを渡して、8月10日

の検証・捜索差押え時に、「ねじ発見」を捏造させたのである。だから上のように虚偽の証言をし、「捏造」を隠蔽するための芝居としての8月15日以降の時計屋への聞き込み等の捜査をさせることをしたのであった。

「ねじ発見」を捏造させた石原はなぜ、「極めて重要な証拠が得られた。道庁爆破のツーリスト024のリン止めねじだろうと直感しました」と後日の公判では証言することにして、8月10日付で中島に手持ちのシチズンのリン止めねじとの比較対照をさせる鑑定をさせなかったのか？そのわけは明らかだ。

私は8月6日から物を投棄しており、警察に監視されていることを知っており（8月8日朝方に警官を追い詰めて詰問している）、部屋もしっかり掃除して危険なものが残らないようにした上で、8月10日午後1時17分に二宮方を辞去して苫小牧へ向った（逃走した）からだ。私は部屋の掃除をしたゴミを8月9日午前9時10分に近くのゴミステーションに捨てたが、ゴミ回収車が持ち去るまでの30分間監視していた。警察官が持ち去るのを防ぐためだ。古くなった下着とかたまった新聞紙とかで大したものはないが、少しでもマイナスの情報は与えなくなかったのでそうした。その後、東区役所で多治見への転出手続きをした。直後に尾けてくる警察官に「令状を持っているのか！」と抗議して、尾行をまいてフェリーのチケットを購入した。

このような状況下で、警察が手に入ったらいいがと考えていた重要証拠のリン止めねじが「発見」された場合は、警察が捏造したのだと疑われてしまう、と石原は考えたのだ。当然のことだ。だから石原は公判では、先のように最初はビスの重要性は分からなかった。道庁爆破の時限装置につながるビスだとは考えていなかったと嘘をつくことにしたのであった。道警は地道な捜査を続けて行って、その結果本件時限装置のシチズン・トラベルウォッチのツーリスト024のマイナスねじだと判明したのだという芝居の捜査を行うことにして、実際にそうしていったのである。

(イ)「ねじ発見」を隠蔽し「発見」を真実らしく印象づけるための捜査

② 8月13日。道警は「科研」の中島富士雄と本実（化学）に対して8月13日付鑑定嘱託（第1770号）を行う

鑑定資料は里幸夫が8月10日大森の居室で押収した、ビス（金メッキ製）、ベニヤ板、乾電池、砂糖、札幌駅発着時刻表。「鑑定事項」は（1）火薬の組成物となる塩素酸塩類その他火薬などの付着、反応の有無。（2）資料（1）（ビスのこと）については、製品名、用途等および昭和50年7月19日発生道警本部庁舎内爆破事件ならびに昭和51年3月2日発生、北海道庁舎内爆破事件現場から採取した遺留品に類似した物件がなかったか。（3）（4）（5）まであ

る。石原は「鑑定事項」の（２）で分るように押収ねじの重要性を認識していないふりを装っている。

石原は他の爆弾捜査部員に不審がられないように、一応は８月１３にはこの鑑定囑託を行った。だが石原はビスを８月１３日に科研の中島に渡していない。石原はビスを中島の前に、８月１５日から時計店等への聞き込み捜査をした西川警部、鶴原警部補らに渡したのである。中島がビスを受けとって鑑定を開始するのは８月１６日である。１８日に終了した。

⑥ ８月１５日（日曜日）。石原啓次が捜査員に時計店関係の捜査を指示する。その捜査

・石原が「８月１５日に時計屋の関係の捜査を指示する」（９１回６８～６９頁）。

・鶴原正規警部補の証言（４７回）をまとめると以下である。８月１５日の午後１時ころ、外事課の上司の西川警部から８月１０日に大森の部屋から里警部が押収したねじを見せられ、「このねじが何に使われるねじかを捜査するのが我々の使命だ」と指示された。自分と西川警部と同僚の谷内警部補の３人で捜査することになった（４７回２～３頁）。西川警部が８月１５日に爆弾捜査本部から押収ねじを渡されて指示を受けてきて、私たちに指示したのである（２４～２５頁）。捜査本部からの指示の中に「時計の部品であろう」という指示はなかった。「時計を重点的に調べろ」という指示はなかつ

た（４１頁）。

・３人でどのように捜査するか打ち合わせをした。「ねじは小さいものですから、一応時計か恐らくめがねのつるを止めるねじではないかと。とりあえず時計屋かめがね屋を当ってみようと。それでもわからなければその時計屋やめがね屋で聞いた知識を参考にして、そういった小型の器械類を扱う業者と、そういったところまで捜査の範囲を広げるという方針で捜査に従事しました」（３頁）。

・まず徳永時計店へ行った。西川警部の８月１５日付「追跡捜査結果報告書」（再弁１４）によると、聞き込みは８月１５日午後３時３０分頃からである。主人が時計を４、５個取り出してリン止めねじをはずして、押収ねじと比較して、それをはめたところピッタリ一致した。シチズンの旅行用時計であった（４～５頁）。シチズンの２種類の時計とピッタリ合った（４６頁）。ねじ１本を徳永から預かった（２６頁）

・押収ねじと預ったねじは「肉眼で見る限りでは色とか形、大きさ、これが一致していました」（６頁）。一致した時計のカタログをもらった（４６～４７頁）。ツーリスト０２４もある（再弁１４）。

・徳永を出て「シチズン時計札幌支店」へ行ったところ、リズム時計で作っている時計なので「リズム時計札幌支店」へ行った方が話が早いとの回答があった。１５日はこれで捜査

は終了した（6～7頁）。押収ねじは15日に西川警部が捜査本部に返したはず（3頁）。

・翌16日徳永で預ったねじを持ってリズム時計札幌支店へ行くが休みだった。支店長自宅へ行ったが留守であった（8頁）。翌17日、鶴原と同僚の渡辺巡査部長と一緒にリズム時計札幌支店へ行く。徳永に借りてきたねじを販売部長・土田に見せた。徳永で借りてきたねじはリズム時計トラベルウォッチのリン止めねじである。リズム時計益子工場で作っている。リズム時計独自で作っているねじ。リズム時計でもリン止めねじはリン止めねじ以外には使っていないとの証言を得た（8～10頁）。鶴原の8月17日付「追跡捜査結果報告書」（再弁15）にも、リズム時計で作っているトラベルウォッチは59種類あるがリン止めねじは同一規格であると述べられている。リン止めねじ1個の任提を受けたとも書かれている。

・8月17日にリズム時計札幌支店へ捜査で行くとき、西川警部から押収ねじではなく、徳永で借りたねじを持って調べてこいと言われた。西川警部は捜査本部からそのように指示され、私たちに言った（44～45、49頁）。徳永から借りたねじは捜査が終わってから自分が徳永に返した（28頁）。

以上であるが批判していく。鶴原証言では、爆弾捜査本部（石原啓次）が押収ねじの重要性を認識していない内容にな

っている。徳永で2種類のトラベルウォッチのリン止めねじをはずして、押収ねじを入れたところピッタリ一致したので、鶴原らはリン止めねじ1本を借りた。肉眼で押収ねじと借りたねじを比較対照したところ、色、形、大きさが一致していたからだと言う。しかしリン止めねじはねじの長さ2.8ミリ、ねじの足の径2.0ミリ、ねじ頭の径4.0ミリという小さなねじである。ピッタリとはまったとしても、ねじ足の径が本当に一致しているかは肉眼では分るはずもない。ねじの長さについても言える。時計の種類が異なるのだから、鶴原たちは2本とも借りるべきなのである。

1時に西川警部から捜査の指示を受けたのだが、徳永時計店（最初に行った店がここ）への捜査は3時30分ころ開始されたのだ。この間、2時間もある（店まで行く時間を除く）。西川は石原なり高山からいろいろ説明を受けたと考えるのが自然だ。2人が西川に全てを告げたとは考えられないが、「シチズンのトラベルウォッチのリン止めねじはあらゆる種類で同じ規格だよ」みたいなことは言われていたと考えなければ、3人の行動はつじつまが合わない。2本を借りるのに何の支障もないのだから。1本にしたのは確固たる根拠があったのだ。

8月16日と17日の「リズム時計札幌支店」への聞き込みも、本当であれば「押収ねじ」を持って行って調べてもらわなければならない。しかし捜査本部（石原）は徳永で借りたねじを鶴原にもたせている。これも石原がリン止めねじは

同一規格だと認識しているからだ。なによりも「押収ねじ」は石原自身が里警部に渡したものであった。

◎ 8月16日から8月18日。中島富士雄が㊸の囑託書に基づいて押収ねじの精密測定を行う。再弁11の8月21日付中島・本鑑定書

押収ねじは8月15日の徳永時計店への捜査が終ってから、西川警部が爆捜本部に返した。中島は8月16日（月）に押収ねじを渡されて、前記㊸の鑑定囑託書に基づいて押収ねじの精密測定を行い18日に終了した。本実も化学関係の鑑定事項の検査を行い18日に終了した。8月21日付中島・本鑑定書（再弁11。中島と本の共同鑑定書）となる。「証拠開示勧告」によって平成27年1月16日に開示された鑑定書である。

「小ねじは形状、寸法がリズム時計シチズン・トラベルウォッチの各機種のリソ止めねじとほぼ一致する」（鑑定経過）。「資料（1）〔小ねじ＝押収ねじ〕はリズム時計シチズン・トラベルウォッチ各機種のリソ止めねじと形状、寸法がい一致する」（鑑定結果）という内容である。この鑑定書は検察庁へ送致されたが、これまで述べてきたように、押収ねじ（里の「発見ねじ」）にはドライバー傷がないことが判明してしまう鑑定書であるため、検察官は確定審では証拠申請しなかったものである。

・この8月21日付中島鑑定書には傷以外にも決定的な欠陥がある。それを明らかにしていく。

8月21日付中島鑑定書は、「押収ねじの形状、寸法はシチズン・トラベルウォッチ各機種と一致する(ほぼ一致する)」とするが、押収ねじの寸法は記載されているが、比較対照したシチズン・トラベルウォッチの各機種の寸法は書かれていない！中島は比較対照したから、比較対照ねじを複数個(機種も異なる)持っていたことは明白だ。中島は48回公判で「先ほど申しあげましたように、実際に買い求めた時計のリン止めねじと計測した結果、規格が全く一致するということでございます」(18～20頁)と明確に証言した。しかしそれらの寸法の表示はない。8月26日付吉村新の捜査関係事項照会回答書(再弁12)、9月13日付吉村新鑑定書(検204)とこの8月21日付中島鑑定書を比べてみれば、異常さはすぐに分る。中島だって比較対照したシチズン・トラベルウォッチ(中島が既に持っていたのはツーリスト0241個とスピネットというタイプの2個)のリン止めねじの寸法を記載しないことの異常さは十分分っている。しかし書くことはできなかつたのだ。それは石原がそのように注文をつけたからだ。中島にその理由は伏せたままでだ。

比較対照したリン止めねじの寸法を出せば、それらのリン止めねじはどのような機種で、いつ入手したものかを記さなければならない。そうなれば中島がずっと前からそれらを持っていたことが明白になってしまう。中島はそれらのリン止め

ねじを道警の捜査の一環として入手し、鑑定や検査に使ったわけである。その鑑定や検査は何を目的にしたもので、いつ頃なされたのか。爆弾捜査本部にいつ、どのような内容の報告をしたのか。こういうことを裁判で追及されることになってしまう。そうなれば石原が狙う、自分は押収ねじ（里「発見」ねじ）が道庁爆破の時限装置のねじと結びつくところまでは考えていなかったという後日の公判で証言することが嘘だと分ってしまう。そればかりか、石原が里に「ねじ発見」を捏造させた犯罪が判ってしまう。それゆえに石原は中島に対照ねじの寸法を記載させないようにしたのである。中島が相当不信感を抱いたことは間違いない。鑑定書の体をなしていないからだ。それ以上に「鑑定事項」が完全におかしい。中島がそのことに深い不信感を抱いたことは間違いない。

・ここで中島富士雄48回公判の証言を見ておくことにする。

中島は昭和51年3月22日と4月12日、4月15日嘱託の鑑定も行っている。前2者の嘱託の鑑定書は9月13日付だ。検234。もうひとつは検236の9月16日付鑑定書である。中島は鑑定書が出来上がる前に判明したことを爆捜本部員に報告している（26、27、33頁）。

中島は道庁爆破ではリン止めねじは1本も使われてなく犯人の元に2本が残されたことは、「かなり早い時点にわかっております」（66頁）と証言した。本件時計はシチズンの

ツーリスト024であり、これが分ったのは3月6日直後である。道警の伊沢警部補は3月6日にツーリスト024を購入している（再弁8．一審未提出記録、検235）。中島がリン止めねじ2本が犯人の元に残ったことが分ったのは、時計の種類（ツーリスト024）の特定のあとで分ったことだと証言したので（67頁）、私が「そのあとという期間は1月も2月もたったわけじゃないんだな」と問うと、中島は「それほどは期間はないと思います」と答えた。私が「1週間なり2週間でできるんだと」と質問すると、「そのときはどうだったが明確な記憶はないですが、それほど長い間はかけておりません」（67頁）と答えている。1週間、2週間以内には分ったの意で答えたことは明らかだ。リン柱2本は現場物の中にあり、そこにプラスねじがはまっているのだから、一見すればマイナスねじ（リン止めねじ）ではないことがわかり、リン止めねじ2本は犯人の元に残されたことはすぐに判明する。3月～4月だ。

・中島はツーリスト024が1個、スピネットというタイプのものが2個ぐらいが自分の元にあったと証言している（56頁）。セイコーのものが1個あったとも証言した（57頁）。

では中島はシチズンのスピネットタイプの時計2個そしてセイコーのもの1個を何の目的で買ったのか。いつ頃買ったのか。中学生にでも分ることだ。犯人の元にツーリスト024のリン止めねじが2本残った。もし容疑者が分り逮捕したときに、犯人の持ちものの中にリン止めねじがあった場合、

それはツーリスト024のリン止めねじの可能性があるのか、そうでないのかが大事なことになる。そのために中島は同じシチズンの別の機種の時計としてスピネットタイプのもの2個と他のメーカーの時計としてセイコー1個をすぐに買いもどめて、それぞれのリン止めねじの形状、寸法を互いに比較したのである。前年7月19日の道警爆破の時計はスピネットであったが、やはりリン止めねじ1本が犯人の元に残ったことが分った。だから中島は道警事件のときにスピネットタイプのもの2個とセイコー1個を買ったのかもしれない。目的は同じだ。いずれにしる事件後間もないうちに購入した。その目的は前述したとおりだ。

・この研究の結果、中島はシチズンの各機種のリ止めねじは同一規格であることを確かめた。またシチズンのリ止めねじは独自規格であること、他社のリ止めねじとは異なることも確かめたのである。中島は48回の15、16頁でこのことを事実上証言している。しかしながらシチズンのトラベルウォッチの全てを買うことはできないので、捜査員に依頼して「リズム時計札幌支店」への聞き込みもしてもらったことは当然すぎることだ。すなわち前記⑥の8月17日に鶴原警部補らがリズム時計札幌支店で聞いてきたことは、既に道警事件や道庁事件から間もない頃になされていたことなのである。

・中島は道庁爆破事件ではリ止めねじは1本もなく犯人の元に2本が残されたことを爆弾捜査本部員に伝えた記憶があ

ると証言した（33頁）。中島が爆弾捜査本部員に伝えたものはそれだけではない。私が一つ前の「点」の所で記した内容も当然含まれることになる。これらは遅くとも4月中には報告されたのである。石原啓次も自分が爆弾捜査本部を離れる5月19日以前に、「ねじの使われ方が特異である」ことを報告を受けて承知していたと証言したが（91回125～128頁）、シチズンのリン止めねじは同一規格であり、かつ独自規格のものだということも当然報告されたのである。当然すぎることだ。

・中島は48回公判で弁護側の質問に対しては隠すことなく証言している。石原としては中島に嘘の証言をしてもらいたいところである。暗に希望を伝えるようなことはしたであろうが、中島は技術吏員として弁護側の質問に正直に答えていたのである。中島には爆弾捜査本部（石原）に対する批判があったのである。「再弁11」の8月21日付中島鑑定書に関することだ。証拠の捏造は警察組織が一丸となっていくものではない。後の「旧証拠の再評価」で述べるが、石原は「科研」の山平真に除草剤付着反応が有ったという鑑定書の捏造を命じたのだが、山平は抵抗して「山平鑑定不存在」を証言していった人物である！私のこの立場は弁護人の立場とは全く異なるものだ。

・中島48回証言によって、里幸夫による「ねじ発見」が真実であれば、石原は必ず8月10日付で、中島富士雄に「押収ねじ」と中島手持ちのシチズンのリン止めねじを比較対照

する鑑定を囑託することになることが明白である。その時は鑑定書には押収ねじと中島手持ちのシチズンのリン止めねじ（ツーリスト024、スピネットの2個）の両方の寸法が記載される。鑑定書は8月12日か13日位に出来上るであろう。

・しかし石原は「押収ねじ」を「道庁爆破の時限装置と結びつきがあるというところまでは考えていなかった」として、だから㉠の8月13日付の中島への鑑定囑託書の「鑑定事項」もそういう内容にして、捜査は事実上は8月15日の時計屋の関連の捜査から開始していったのであった。この事実こそは、里による「ねじ発見」が石原・高山から指示された捏造であることを証明する。石原が指示した「発見」後の捜査は「発見・押収ねじ」が捏造であることを隠蔽し、「発見・押収」を真実らしく見せるための芝居であることを証明する。明白な再審事由だ。

㉠ 8月17日。道警は昭和51年8月17日付で「科研」の中島富士雄に鑑定囑託（第1804号）を行い、8月21日付中島富士雄単独の鑑定書が作成された

この鑑定は8月18日に開始されて同日に終了する。8月21日付で鑑定書が作成された。鑑定資料は、鶴原正規が8月17日にリズム時計札幌支店に赴き捜査をした際に、任意提出されたリン止めねじ1個である。「鑑定事項」は「このねじは8月13日付第1770号で鑑定囑託した鑑定資料

(1) 「すなわち里押収ねじ」と一致しないか他」である。中島は「寸法、形状は資料(1)の小ねじと同一規格のものである」(鑑定結果)とした。

この8月21日付中島単独鑑定書は、第2次再審において裁判所の「証拠開示勧告」によって、平成27年(2015年)1月16日に開示された鑑定書である。このとき8月21日付中島・本鑑定書(いわゆる8月21日付中島鑑定書、再弁11)も開示された。検察官は、8月21日付中島・本鑑定書を押収ねじにはドライバー傷が付いていないことが明らかになってしまうので、確定審では隠すこととして証拠申請しなかった。だから検察官はこの8月21日付中島単独鑑定書も隠して申請しなかった。

この鑑定書は8月21日付中島・本鑑定書と一緒に検察庁へ送られた。やはり「同一規格のものである」とするが、このねじの測定値は記載されていない。押収ねじの寸法は中島のもうひとつの鑑定書にあるからいいとしても、任提されたリン止めねじの寸法がないのでは比較できない。しかしその寸法を表示すれば、中島・本鑑定書の方に比較対照したねじの寸法が書かれていないことの異常さが浮かび上がってしまう。だから石原は中島に任提ねじの寸法の記載もさせなかった。これも異常な鑑定書である。この鑑定書でも資料(1)(つまり押収ねじ)に傷があるとは書かれていない。

●新証拠 請求人6

私はこの 8 月 21 日中島単独鑑定書も新証拠として取調べを請求する。

● 立証趣旨

道警は「押収ねじ」捏造を隠蔽するための捜査の一環として本鑑定書を作成させた。

・石原は次のように構想したのである。① 8 月 13 日に一応中島に鑑定囑託するが「押収ねじ」は渡さず、② 8 月 15 日に西川、鶴原らに「押収ねじ」を渡して時計屋の関連の捜査をさせる。③ 彼らは徳永時計店へ行き、押収ねじがシチズンの 2 種の時計のリン止めねじとぴったり一致したとの捜査結果を得る。徳永でリン止めねじを 1 本を借りる。「押収ねじ」捜査本部に戻す。④ 8 月 16 日、徳永で借りたねじを持ってリズム時計札幌支店へ行くが休みだったので、17 日に行く。そこで、このねじはリズム時計のリン止めねじであり、リン止めねじは全ての機種で同一規格である。また独自規格であることを教えてもらう。リン止めねじ 1 個の任意提出を受ける。⑤ 中島は 8 月 16 日から押収ねじを渡されて①に基づき「押収ねじ」の精密測定を開始する。16 日は月曜日である。⑥ 8 月 17 日、道警は中島に「任提ねじは押収ねじと一致しないか」の鑑定囑託をする。⑦ 中島は 8 月 18 日から⑥に基づき両者を比較対照して、「同一規格のもの」と結論する。⑧ 中島は⑦に基づいて、つまり「押収ねじ」とリズム時計札

幌支店が8月17日に任提したリン止めねじを比較対照した結果として「押収ねじはシチズン・トラベルウォッチ各機種のリン止めねじと形状、寸法が一致する」との8月21日付中島・本鑑定書を作成する。また中島は⑥の鑑定書も8月21日付で作成する。

・このようにすれば、石原は里が「発見押収したねじ」が道庁爆破のねじと結びつくとは考えていなかったことが立証される。つまりこのねじの証拠価値がわかっていなかったと立証される。それによって里による「発見」は真実であるとなる。

・だが中島は48回公判で検事の質問に対して、検766のねじ（押収ねじ）は、「実際に買い求めた時計のリン止めねじと」比較対照して（測定して）、「同一規格」と鑑定したと証言しているのである（48回18～20頁）。「任提されたねじ」と比較対照して同一規格の鑑定結果を出したのではない。ただし8月17日付鑑定嘱託もあるから一応はこの測定もしたが、その前に鑑定結果は出ていたということである。中島は8月17日付嘱託にも強い不審を持ったはずだ。同調しなかった。そのために石原は中島・本鑑定書に比較対照したリン止めねじは何かについて記載することをさせなかった。もちろん寸法も書かせなかった。中島は石原の狙いを付度することはせず、できる範囲で鑑定を行い、48回公判でも真実を証言していったのである。

・ 以上により、この中島単独の鑑定書（８月２１日付）によっても「押収ねじ」捏造を隠し「発見」を真実らしく見せるためになされた芝居の捜査であることが証明された。私は昭和５１年８月１７日付の「科研」の中島富士雄に対してなされた鑑定嘱託書（第１８０４号）の「証拠開示勧告」を裁判所に要求する。

㊤ それ以降の捜査について

・ 「それ以降の捜査」は当初のプランでは、石原は警察が聞き込みから始めて鑑定によって「発見押収ねじはシチズン・トラベルウォッチのリン止めねじと同一規格のものである」としたものを、民間企業（リズム時計益子工場）にも鑑定してもらおうことで、その信頼性を強化しようとしたものであった。それは鶴原が４７回公判で証言したもので、リズム時計益子工場に「捜査関係事項照会書」と「押収ねじ」を持って行くこと（８月２６日付吉村新回答書）、中島に検２０１の８月２９日付鑑定書を作成させること（８月２８日嘱託し２８日に実施）、益子工場で正式の鑑定書を作成してもらおうこと（９月８日の嘱託で９月１３日付吉村新鑑定書。検２０４）であった。

・ ところが石原は「押収ねじ」にはドライバー傷が付いていなくてはならないこと、傷がないと捏造を強く疑われることに気付いた。そのため自ら密かに押収ねじにドライバーで傷を付けて、そのねじを「押収ねじ」として鶴原に渡して（８

月24日午後2時)、8月25日の東京での聞き込みを経て、8月26日に益子工場へ向かわせたのであった。鶴原が持参した401号の照会書とねじは「押収ねじ」である。404号の照会書とねじは、具体的には書かれてないが、明らかに8月17日にリズム時計札幌支店で任提を受けたリン止めねじである。

④ 検察官もドライバー傷は後から捏造されたこと、「発見押収」が捏造であることを認識していた

● 新証拠 請求人7

検察官が昭和51年8月21日付中島富士雄・本実鑑定書（いわゆる8月21日付中島鑑定書）と同年8月21日付中島富士雄単独鑑定書を証拠申請しなかったこと（行動証拠）。

● 立証趣旨

検察官自身が「発見ねじ」にはドライバー傷が付いてなく後日に捏造されたことを確信していたこと。従って里幸夫による8月10日の「ねじの発見押収」自体が捏造だと認識していたことである。

(7) 検察官は検766ねじ（押収ねじ）には傷があり、9月13日付吉村鑑定書にも傷のことが明記されているにもかかわらず

わらず、8月21日付中島鑑定書（共同）には傷の記載がないことから、不審に思った。検察官は石原啓次に問いただしたはずである。しかし明確な回答は得られなかったために、ドライバー傷は8月21日付中島鑑定書（共同）の後に捏造されたものと確信した。検察官はこの捏造を隠蔽するために、同中島鑑定書を証拠申請しなかったのである。隠した。だからこの中島鑑定書の存在が明らかになってしまう中島単独の8月21日付鑑定書も、隠して証拠申請しなかった。

(イ)中島の8月29日付鑑定書（検201）は、8月21日付中島共同鑑定書を前提にして作成されたものなので、そこには発見押収ねじの形状も寸法も書かれていない。だからもし検察官が8月21日付中島共同鑑定書を証拠申請しなかったら、捜査の主体である道警が作った鑑定書には、発見押収ねじの形状も寸法もないという異常なことになってしまう。それでも検察官は8月21日付中島共同鑑定書を隠し証拠申請しなかったのである！その理由は明白である。検察官自身がドライバー傷は後から捏造されたものであることを確信し、従って「発見押収」自体が捏造だと認識していたからだ。8月21日付中島共同鑑定書を申請したら、弁護側から「里発見押収ねじ」が捏造であることを追及されて、公判を維持することが困難になると検察官は考えたのである。そして成功した（確定審においては大）。検察官自身が道警の証拠捏造に加担したのであった。これまでの主張で明らかになっている。

(5) 第2次再審1審と2審決定書批判

①「発見押収ねじにはドライバー傷はついてなかった」との主張に対する1審および2審決定の見解は、私の(4)の①「里「発見ねじ」にはドライバー傷はなかった。後から傷は付けられた」の詳細な各論述によって批判され尽されている。第2次再審の弁護人の主張にはない主張も多くある。

②「ねじの発見は捏造である」に対する1審および2審決定の見解は、私の(4)の②「里幸夫警部による「リン止めねじ発見」(8月10日)は捏造である」の詳細な各論述によって批判尽された。第2次再審の弁護人の主張では述べられていない視点からの主張も多くある。

③「ねじ発見後の捜査はねじ発見の捏造を隠しごまかすためのもの」との主張に対する1審また2審の決定の見解(不自然な捜査とはいえない)は、私の(4)の③「「リン止めねじ発見」後の爆弾捜査本部(石原)の捜査は、「発見」を捏造したことを隠すために行ったものである」の独自の各論述によって粉碎され尽されている。

(6) 発見ねじに関する新旧証拠の総合評価一再審事由がある

①新旧証拠の総合評価によって、里幸夫による8月10日の「リン止めねじの発見押収」が捏造であったことが証明さ

れた。

② 証拠の評価は科学的に行わなくてはならない。論理法則、経験則に則って行わなくてはならない。最初に結論があってはならないのだ。その時には「ためにする論理」になる。それは科学的な立場の否定である。私は新証拠と旧証拠の評価を科学的に行った。科学的、論理的とは、数値や映像を用いることではない。証拠の分析評価が、科学、論理法則に支配されてなされていることを言う。本再審請求に対する裁判官も、私の新証拠と旧証拠の主張に対する分析評価を科学的、論理的にしなければならない。裁判官は法の支配すなわち憲法37条、憲法99条、刑訴法1条、318条、435条、437条に支配されて、裁判をする責務がある。裁判官が法の上に立って法を支配して（つまり法を否定して）、反科学的、反論理的な判断をすることは許されない。それは「人の支配」の「法治主義」である。

③ 「発見ねじ」は石原啓次・高山智二から里幸夫に渡されて、里が「発見押収」を捏造したものである。里証言と前記(4)の③の(ア)の石原の証言は虚偽であることが証明された。刑訴法435条2号の証言の虚偽に該当する。里の8月10日付「検証調書」(検764)と8月10日付「搜索差押調書」(検765)のねじ発見の記載は虚偽である。刑訴法435条1号の証拠書類の変造に該当する。

④ そして里と石原の証言の虚偽は「偽証罪」に当るが7年

の時効が完成している。里の2つの調書の虚偽記載は「有印虚偽公文書作成罪」に該当するが、これも7年の時効が完成している。従って確定判決により証明が得られないものであるから、刑訴法437条に該当する。

⑤以上により刑訴法435条1号、2号、437条により再審開始決定がなされなくてはならない。

⑥さらに刑訴法435条6号（無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき）の再審事由が発生する。

確定判決の事実認定の証拠構造は控訴審のそれである。裁判所は「本件爆発物と被告人との結び付きについて」で、「これらの事実を総合すると、被告人と本件爆発物との結び付きは、極めて濃厚であるというべきである」（30丁）とした。その中で「発見リン止めねじ」について裁判所は、「特異なネジの用い方がされていたのであるから、右ツールスト024のリン止め用マイナスネジに適合する本件ネジが二宮方2階の居室に「遺留された被告人の布団袋の中から発見されたことは、被告人の弁解にもかかわらず、被告人が本件時限装置の工作、ひいては本件爆発物の製造に関与したことを推認させる有力な状況証拠であるというべきである」（25丁）と判示していた。核心的な証拠として位置づけられていたその「発見押収ねじ」が捏造されたことが明白になり、証拠排除されるから、それでもなお「これらの事実を総合」したときに「請求人と本件爆発物との結び付きは極めて濃厚である

というべきである」と言っているのか？

「これらの事実」のひとつは「山平鑑定書」である。しかし私を逮捕したその日に「発見押収」したねじが捏造物なのである。捜査を指揮した事実上のNO1の石原啓次が里警部に命じて捏造させたものである。となれば、そのほかの証拠（つまり「山平鑑定書」他）の信用性も認められなくなるというのが自然だ。実際、石原は私の投棄物からは一粒の除草剤も発見できず、居室からも発見できず、また付着物（投棄物と居室）からも除草剤の付着反応はなかったため、山平真に除草剤の付着反応があったとの鑑定書を捏造することを命じたのであった。第2で証明していく。「爆発物の製造関係」ではないが、石原は検1050番のA男モニタージュ写真を三波仁作警部に捏造させたし、佐々木警視に命じて、藤井昭作から3月2日朝道庁玄関前で1人が大森にそっくりな2人連れの不審な男（大森はバッグを持っていた。道庁から出てきたときは手ぶらだった）を見たとの虚偽の目撃供述調書（8月18日付）をとらせている。これも第2で証明する。金丸吉雄にはコメ印の筆跡の捏造鑑定書（8月23日付）をつくらせた。

すなわち「発見押収ねじ」が捏造だと証明されたから、他の主要証拠の信用性も揺らぐことになる。従って「明白性の判断方法」を判示した名張第5次決定により、新旧全証拠の総合評価を行わなくてはならず、大森が道庁爆破を実行したとの「犯罪の証明」はできなくなるのだ。従って435条6

号によって再審開始決定がなされなくてはならない。

第2 それ以外の旧証拠の再評価

1、山平真鑑定は不存在である

山平鑑定とは検700の山平真と本実の共同鑑定書のうち、山平担当部分を言う。検700の鑑定書は8月8日に鑑定嘱託があり、8月8日の午前中から37点の鑑定を開始して8月20日に終了した鑑定で、8月28日付で作成されたものである。鑑定資料は37点で、最初は2人でやったが軍手は本実がほとんどをやり、残りの36点は山平が一人でやったというものである（1審54回山平証言）。1審では本実は55回公判で自分が担当した軍手について証言した。

だが真実はそうではない。37点の鑑定をしたのは本実と山平以外の吏員であった。37点の資料のうち5点だけは「指紋検出照合依頼」から除外された。軍手と網かご3個と木炭末（0.015g）の5点だ。この5点の鑑定をしたのは本実である。この37点を含む多くの領置物件の写真撮影は中島分庁舎で、8月8日の午後9時から11時まで行われた。本実はそれが終わってから5点の鑑定を実施したのである。だから8日の夜遅くからだ。山平は8月8日（日曜日である）はたまたま当直をしていたため、本実に言われて（本実は化研の化学部門のトップ）一部を手伝っただけだ。残りの32点の資料（ビニールシート、カーテン他が含まれる）は、指

紋検出照合依頼と鑑定の対象になったものであった。石原啓次は「指紋検出が終わったら鑑定に回す」との捜査方針を出していたから、32点は8月9日に指紋検出がなされたので、8日には鑑定はできない。32点は8月9日に鑑定されたのである。本実と山平以外の科研の吏員が実施したのであった。

5点のうち軍手からは塩素酸カリウム（マッチの頭薬）と塩化ナトリウム（汗）が検出された。55回公判で本実が証言した。しかし9日に実施した32点からは、塩素酸イオン反応は検出されなかったのである。出ていれば本実らがその鑑定書を作ることになったからだ。石原は私の居室の付着物から除草剤（塩素酸ナトリウム）付着の反応が得られることを期待したが、科研の岡本賢二（8月18日実施）と倉川正（8月20日実施）が二度にわたって採取した付着物を鑑定したが、検出されなかった。このままでは道庁爆破の爆発物を大森が製造したとの立証ができない。だから石原は8月8日の深夜に本実の一部の手伝いをして、9日の32点の鑑定には一切関与しなかった山平に白羽の矢を立てて、32点のいくつかから除草剤の付着反応があったという捏造鑑定書を作成するように圧力をかけたのであった。

山平は「ビニールシートとカーテン地の2点から塩素酸イオンが検出された」という内容の山平鑑定書（検700）を作成はした。これは「除草剤反応があった」というものではない。さらに山平は証言で間接的な表現にはなるが、「山平鑑定は不存在である」ことを数々証言していった。だが確定

裁判所は「山平鑑定によってビニールシートとカーテン地の2点から除草剤付着反応が得られた」と無理矢理に誤った認定をしたのであった。

山平は第1次再審において、証人として出廷（平成16年、2004年9月29日）して証言した。山平はそこでは、「8月9日に32点の資料の検査をしたのは本実たちであり、自分は8月9日以降一切検査にタッチしていない」ことを証言した。「山平鑑定不存在」の証言だ。だが裁判官は「28年間も経っているから山平新証言には証拠価値はない」としたのである。

私はこれから「山平鑑定は不存在」であることを明らかにしていく。当時はまだ反日左翼であった私は「上告趣意書補充書」（1994年4月26日）では、山平に対して悪意を抱いていたので彼を批判していた。転向した私は山平旧証言を別の角度から見られるようになった。山平は強制された捏造鑑定書作りに抗してきた人物であった。彼の証言等は「山平鑑定不存在」を主張したものであった。そのことを明らかにしていく。この私の立場は弁護士とは異なるものである。

（1）石原啓次警視が山平真（科研 技術吏員）に伝えた情報と指示した内容はどういうものか？

① 山平真が既に知っていたこと

(ア)山平は8月8日深夜、本実の5点の鑑定の手伝いをしたので当然、この鑑定がどういうものであるかは知っていた。8月8日付「鑑定嘱託書」(第1次再審、弁13)を直接見たか本実から伝えられた。「鑑定事項」は第1が「塩素酸塩類などの付着の有無。付着しているとすればその種類」。第2が「火薬類の成分の付着の有無。付着しているとすれば火薬の種類」。第3が「木炭粉か木炭末の有無」。第4が「その他の参考事項」である。「鑑定資料」は37点である。

(イ)しかし来ている資料は5点だ。山平は本実から概ね次のような説明を受けたと考えてよい。「本鑑定の資料は37点であるが、今から私が君に手伝ってもらってやる資料は除草剤付着がありそうな軍手と網かご3個、それとこの薬包紙に包まれている木炭末0.015グラムの5点だ。他の32点は先に指紋検出をやることになった。明日指紋検出はなされるので、終り次第科研で急いで鑑定をやることになっている。君以外の者とでやる。今夜は手伝ってくれ」。

(ウ)本実は5点の鑑定の間接報告を中島分庁舎にいる高山智二に電話でした。本実は55回公判で中間報告したことを証言している。山平は当然その内容を知っている。本実は、軍手から溶液内反応検査で塩素酸カリウム(マッチの頭薬)と塩化ナトリウム(汗)の付着反応が得られたが、網かごからは塩素酸塩類の反応はなかった。薬包紙のものは木炭末である、と中間報告した。

(エ)山平は翌9日、本実たちが手分けして32点の検査の準備をしているのを見ている。本実たちが敷物（ビニールシート）の一部を切り取っているのも見ている（第1次再審での山平新証言。10、12、13頁）。また山平は新証言で、9日以降自分は一切鑑定作業はやっていない。自分以外の人が行っていると証言した（121～122、123頁）。

(オ)山平は当然、本実が9日に山平以外の者とやった32点の鑑定作業においても除草剤付着反応は全くなかったことを知っている。塩素酸塩類自体の付着反応がなかったのだ。

②石原啓次は山平真にどのような情報を伝え、何を指示したのか？

(ア)石原はまずは本実たちに除草剤の付着反応があったような鑑定書が欲しいということを匂わせたが、無理であることが分った。彼らは実際に32点の検査を共同してやり、除草剤付着なしの結果を得ている。塩素酸イオン反応そのものが得られなかった。誰か一人にそれをさせることもできなかつた。従って石原は32点の検査には全くタッチしていない山平に白羽の矢を立て、捏造鑑定書を作成させようとしたわけである。

(イ)山平が公判廷で検事の主尋問や弁護側の反対尋問で、基本的な事実関係に反することを言ってしまったら、肝心な捏造すべき事柄までが信用性なしと批判されてしまう。だから

石原は除草剤付着反応があったという捏造以外のことは、山平が正しく事実を証言できるようにしっかりと情報を与えた。これは間違いないことだ。初歩的な原則だ。

(ウ)すなわち石原は山平に8月8日付鑑定囑託書と37点の資料をよく見せた。石原は山平が既に承知していても、次のことは念を押して伝えた。5点は8月の深夜から鑑定をしたこと。それらを含む領置物件の写真撮影が中島分庁舎で8日の午後9時から11時までなされたこと。その後に鑑定した。あとの32点は先に指紋検出資料に提供されたものであり、検出後に急いで鑑定したものである。指紋検出（道警刑事部鑑識課で）は9日なので、9日に鑑定したものであることを間違わないようにと念を押した。石原は8月11日付中川清「写真撮影報告書」（検731、未提出記録。第1次再審弁2）や8月11日付島田数他2名「指紋検出並びに照合結果報告書」（検698、島田82回証言72頁）にも言及した。

石原は32点には指紋検出に用いたアルミ粉末が付いているので、それを踏まえて証言することも伝えたはずだ。問題のビニールシートとカーテン地については「中川写真撮影報告書」の写真を示しながら、鑑定前の状態はこの程度の汚れ状態であったことやX線回折ができない微量の付着であったことも伝えた。ビニールシートの裏面の一部は9日に本実たちが鑑定のために切り取ったことも伝えた。むろんその他の資料も中川写真で鑑定前の状態を確認させたのは言うまでも

ない。コップ洗浄ブラシでも使用したもの、袋に入ったままの未使用のものがあるが、よくチェックさせた。スプーンやへらにも使用中のものと袋に入り未使用のものがある。これらも現物を見せてちゃんと確認させたはずである。

(エ)石原は山平が道庁事件でこれまで一度も鑑定してないことから、その理由を聞いた。山平は3月当時（3月2日が事件）は北海道大学で化学の聴講生をしていた。私が物を投棄した8月は北大の研究論文に取り組んでいた。石原は公判ではそのことは伏せるように指示した。そういう人物が最も除草剤の付着がありそうな黒く汚れているビニールシートとカーテン地の鑑定を一手に引き受けるのは余りにも不自然である。

(オ)前記(エ)の事情から山平の情報不足を補うために、石原が必要な情報を教えたことも当然のことだ。直接尋問されなくても関連する情報に無知だと、証言態度に落ち着きのなさが現われてしまうからだ。道庁爆破の火薬は除草剤（塩素酸ナトリウム）と木炭粉末と硫黄粉末の混合火薬である。資料の37点は大森が8月7日朝に市内のゴミステーションに捨てたものを直後に押収したものである。大森は7日午後には別の所にピンクポリ容器も投棄したが押収した。大森は大量の硫黄、木炭を茶箱等に入れて幌見峠に投棄したが、8日と12日に発見押収した。8日には本実がこの硫黄の鑑定をしている。大森居室の付着物を2度にわたって採取して岡本賢二が8月18日に、倉川正が8月20日に鑑定したが、残念

ながら除草剤の付着反応は得られなかった。8月19日には大家から大森が使用していたポリバケツの任提を受けて領置している。写真も見せた。石原は以上のような情報を提供したはずである。

(カ)石原はさらに山平に捏造鑑定書を作成させるために、我々は大森が道庁爆破の犯人だと考えているとして、7月2日の岐阜県における可児町事件で大森の友人で同志の加藤三郎は、除草剤5kg入り袋を2つと木炭粉末、硫黄粉末、爆弾教本の「腹腹時計」を遺留して逃走している。大森は幌見峠に消火器2本を投棄したが8日に発見押収した。道庁爆破に使用されたのと同じ大型の初田製の10型消火器であった。大森が7日にゴミステーションに捨てた本には、道庁爆破の声明文に手書き記入されていたコメ印記号と同じコメ印が数多く記入されていたことなども伝えたはずである。

(キ)石原が山平に強要したことは、次の証拠捏造であった。石原は高山智二の「総合捜査報告書」について説明した。大森を爆取3条違反容疑で逮捕したときの疎明資料になったものだ。そこに「網かご、軍手、敷物、カーテン地からは塩素酸イオンを検出」と書かれてあり、そのあとに「除草剤について現物の存在は発見できなかつたにしろ、除草剤の配合、使用等に直接用いられたと認められる軍手（鑑定結果 塩素酸塩類イオン検出）が存在していることは、所持していたことを裏付ける決定的な事実であると認められる」と記述されている。この記述が本実と君からの中間報告に基づいて書か

れたものになるのだと石原は山平に告げたのである。石原は軍手は本実の中間報告、網かご、敷物、カーテン地が君からの中間報告ということだよ。この3点から除草剤つまり塩素酸ナトリウムの付着反応が溶液内検査によって得られたという鑑定書を作ってもらいたい。石原は山平にこのように告げたのである。君は中島分庁舎にいる高山に電話で中間報告をしたのだ。網かごは8月8日深夜か9日未明。あとの2点は9日の午前11時頃にしてくれ。「高山報告書」が出来上ったのは9日のお昼頃だからだ、と伝えたのである。そして後述するが、石原は山平に高山に電話で中間回答した「電話通信用紙」の捏造も指示したのである。

③ 山平真の認識と方針

(ア) 山平は「高山報告書」の内容を聞かされ、また読んで、石原と高山は本実からの中間報告をねじ曲げて否定し、4点から除草剤の付着反応があったと捏造してしまったことを認識した。本実は軍手から塩素酸カリウムの付着反応を検出したのに、高山らは「塩素酸塩類イオンを検出」とねじ曲げ、それを除草剤だと捏造したのだと認識した。また本実は網かごは8日の深夜か9日未明に、敷物とカーテン地は9日に（それが午前11時までにしたかは不明だが）塩素酸塩類イオンは検出されずと中間報告したのに、高山らは検出されたと捏造し、さらにそれを除草剤の付着があったと捏造したことを認識した。

(イ)山平は、本実たちは4点から除草剤付着反応があったとの鑑定書を作成するのを拒んだので、石原は自分に言ってきたのだと認識した。当然の認識だ。山平は本実は軍手についていずれ公判で塩素酸カリウムと塩化ナトリウムが検出されたと証言することになると確信した。

(ウ)山平は表面的には石原の指示に従うふりをしつつも、鑑定書の「鑑定結果」では除草剤の付着反応があったと言っていない内容にし、証言によって「山平鑑定は存在していない」こと主張していくことにしたのである。本実たちが石原の要請を拒んだように、山平も「山平鑑定不存在」を主張し、除草剤の付着反応は無かったことを主張することにしたのである。実際に鑑定をした上司の本実や同僚が除草剤付着は無かったとしているのに、山平が「有った」と言えるわけがない！

(2) 山平真鑑定書(検700の山平担当部分)の内容とその意味

①山平はビニールシートとカーテン地について、「鑑定経過」で水溶液の部分については、「塩素イオンの反応は擬陽性である」「塩素酸イオンの反応は陽性である」「炎色反応からナトリウムが検出された」と記載した。水不溶の部分については、「硫黄が検出された」「木炭末が認められた」と記載した。「鑑定結果」では、「ビニールシート、カーテン地から塩素酸イオン、硫黄、木炭末が検出された」と記載した。鑑定書の最後は「本鑑定は昭和51年8月8日に着手し、

同年同月20日に終了した。昭和51年8月28日。北海道警察本部刑事部犯罪科学研究所。技術吏員山平真。技術吏員本実」となっている。

②山平は確定控訴審8回（昭和59年12月13日）で、「鑑定結果」について弁護人から質問された。弁護人が、「鑑定事項と鑑定結果を合わせて読めば、カーテンとカーペットからは塩素酸イオンは確認できるけれども塩素酸物質としての塩素酸カリウムか塩素酸ナトリウムかは言えないのであるということなんでしょう。この読み方は」と質問すると、山平はあっさり「そうです」（97頁）と答えたのである。「鑑定事項」は「塩素酸塩類などの付着反応の有無。付着しているとすればその種類」だ。その時に山平は「鑑定結果」で「塩素酸イオンが検出された」とのみ記したから、その意味は証言どおり「塩素酸塩が付着していたとしか言えない」ということだ。塩素酸ナトリウム＝除草剤が付着していたと結論した鑑定書ではないのである。

③山平は「鑑定経過」で「塩素酸イオンの反応は擬陽性である」と書いている。言っておくが山平は鑑定はしていないから、頭の中で考えて記述しているのである。弁護人が炎色反応からナトリウムが検出されたことと、この塩素イオンが擬陽性であったことについて次のように質問した。「塩素イオンが少ないとあなた言われたけれども少くともあったとすれば、食塩（塩化ナトリウム＝NaCl）の中のナトリウムが炎色反応を示したということをして・・・」。すると山平はすぐ

に「そういう食塩のナトリウムではないということは否定はしません」と証言したのである。弁「否定しないんですね」山平「はい」（1審54回公判111頁）。日本語の表現がややおかしいが、山平が言っている意味は明確だ。「食塩のナトリウムが炎色反応を呈したということを否定はしない」である。1審54回公判は昭和54年5月30日。

炎色反応検査は、塩素イオンや塩素酸イオンの検査をした溶液をもう少し濃縮して検査する。山平も検事の質問に答えて、「先ほど濃縮した水溶液をまたもう少し濃縮いたしまして云々」（54回33頁）と証言している。だから塩素イオンが擬陽性であっても、その水溶液をもう少し濃縮した水溶液で炎色反応検査をすれば、塩素イオンの相手のナトリウムイオンはしっかりと炎色反応を呈する。当然すぎることだ。

④山平鑑定書の「鑑定経過」には、カリウムの炎色反応検査を実施したかしなかったのか一切何も記されていない。もし検査をすれば、陽性なのか陰性なのかが書かれることになる。何の記述もないのは、「カリウムの炎色反応検査はしなかった」という意味になる。山平は意識的にカリウムの炎色反応のことを書かなかったのである。山平は石原に指示されたから、中間回答をした「山平電話通信用紙」にはカリウムの反応を陰性と書かざるをえなかった。それで鑑定書では一切カリウムの反応については記述しないことにして、矛盾・対立をつくりだしたのである。山平電話通信用紙の信用性を否定したのである。

山平が意図していることは次である。もしカリウムの炎色反応検査を行えば陽性になる。つまり塩素酸イオンの相手はカリウムであり、塩素酸カリウムが付着していたのであるということだ。また塩化ナトリウム（NaCl）つまり汗も付着していたのであるということである。本実は軍手から塩素酸カリウムと塩化ナトリウムを検出している。本実は「鑑定経過」で「（軍手の）炎色反応からナトリウム、カリウムが検出された」と書いている。すぐ下の所で「溶液を乾固した残渣についてX線回折で検査したところ塩素酸カリウムと塩化ナトリウムの回折線が得られた」と書いていた。つまり軍手の炎色反応のナトリウムは塩化ナトリウム（汗）のナトリウムであったわけである。また本実は軍手には硫黄と木炭末も付着していたと述べている。山平は石原の監視があるために「炎色反応でナトリウムが検出された」と鑑定経過に書いたのだが、ビニールシートとカーテン地からも軍手と同じ塩素酸カリウムと塩化ナトリウムが付着していただろうと読めるように、工夫して鑑定書を作成したのであった。

これであれば、除草剤の付着反応があったという捏造にはならない。9日にビニールシートとカーテンを鑑定した本実たちの鑑定を守っていける。軍手には塩素酸カリウムが付着していたのは事実なので、軍手のそれがビニールシートとカーテン地にも移転したということにすれば、これも本実たちの実際の鑑定を実質的には否定したことにはならない。山平はそう考えて鑑定書を作成したのだ。「網かごから塩素酸イ

オンを検出」とは書かなかつたのは、本実との共同鑑定書だからだ。またそうすることで「高山捜査報告書」の捏造を明らかにすることも狙つたのであつた。

⑤山平は54回公判で弁護人から、鑑定資料はどのような状態で引渡されたかと質問されたとき、普通であれば袋の中に資料を入れて持ってくるが、このときはビニール袋などに入れて区別してではなく、ハダカの状態でダンボール箱に一括してまぜて持ってきた旨を証言したのである（54回73～74頁）。むろんこの証言も虚偽であるが、山平はこのように言うことで、軍手の付着物の塩素酸カリウムがビニールシートとカーテンにも移転したのだと言わんとしたわけである。

本実もこうした内容の鑑定書であれば実質的な捏造にはならないので、共同鑑定書に署名捺印したわけである。2人は相談し合つて鑑定書を作成したのだといえる。

（3）山平真証言は「山平鑑定の不存在」を訴えたものの

①山平は鑑定は37点等の写真撮影（8月8日午後9時から11時。中島分庁舎）後にしかできないことを認識した上で、8日の午前中から実施したと証言して「山平鑑定不存在」を訴えた

(ア)中川清の8月11日付「写真撮影報告書」(第1次再審弁2と弁3)によって、山平・本実鑑定の37点の資料は昭和51年8月8日午後9時から11時に爆弾捜査本部の中島分庁舎で写真撮影されたことが明らかになっている。道警本部からかなりの距離がある場所である。ビニールシートとカーテン地は、黒色ビニール袋・水色ビニール袋に入れられた状態と、そこから出した状態(折りたたんだ状態)で写されている。汚れたままの状態であることが写真からすぐに分る。ぬぐえばきれいになる計量カップなどで明白だ。軍手も白く写っていて水に浸けられたりしていない状態なのも分る。「領置年月日昭和51年8月7日」という札とともに撮影されている。この意味は領置時の状態のままであることを示すものだ。ビニールシートの裏面はもちろん8月7日の領置時の状態、すなわち切り取られてはいないということだ。誰であってもビニールシート、カーテン等37点を8月8日の午前中から鑑定することはできなかった。

(イ)山平は54回公判で、8月8日の午前中から37点の鑑定をしたと意図的に虚偽の証言をすることで、「山平鑑定は不存在」であることを主張したのである。山平は石原を欺いて抗していったのである。山平は「私はビニールシート、カーテンの鑑定はやっていません。虚偽の鑑定書の作成を幹部に命令されたのでした」とは言っていないが、また言うのははばかれるが、事実上「私はこの鑑定をやっていない」と証言したものであることが明白である。

54回の証言を見てみよう。弁護人「(鑑定に)着手したのは(8日の)何時ころですか」山平「正確にはわかりませんが、大体(午前)9時ころからやったと思います。9時か、いや、それはちょっとはっきりわかりません。何時ころと言われると、昼ころだったかもしれませんし」(54回61頁)。弁護人が鑑定対象は30数点あるが、まずカーテンおよびシートから始めたのかと質問すると、山平は付着物を外観で見て一番付着物が多いと思われるものから手をつけた。まあカーテンとかビニールシートを最初にやったと思うと証言した(62～63頁)。山平は検事の質問に「資料がたくさんございますので初めは(本実と)2人でやりましたけれども、結果的には軍手の付着物については本実がほとんど全部をやりまして、あとのものにつきましては私が全部やりました」(6頁)と答えた。弁護人の質問に「私も軍手は一部手をつけましたけれども、最終的には本実が全部まとめたわけです」(63頁)と証言した。

前述したように山平は「中川写真撮影報告書」は石原から十分に見せられていた。石原からも告げられたが自分自身でも、9日に本実たちがビニールシートの裏面の一部を鑑定するために切り取っているところも現認していた。だから山平は「山平鑑定不存在」を主張するために意識的に嘘をつき、8日に鑑定囑託者の許可をとってビニールシートの裏面の一部(25センチ×40センチ)を切り取り(54回65頁)、直接水に浸したりした(127頁)と証言したのであった。こうすることでも「山平鑑定不存在」を主張した。

(ウ)第1次再審の1審の決定書は66頁の7で、中川写真撮影報告書の写真（ビニールシート、カーテン地）は山平が鑑定をした後のものであっても別段不自然とはいえないとして弁護人の主張を否定した。2審決定書も22、23頁で同じ見解を表明している。これは刑訴法318条の支配を否定したもので裁判官が逆に法を支配し否定してなした「ためにする判示」だ。一見して汚れたままなのだ。軍手は水に全体を浸してしまったものではなく、乾いた白い状態で写っている。なによりも「8月7日の領置札」がある。鑑定後のものならば、現物は変えられてしまったのであり、この札は使用できない。裁判所は領置札を意識的に無視した。

1審2審決定書はビニールシートは折りたたまれた状態で写っているが、裏面が切り取られたことが認められないのは当然だとした。この主張も「8月7日の札」の意味を否定するもので、ためにする主張でしかない。

なお第1次再審における私の平成18年10月30日付「再審請求意見書」の12頁の(6)また平成19年1月18日付「意見書」（検察官意見書への批判のもの）の19頁の「本実が8月8日の朝から実施した軍手等5点の検査」の主張は間違っていたので撤回したい。本実はこの写真撮影が終わってから、軍手と網かご3個、木炭末0.015gの鑑定をしたのであった。全ての写真撮影の終了を待つ必要はない。これ5点の撮影が終わった時点で、係員に本部の刑事部犯罪科

学研究所へ急いで運ぶよう指示しておけばいいのだ。もちろん鑑定嘱託書も渡されてだ。私は前記「意見書」では、朝から行ったと考えてしまったので、嘱託書は間に合わなかったとしたが、これも間違いであり撤回する。

②山平はビニールシートとカーテン地等32点は指紋検出（8月9日）後にしか鑑定できないことを認識した上で、8日の午前中から実施したと証言して「山平鑑定不存在」を訴えた

(ア)捜査の指揮をとった石原啓次は、8月7日の午後に中島分庁舎で投棄物を検分し、続いて投棄現場の実況見分をして夜8時前後に中島分庁舎へ戻り、分庁舎にいた那須野警備課長と公安一課長の大屋警視と協議をして、「この押収された物を早期に爆破本部に引継いで、指紋検出、それから鑑定、それから実況見分など主要な捜査は私のほうでやる」といったことを決めました」と証言した（91回34～36頁）。検事「翌日からそういう捜査を手分けして行なおう、ということになったのですか」「はい」（36頁）。検事「具体的にはこの8月7日以降、総括ではどのような捜査を行ったのか記憶しておりますか」「これは押収物については指紋の検出を依頼するように、更にそれが終わったものについては、道庁事件との関連で鑑定に出すように、更に先程申しましたように実況見分は終わり次第作成するように、そういった指示をしております」（38頁）と石原は証言していた。

(イ) 8月8日付で警備課長名で32点の「指紋検出照合依頼書」(再弁1)と37点の「鑑定嘱託書」(再弁13)が出された。37点の中で軍手と網かご3個と木炭末は指紋検出照合依頼の資料から除外されている。

石原がそうしたのにはもちろん明確な意図があった。すなわち石原は爆取3条違反容疑での逮捕を考えており、そのための「高山総合捜査報告書」の作成を考えていた。作成開始は8月夜11時すぎだが。前記4点(木炭末を除く)はその用途から考えて、また汚れた状態からしても除草剤の付着が最も考えられるものであった。石原は作成する「高山報告書」のために4点を優先的に鑑定させることを考えたのだ。木炭末0.015グラムを加えたのは、8日の時点では私の投棄物(押収物)の中には木炭は固形の「ももたろうかいろ」と「あんか灰」しかなく、木炭を粉碎していた証拠となる木炭末がなかったためだ。

8月8日午後2時10分に幌見峠で茶箱とそれに入った硫黄が大量に発見押収された(34回佐藤和敏証言)。私が6日の夜に捨てたものだ。やはり石原は8月8日付で本実に黄色粉末11グラムの鑑定を嘱託(再弁20。未提出記録の検573)し、本実は8日に実施している(再弁22、本実8月11日付鑑定書。未提出記録の検574)。この硫黄は高山報告書34頁に記載された。8日は日曜日である。

残りの32点(ビニールシート、カーテン地を含む)は、

石原の捜査方針（指示）どおりに先に指紋検出を行い、終り次第速やかに鑑定が行われた。指紋検出は9日に道警本部刑事部鑑識課で実施された（検698の島田数他2名の8月11日付「指紋検出並びに照合結果報告」。島田82回公判72頁）。本実たち（山平はタッチしていない）が8月9日に実施した。誰であれ8日には鑑定できないのだ。指紋検出を先に実施しても鑑定は支障なくできるが、鑑定を先に行うと付着物が少ないため全面を脱脂綿でぬぐうために、指紋が消えてしまう。

（ウ）第1次再審の1審は決定書63～64頁で、2審は決定書20頁で弁護人の主張を批判していた。裁判所は石原の指示は「一般的な指示についての供述だ」と言うが、石原は8月7日の押収物を見てそれに関して指示を出しているのである。意図的なねじ曲げであり刑訴法318条に違反している。37点の資料のうち5点だけを指紋検出資料から除外したのは、石原の先の指示と合わせれば、5点で鑑定をまずやり、32点は指紋検出後に速やかに実施するということになるしかない。論理的必然的帰結だ。科学的思考とは論理法則を厳守することである。数字でも映像でもどれだけでも誤魔化しは可能であるが、裁判官はとくに言葉で誤魔化すことを平然と行う。正しき法が国家と国民の上位にあり、裁判官は法に支配されて裁判をしなければならないという思想が欠落しているからである。

裁判所は、37点は私が投棄したところを警察官が現認し

てすぐ押収したのだから、指紋を採取する意味がない。請求人との結び付きは明白だからだ。だから鑑定を優先させたことは十分考えられると述べた。この論理でいけば、石原が5点を除外したことは説明できない。石原は共犯の存在も考えているのだ。彼は加藤三郎を共犯と考えた。私の逮捕後に、藤井が道庁玄関前で見たとA・B 2人連れの男のうちのB男を加藤だとして、加藤の「49.1」の写真をベースに修正してB男の捏造モンタージュ写真をつくりあげている。後日、加藤には当日のアリバイがはっきりした。石原は札幌市内や近郊在住の私の共犯者も想定したのである。

石原は8月8日、9日までには二宮への聞き込みはしていない。私は訪ねてきた人物が居たかどうかの情報を得ていない。だが「高山報告書」の13頁には私に関する捜査として、「居住移動先を訪れる友人関係は極端に少なく、前記札幌市内小幡方で男が2～3回来た(管理人の言)ことのほかない」とある。小幡方は二宮方の前の私の札幌のアパートである。昭和50年6月末から10月初旬の3カ月住んだ。つまり石原は男が2～3回私を訪ねてきたと思っていたのだ(この記述は実際は誤りであり、誰も来たことがない)。当然その男が二宮方へも来ていたと考える。その男の指紋が32点から得られるかもしれないと考える。道庁の現場や声明文が入れられたコインロッカーからは特定されていない遺留指紋がいくつか採取されていた。32点から大森以外の指紋が検出されたら、これらの遺留指紋と照合する捜査を行うことになっていく。だから32点からの指紋検出は極めて大事なのだ。

裁判所は投棄物関係一覧表の「物件2」に関して、これらも8月8日付で指紋検出照合依頼と鑑定の嘱託がなされたのに、先に9日から10日にかけて本実らによって46点（ハンダこて、接着剤、乾電池、テスター等）の鑑定が行われた事実をもって、先の32点も鑑定の方を優先したのだと主張（64頁）しているので、批判する。8月9日には状況の大きな変化があったのだ。第1の4の（4）の①の（ケ）で述べたことだ。

私は9日午前11時20分頃に東区役所で多治見への転出手続きをした。「高山総合捜査報告書」は9日お昼前後に完了した。石原は爆取3条で逮捕すべきことを具申して、「午後に逮捕の決定が出たのである。それで統括班は令状請求作業を開始したのである。石原は事態進展によって、除草剤付着の有無を調べるテスターやハンダこてなどの鑑定を優先することに指示を変えたのである。もちろんそこには37点からは期待した除草剤付着反応が得られなかった事情も大きく影響している。「高山報告書」の除草剤に関する記述は捏造であったからである。

（エ）山平は32点は指紋検出がなされた9日以降にしか鑑定できなかったことを知っていたし、石原からも伝えられていた。山平は石原を欺き、54回公判では37点の鑑定を8日の午前中から着手したと証言することで、「山平鑑定不存在」「山平鑑定捏造」を主張したのである。

③「山平鑑定不存在」を訴えたその他の山平証言について

(ア)山平は鑑定嘱託書は来なかった。鑑定資料は番号が付けられていなかったと証言した

鑑定嘱託書には「鑑定事項」はもちろんのこと、「鑑定資料」の名称と個数が記される。だから鑑定者は鑑定を実施できる。山平は鑑定嘱託書は8日には来なかったと証言した。山平はこう証言することで、「私はこの鑑定をやっていません」と主張したのである。山平は1審54回公判で先に見たように、37点の資料は1つ1つビニール袋に入れられて区別された状態ではなく、だから資料番号や名称もなく、はだかの状態で一括してダンボール箱に入れられて持ち込まれた旨を証言していた(54回73～74頁)。これでは鑑定を始められないのだ。

鑑定嘱託書には鑑定資料として(1)～(37)が記され、名称と個数が書かれている。例えば「黒色ビニール袋」(検694)は(11)番だ。しかし(20)番に「黒色ビニール袋」(検695)もある。「コップ洗浄ブラシ」(検949)は(15)番、「コップ洗浄ブラシ」(検950)は(16)番、「ソーコーコップ洗カスタム」(検951)は(26)番、「コップ洗浄ブラシ」(検950)は(37)番となっている。(16)番とペアーになるものだ。「竹べら」

(検 6 8 7) は (2 4) 番、「けやきべら」(検 6 8 8) は (2 5) 番だ。「フライパン用へら」(検 1 2 1 8) は (1 8) 番である。「れんげスプーン」(検 6 8 6) は (1 7) 番、「スプーン白色 7 1 1 0 N T ¥ 1 2 0 のシール付」は 4 本あるが(検 6 8 9)、(2 9) 番～(3 2) 番となっている。軍手は 1 双半(検 6 7 8) だが(2 3) 番だ。「スチロール樹脂容器(大)」は 4 個であるが(検 6 8 1)、番号は(4)～(7) 番だ。「セキスイプラスチック容器(小)」は 3 個あり(検 6 8 1)、番号は(8)～(1 0) 番である。

鑑定嘱託書もなく、資料自体に番号も名称も付いていないときに、どうやって鑑定をしていくのか？鑑定者が小さな紙を用意して自分で仮の番号を書き、また仮の名称を書いて区別をして鑑定を進めていくのか。鑑定嘱託書が届いた時にもまた相互に照合していかなくてはならない。山平は意図的にこういう不自然、不合理な証言をすることで、「私は鑑定をやっていないのだ」と主張したのであった。それを見抜くのが裁判官ではないのか。彼が「山平鑑定」をやっていないのは明明白白だ。

山平は 1 審 5 4 回公判で弁護人の質問に答えて、鑑定嘱託書は 8 日に受けとっていない。後から来たと証言した(1 4 2～1 4 3 頁)。2 審 8 回公判では 1～2 頁で同じ証言をした。山平は第 1 次再審で証人出廷したときは(2 0 0 4 年 9 月 2 9 日)、鑑定嘱託書は鑑定書を書いた日(昭和 5 1 年 8 月 2 8 日)に受け取ったと証言している。弁「鑑定書もその

ものの作成日付は8月28日になっておりますけれども、この日に鑑定嘱託書を見たということですか」「そうです」（121頁）。それまで一度も見たことがない（121頁）。彼が主張したいことは明らかだ。

(イ)山平は木炭末（0.015グラム）は資料にはなかった。私が発見した。それで資料は37点になったと証言した

①山平は弁護人の質問に答える中で、「私が資料を受けとったときは、木炭少量という資料はないのです。それは黒色の11番のビニール袋の中に入っていたものだったのです」（54回142頁）と証言した。つまり山平が、黒色ビニール袋の中に0.015グラムの微量の木炭末がハダカの状態が入っていたのを発見した。それで「ビニール袋の中に入っていた木炭を出して、白い紙の薬包紙に包んだのは私です。それを包んで黒色ビニール袋の中に入れておいたのです。そしたら（後日来た）鑑定嘱託書の中では、それが新しい独立した資料としてきたということですよ」（142頁）と証言している。最初に8日に来た資料は36点であり、「木炭少量」というものはなかった。しかし私が黒いビニール袋の中にそれがあるのを発見した。白い薬包紙に包んだ。鑑定が終了したときに黒いビニール袋の中に入れておいたら、鑑定嘱託書が届いたときには、木炭末（0.015グラム）という独立した資料になっていたと山平は主張したのであった。

㉑ しかし山平は木炭末は8月7日に領置されていることを知っていた。石原から情報を与えられていた。8月7日付佐藤国夫の「領置調書」（再弁8。1審未提出記録）がある。この領置調書で「微量の木炭末（番号14）」が独立の資料として領置されていることが分る。

㉒ 本実が8月8日夜遅くから5点の鑑定を実施したが、そのときの1つがこの木炭末である。当然、紛失しないように白い薬包紙に包まれて科研に持ち込まれた。山平は本実に命ぜられて手伝いをしたので、この木炭少量をそのときに見たのである。

㉓ 山平は㉑ ㉒ の知識・体験を基にして㉑ という仮空の話を意識的に作り上げて証言することによって、「山平鑑定は不存在なのです」と主張したのであった。検700の鑑定書でも、山平は「資料（11）は黒色のプラスチック製の袋である。木炭末のようなものが袋内に少量存在している。なお、この木炭末のようなものは別個に資料（19）としてある」と書いている。山平はこのように書くことによって「山平鑑定不存在」を主張しているのである。

㉔ ところが第1次再審1審は決定書69～70頁で、2審は決定書26頁で、「鑑定された木炭末のようなものが黒色ビニール袋から分離されないまま、本件鑑定のために道警犯罪科学研究所に送付された可能性は十分考えられる。一方、領置調書については、黒色ビニール袋に入った状態の木炭末よ

うの物件を、その状態のまま独立して「木炭」として記載したことが考えられる。/いずれにせよ、この点について山平が故意に虚偽の証言をしたり、本件鑑定書に虚偽の記載をしたからといって、何らかの意味があるとは思われず、山平鑑定〔水溶液分析〕の存在に疑いを生じさせるような事項ではない」と述べていた。

驚くべき主張だ。わずか0.015グラムしかない微小な木炭末を黒色ビニール袋の中にハダカのまま入れて「科研」へ送付したら、鑑定囑託書も来ないのだから、鑑定者が木炭末を見落すのは必定だ。そればかりか紛失させてしまう可能性が大である。領置した係は、必ず薬包紙に木炭末を包み、それをビニール袋に入れて、表に「19番、木炭末」の札を貼りつける。そういう状態で科研へ送る。余りにも常識的なことだ。中学生にでも容易に分ることが裁判官に分からないわけではない。裁判官はまず結論があって、それに導く歪んだ論理をつくり出しているだけだ。法の支配の否定だ。それは倫理の否定である。公平な裁判を行う責務が裁判官にはあるが、自ら法を破っていく。人の支配だ。「優秀な頭脳」は正しく使わなくてはならない。

法の支配を厳守するのであれば、裁判官はなぜ山平は鑑定に関わる原則に反することを証言し、鑑定書にも記載したのか。共同鑑定書の本実なぜ鑑定書のその記載を受容しているのかについて深く考えなくてはならない。そうすれば、裁判官は山平は事実を証言したのではなくて（そういう事実は

決して起こらない)、鑑定の常識に180度反することを意図的に虚偽証言することで、「私のこの鑑定は信用できない。私はこの鑑定をやっていないのだ」と訴えているのではないか、という考えになるはずだ。だが裁判官は「確定判決の事実認定を守る」を自己目的化して、そのためにでたらめな内容の決定をしただけであった。先に結論があったのでは、科学的な裁判はできない。

(ウ)山平は警備の係員から口頭で伝えられた「鑑定事項」は「塩素酸塩類の付着、また火薬類の付着があるかどうか」であったと証言した

①山平は1審54回公判で、「この場合は塩素酸イオンがあるかないかを早く見てくれということであったので」(140頁)と証言した。山平は2審8回公判で、警備の係員から口頭で鑑定依頼をされたとして(2頁)、「塩素酸塩類の付着、また火薬類の付着があるかどうか」という依頼であった(3頁)と証言した。山平は3頁から6頁にかけて、口頭での鑑定依頼は塩素酸塩類の付着の有無であり、付着していればその種類ではなかったと強調している。「塩素酸ナトリウムが付いているかカリウムが付いているか、どちらかが付いているかという意味ではないんです。どちらでもいいわけです」(5頁)。

山平はこう証言することで、「私の鑑定は信用できませんよ」「山平鑑定は不存在ですよ」と主張したのである。今、

百歩譲って口頭で鑑定依頼したとして、「鑑定事項」をこのように間違えて伝えることは百分ない。山平はこのように証言することで、「山平鑑定は捏造である」と主張しているのである。これは道庁爆破の裁判のための鑑定である。塩素酸ナトリウム＝除草剤の付着があるかどうかは鑑定の目的なのだからだ。

⑥ 山平は2審8回公判で、「塩素酸ナトリウムか塩素酸カリウムか、それがはっきりするにこしたことはないんですけど、とりあえず塩素酸イオンが検出されたものですから、それを回答しましたら、まあそういうことで十分だということ（5頁）と証言した。また「塩素酸ナトリウムか塩素酸カリウムかはっきりわかればそれにこしたことはありませんが、そこまで至らなかったものですから、塩素酸イオンの回答をしました」（6頁）と証言している。

山平のこの証言は「高山総合捜査報告書」は「山平真からの中間回答によってビニールシート、カーテン地から除草剤付着の反応があったと記載したものである」という捏造を、否定するためになした証言でもある。山平は石原の指示に抗して⑦⑧のように証言していったのである。この証言はまた、後述することになる「山平電話通信用紙」（検173）の信用性を否定するための証言でもあった。

(エ) 山平は32点の資料にはアルミニウム粉末が付着していたと証言しなかった

指紋検出はアルミニウムの粉末をかけて検出する。スチロール樹脂容器やセキスイプラスチック容器や黒色ビニール袋のように、アルミニウム粉末の付着がすぐ分る資料が多くある。ビニールシートでも分る。しかし山平はアルミ粉末の付着について一切証言しなかった。検700の山平鑑定書にもその記載は一切ない。山平はこのようにすることで、「私は32点の鑑定をやっていない」と主張したのである。

(オ) 山平は鑑定囑託者（警備課長）の了解を取ってビニールシートの裏面の一部を切り取って鑑定したと証言した

山平は54回公判で、ビニールシートの一番汚れている部分がそこだったので、決定的に付着物を取るために鑑定囑託者の了解を取って、切り取って鑑定したと証言した（64～67頁）。既に前記（3）の①の（イ）の最後で述べたが、別の角度から述べる。一介の「科研」の技術吏員が、警備課長と直接やりとりすることは指揮命令系統上、出来ない。山平は出来ないことを証言することで、「切り取ったのは私ではありませんよ」と主張したのである。ビニールシートの鑑定の中核となるところがここであるから、山平は「私はビニールシートの鑑定をしていない」と主張したわけである。同時に行ったカーテン地の鑑定もしていないことになる。

(カ) 山平は8月8日から8月20日まで連日鑑定（12

日間も) を行ったと証言した

① 山平は1審54回公判で弁護人の質問に答える形で、8月8日に着手して8月20日までかかった。これ専門で一本でやった。結構長い時間だ。急いでほしいと言われていた。普通にやっていたらもっと時間がかかる。数時間の残業をした。(急いでやったので)比較的短い時間でできたと思う(130～131頁)と証言した。この山平証言は異常な証言である。裁判官や警察の技術吏員(鑑定人)であればすぐ気がつく異常証言だ。急いでやれば2日間で十分に終了する鑑定であるからだ。

検672の本実と中島富士雄の鑑定書は、化学の方は塩素酸塩類等の付着の有無であるが、本実は46点の資料の鑑定を8月9日～10日で終えている。中島も46点の使用可能か否かの物理関係の鑑定を8月9日～10日で終えた。検771の倉川正の化学の鑑定は、私の居室のごみ9つの資料を8月20日一日で終えている。検777の岡本賢二の鑑定も、私の居室の46点の付着物の化学鑑定を8月18日一日で終えているのである。塩素酸塩類等爆発物の組成物となるような物の混入の有無、その成分(倉川)。塩素酸塩類および硫黄、木炭末など爆弾の組成物となりうるものはないか。あるとすればその名称および成分(岡本)だ。

すなわち山平は「こんなに異常に長くかかっている本鑑定は信用できませんよ」「山平鑑定は不存在ですよ」と主張し

たのである。山平は検 700 の山平鑑定書にも「8月8日に着手し、同年同月20日に終了した」と記して、「不存在」を主張したのである。本実と相談の上でやったことである。

② 山平のこの証言および鑑定書の当該記述には、もう一つの目的がある。それは次に述べていくが、石原は山平に中島分庁舎にいる高山智二に鑑定の中間回答をしたという「電話通信用紙」（検 173）の捏造も指示したからだ。山平は「電話通信用紙」の捏造においても、捏造だと判るように工夫して作成していったが、電話通信用紙は8月8日にほとんどの資料の鑑定が終了した内容になっている。つまり1日か2日で終了する鑑定である。だが山平は検 700 の鑑定書と54回証言では「電話通信用紙」の内容と矛盾・対立するようにしていったのである。そうすることで山平鑑定書と「電話通信用紙」の信用性を否定して、これらは捏造されたものだと訴える土台を作ったのである。「電話通信用紙」は控訴審になってから、検察庁へ送られて、第18回公判で証拠申請されることになった。

（４）「山平電話通信用紙」（検 173）と「高山電話通信用紙」（再弁 28）について

石原啓次は本実らによる37点の鑑定によっても、また私の居室のゴミや付着物を鑑定した倉川正鑑定（8月20日実施）や岡本賢二鑑定（8月18日実施）によっても、除草剤の付着反応は得られなかったために、32点の鑑定に一切タ

ッチしていない山平に、「網かごとビニールシートとカーテン地から除草剤付着の反応があった」とする捏造鑑定書を作成するよう指示をした。石原はこの時、同時に、山平が除草剤付着反応が得られたという「中間回答」を電話で中島分庁舎にいる高山智二に行ったことを示す「山平電話通信用紙」を作成することも指示したのである。受信側の高山智二の「高山電話通信用紙」も山平電話通信用紙を基にして捏造していったのである。山平電話通信用紙は2審18回公判で証拠申請された。高山電話通信用紙は第1次再審で証拠開示された。

①山平は「山平電話通信用紙」を捏造だと分るように作成していったし、証言でもそうしていった

(ア)「中間回答をした日時」について

①a 山平は中間回答の日時を、「昭和51年8月8日午後2時30分発」とボールペンで記入した。2審23回公判（昭和61年2月25日）の山平証言からまとめると、同通信用紙の万年筆で記載されているところは8月8日の帰宅前に書いたものである（5頁）。「51年8月8日午後2時30分発」は翌9日（月曜日）の朝に決済に出して、自分のところに戻ってきたときに、上司から「日付と抜けているところを書いてくれないかと言われましたので」、ボールペンで書いたものである（6～7頁）。つまり山平は日付と時間という最も重要な欄を空欄のままで決裁に出した。そして上司（本実だろう）に埋めてくれと言われて書いたのだと証言したの

であった。山平はそうすることで、「この電話通信用紙は信用できない。捏造である」と主張したのである。空欄は「実際は中間回答していません」を意味する。本当に実施していれば空欄で決裁に出すことはありえない。もしここを万年筆で記載したら、空欄のまま決済に出したと言えなくなってしまう。その証拠が無くなるからだ。だから万年筆ではなくボールペンで書いたのである。山平は本実と示し合せてこれを行ったことになる。

② 石原啓次は山平に「日付と時間」については、先に述べたように、事実即して8月9日の午前11時頃と指示していた。敷物とカーテン地だ。だが山平は抗がって8月8日午後2時30分頃にした。こうすることで、この通信用紙は検査できないもの（敷物、カーテン地）を検査したとなり、信用性なし！捏造だ！となるからだ。

③ 山平は「午後2時30分」についても信用性がないことを証言で明らかにすることにしたのである。山平の1審54回を見してみる。弁護人が、「シートとカーテンの中間回答ができる段階になるまでが早すぎるんだが」と問うと、山平は「この場合、塩素酸イオンがあるかないかを早く見てくださいということであったので、その付着物の水溶液についてやったものですから、それは一日でやろうと思えばできます」（54回140頁）と証言して、この2点を「夕方に中間回答した」の意味合いで答えた。山平は後日「山平電話通信用紙」が法廷に出たときに、「午後2時30分」の中間回答が信用

できないようにするために、この証言をしたのである。2審8回では、「夕方だと思います。夕方かもうちょっと遅くなったかもしれませんが」（7頁）と証言した。

8回山平公判の直前の法廷では高山智二が証人出廷して、8月8日に中島分庁舎で山平から中間回答をうけた。その時間は「2時か3時くらいでないかと記憶している」（8回高山、33頁）と証言していた。弁護人が山平に、高山は大体の記憶では2時か3時頃受けたと言っていたがと問うても、山平は「詳しくは記憶しておりません。多分夕方ではないか、夕方くらいだとばく然と記憶しているだけです」（25頁）と「夕方」を主張したのであった。もちろん山平は「山平電話通信用紙」の「2時30分」はよく分っている。しかし敢えて「夕方」と言ったわけである。なにしろ中間回答など一切していなく、電話通信用紙自体が捏造である。そのことを訴えるために、「夕方」と証言したのである。

(イ) 「受信取扱者欄」について

① 同通信用紙には、この欄には鉛筆で「警ビ係長 高山へ」と書かれている。「ビ」はカタカナである。第1次再審における山平新証言（平成16年9月29日）によると、9日に本さんが何か警備の人と電話でやりとりして（鉛筆で）自分で書いたものである（111、127頁）。つまり山平はこの欄も空欄のまま決裁に出した。空欄の意味は「私は中間回答をしたことがないので、相手の名前も知らない」というこ

とだ。本当に中間回答をしているならば、中間回答の電話通信用紙を作成するために、相手の名前も聞くから、空欄で決裁に出すことはありえない。山平と本実はこのようにすることで「山平電話通信用紙は捏造です」と主張したのである。山平と本実は示し合せてこのような形のままでの電話通信用紙にした。本実は科研の化学部門のトップの存在である。だからこれでも決裁をパスできた。念のために言うておくが、本実が鉛筆で書いた「下書き」を、もし山平が消しゴムで消して万年筆で清書したら、空欄になっていた証拠が無くなってしまふ。

② 山平はこの電話通信用紙が捏造証拠であることを主張するために、1審54回公判では「8月8日に警備課長に中間報告しました」（137頁）と証言することにした。2度「警備課長」と言っている。「高山」とは決して言わなかった。警備課長はその立場上道警本部警備課にいる。当時は携帯電話はないから警備課長が所定の席にいないければ連絡体制に支障をきたす。山平は中島分室にいる高山へ中間回答していないと証言することで、後日法廷に出されるであろう「山平電話通信用紙」の信用性を否定し、捏造であることを訴えたのである。山平は2審8回公判では、「同じ道警本部庁舎の警備の係員に中間回答した」（7頁）。「相手の名前は電話回答書には記載してあるが今記憶はない」（8頁）と証言して、一層明確に中島分庁舎の高山に中間報告したことはないと主張したのであった。

㉔ この山平 8 回証言の直前には高山智二が証人出廷している。高山は 8 日、9 日と中島分庁舎にいて、8 日に科研の山平という人からの電話での中間回答を私が受けた。この中間回答に基づいて、「高山総合捜査報告書」にある「網かご、軍手、敷物、カーテン地からは塩素酸イオンを検出」を書いた旨を証言していた（3 頁）。中間回答の時間は「2 時か 3 時くらいでないかと記憶している」（33 頁）と証言している。山平は当時函館方面本部の科研に所属していた（54 回 2 頁）から、前日には札幌入りしたことになる。検察官が打ち合せとして接触したことはあっただろう。自分の前に証言する高山のことも当然話に出たはずだ。山平電話通信用紙は少し前には検察庁へ送られていたと判断できるので、これについても質問されただろう。それなのに山平は先に述べたように、かたくなに高山の名前を出すことをしなかったのだ。山平はもちろん山平電話通信用紙の中味や高山の名前はよく分っていた。前日に道警の者が山平に山平電話通信用紙コピーを提供して記憶喚起をしたはずだ。山平が「高山へ中間回答した」と証言しなかったのは、記憶が薄れたためではなく、そういう事実自体がなかったからであり、同通信用紙は捏造であるからである。山平証言を科学的、合理的に分析すればこの結論しか出てこない。

㉕ 山平は 54 回では警備課長へ中間回答したと証言していたが、8 回では変えた証言をした。これについて述べよう。道警幹部の誰かが山平に次のようにアドバイスしたと考えられる。「君は 54 回で警備課長に中間回答したと言ったが、

そこは修正するのがいい。すなわち『私は直接警備課長に中間回答したという意味で言ったものではありません。正しくは課長の下にいる警備の係員に回答したのです。ただ鑑定嘱託者は課長ですので、警備課長に回答したと証言したのでした』と正しく修正するのがいい」。山平は54回証言をこのように曲解されたらまずいと考えて、8回では「警備課の何番に連絡してくれということは知っていたので、そこに電話しました」「同じ道警本部の庁舎です」（72頁）と証言して、はっきりと中島分庁舎の高山へ電話してないと主張したのであった。

(ウ)「2、鑑定結果(1)敷物、^{カーテンの}布、軍手から塩素酸イオンが検出された。(2)木炭末の付着あり(敷物、カーテン、ザル等)。以上」について

① 山平電話通信用紙の「2、鑑定結果」はこのように記載されている。軍手は本実が鑑定して(山平も一部やったとは54回で証言しているが)、本実が中間報告したのである(本実55回公判証言27頁)。山平は軍手を記載することによって、「山平電話通信用紙は虚偽である。捏造である」と訴えたのであった。山平は54回証言でも、ビニールシートとカーテンの2点の中間回答を夕方にしたと言っている(140頁)。63頁の軍手に関する証言と伴せれば、山平が中間回答したのは2点だとなる。山平は54回証言でも、後日出てくることになる山平電話通信用紙の信用性を否定する証言をしたのである。山平は山平電話通信用紙と検700山平・

本実共同鑑定書および54回山平証言を、相互に矛盾・対立するように作成・証言することで、両方の信用性を否定したのである。

② 山平はさらに2審8回公判では、「自分が8日にビニールシートとカーテンと軍手から塩素酸イオンが検出されたと中間回答した」（9頁）。「8日は本実は全然出てきていない」。ほとんど私一人でやった（30、33頁）とあえて嘘の証言をすることで、軍手の中間回答を自分がしたとなっている山平通信用紙が、捏造証拠であることを主張したのである。しかし本実が55回証言で8日から軍手の鑑定をやったと証言しているし、再弁20の8月8日付鑑定嘱託書に基づいて、本実は8月8日に茶箱に付着している黄色粉末11グラムの鑑定を実施している（検574．8月11日付本実鑑定書）。裁判官はこの山平虚偽証言の真意を考えなければならない。

③ 「高山総合捜査報告書」には「網かご、軍手、敷物、カーテン地からは塩素酸イオンを検出」と記載されている。石原の山平への指示は、軍手以外の3点は君が中間回答したことにする。その電話通信用紙を作成してくれというものであった。しかし山平は「網かご」を記載しなかった。また「カーテン地」の用語を使わず「布」と記載した。山平は同通信用紙に「1、鑑定資料 別紙」として、添付した2枚の別紙の1でも「カーテン」のことを「布」と記載したし、別紙2では「網かご」のことを「ザル」と記載している。

山平は極めて意識的に「網かご」を除外し、またこれらの「用語」を使用した。その理由は高山捜査報告書は「山平中間回答書」（山平電話通信用紙）に基づいて記述（捏造）されたとされるものだから（石原、高山）、報告書と同じ内容にして、同じ用語を使った中間回答書を作成したら、8月8日～9日の時点で山平中間回答書が存在したことになってしまい、捏造に加担することになってしまうからだ。山平中間回答書はもっと後の検700鑑定書（山平、本実）が出来上がった8月28日とほとんど同時に出来上がったと考えられる。従って「高山電話通信用紙」もその直後に作成されたのである。

山平は「網かご」を塩素酸イオン検出から除外したが、それが真実であったからだ。だから高山電話通信用紙も「二、鑑定結果 敷物、布、軍手から塩素酸イオンが検出された」と記述されることになった。「高山捜査報告書」はこの高山電話報告書を基にして作成するから、網かごは記載されないはずなのに、実際は記載されている。山平はこの矛盾を作り出すことを狙ったのである。すなわち高山電話通信用紙（受信側）は高山捜査報告書を作成した8月8日夜11時過ぎから9日昼前後の時点では存在していなかったことが明白になったのだ。だから当然、山平電話通信用紙（発信側）も8月8日夜11時過ぎから9日昼前後には存在しなかったことが証明された。山平電話通信用紙はもっと後に捏造されたものであることが証明されるし、高山電話通信用紙もまたそうで

あることが明白になる。「敷物、布、軍手から塩素酸イオンが検出された」と高山電話通信用紙には記載されているのに、高山捜査報告書の方は「カーテン地」である。この点からも高山捜査報告書を作成するときに、高山電話通信用紙は存在してなかったことが証明される。だから山平電話通信用紙も同時期には存在していなかったのである。

以上から、山平電話通信用紙は（８月２８日頃に）捏造されたものであることが証明される。それは同時に、検７００の山平鑑定書（山平担当部分）も捏造証拠であることが証明されたということである。

④ ここで私の立場についてはっきりさせておきたいことがあるので、それを述べる。私は第１次再審請求時の「再審請求意見書」（平成１８年１０月３０日）や「意見書」（平成１９年１月１８日）では、山平電話通信用紙は控訴審になってから捏造されたという立場をとっていた。その後よく検討した結果、これは誤りであったと認識した。訂正したい。石原も高山も経歴で分るように控訴審の時、道警本部には居なかった。弁護人も山平電話通信用紙は控訴審になってから作成された疑いもあると主張してきた。しかし山平電話通信用紙および高山電話通信用紙（受信側）は石原の指示によって昭和５１年８月２８日頃に捏造されたのである。私はこの立場で書いている。

⑤ 山平は山平電話回答書の「鑑定結果」のところで、「（２）

木炭末の付着あり（敷物、カーテン、ザル等）」とボールペンで記載している。これは9日の決裁を終えてから、「確か前の日に木炭末の付着のことも述べたという記憶で、つけ加えて書いたものと思う」（23回6～7頁）と彼は証言した。

山平は「（1）敷物、^{カーテンの}布、軍手から塩素酸イオンが検出された」の「布」の字の上にボールペンで「カーテンの」と記入している。彼はこれも9日に決裁を終えてから書いたと証言した（同6～7頁）。山平はなぜボールペンでこれらを記入したのだろうか。考えてみなくてはならない。

山平は8日に書いた部分、つまり万年筆で書いた部分を、まず警備の者にそのコピーを渡したのだ。それに基づいて高山は高山電話通信用紙を作成したことになる。だから高山通信用紙にはボールペンの記述部分はない（私は「8日に書いた部分」と述べているが、実際は8月28日である）。山平はこのようにボールペンで記述することで、弁護人と裁判官に「布」「カーテン」「ザル」に注意を引きつけようとしたのだといえる。つまり弁護人、裁判官が高山捜査報告書の「カーテン地」「網かご」と山平電話回答書の「布」「ザル」の違いに気付くことを狙ったのである。検察官が高山電話通信用紙を控訴審において証拠申請しなかったのも、弁護人と裁判官が前記(ア)(イ)(ウ)と後述の(エ)(オ)に気が付くことを恐れたからである。残念ながら私たちは確定審においてはこの点に気付くことはできなかった。

(エ)山平は「鑑定資料 別紙」の一番最初に「ポリバケ

ツ」を記入した

① 山平電話回答書には「別紙」として2枚が付いている。「資料」と「検査および結果」が記された2枚である。その一番最初に記されているのが「ポリバケツ」である。本件の証拠ではこの種の容器としては「ポリバケツ」「(ピンク)ポリ容器」(検728)の2つしかない。ポリバケツは底の径22センチ、上の径31センチ、深さ32センチで、ふた付き、把っ手があるものだ(検774の8月16日付谷津警部「検証調査」の写真)。そして8月19日に大家の二宮恒男から任提されて(再弁4)、8月19日付で、栗生賢一が領置している(再弁5)。ピンクのポリ容器は円柱形で径25センチ、深さ15センチのもので、私が8月7日に投棄し、8月7日に領置されたものだ(再弁6)。ポリ容器は円柱形であってバケツの形はしていない。高さも15センチしかなくバケツとは到底言えない。山平が書いた「ポリバケツ」は、8月19日に任提・領置された私が使っていたポリバケツである。

つまり山平電話回答書(山平電話通信用紙)は8月20日以降に作成されたことが明白である。山平はポリバケツを最初に記載することによって、「山平電話通信用紙」は捏造証拠であるのだと主張しているのである。それは「高山電話通信用紙」も捏造物だということだ。第1次再審の1審2審決定はポリバケツはポリ容器のことだとしたが、全くの誤りであるのは明白である。

② 弁護人は第1次再審の「即時抗告申立書」（2007年3月22日）の23頁の上の方で、山平は「後日になって電話通信用紙を作成するに際し、鑑定資料にもなく、検査もしていなかったポリバケツを誤って付加してしまったと解するのが合理的である」と述べている。しかし私は全く別個のとらえ方をしている。弁護人は山平を「山平鑑定」推進する人物ととらえて批判しているが、私は全く逆に、山平を「山平鑑定は不存在だ」（捏造だ）を主張している人物ととらえている。ポリバケツの件も、山平は「山平電話回答書」を捏造だと訴えるために、意識的に8月19日に領置されたポリバケツを最初にして記載したのである。合理的に証拠評価すればこうなる。

弁護人の「即時抗告申立書」のそれに続く(キ)項（23頁）も、第1次再審における山平新証言の把握を誤ったものである。山平新証言の尋問調書137頁で弁護人が「一方で請求人（大森）のところから、ポリバケツ、同じピンク色とされているんだけど・・・」と質問すると、山平は「ああ、ピンクと書いてあるんなら、それに間違いない」と証言し、「ピンク色のポリバケツ」を鑑定したと言ったのである。弁護人から検774の谷津の検証調書に写っているポリバケツ写真を見せられて、「これは一般的にポリバケツと呼ばれるような形のものですよね」と問われて、「ええ、そうです」（137頁）と答えている。そしてその下で「（自分が鑑定したものは）ふたがあったんですけど、全然やっぱり記憶が。ふ

たがさっきないと言ったのは、記憶がないというだけですから。さっきふたは付いてなかったと言いましたよね。そういう記憶はなかったということです」(137頁)と証言した。

弁護人が133頁で「ふたが付いていたとか、それから取っ手が付いていたかということくらい記憶にないんですか」と問うと「いや、それはなかったです。取っ手とかふたとかあっていうのは、記憶にないんですね」と答えたが、山平はこの証言は「記憶はなかったということだ」と137頁で強調したのである。しかし弁護人は「山平は、新証言において、当初ポリバケツと書いたものは蓋も取っ手もないものと述べていたが」としており、誤解している。

◎ 第1次再審1審決定書は「上記新証言をもって、山平が鑑定したというポリバケツが本件ポリ容器〔検728〕ではありえないとはいえない。加えて、8月8日に山平が鑑定を行っていないのに、弁護人が疑うように、関係警察官や検察官が控訴審段階に至って、山平鑑定の存在を電話通信用紙によって偽装したというのであれば、あえて本件鑑定資料にもなっていない物件を同用紙に記載する必要はないし、偽装するに当たってそうしたミスを犯すとも考えられない」(55頁)と判示した。全くの誤りである。

裁判官は山平は「山平鑑定」は存在したと証言している人物だとの「先入観」を持って、証拠の評価をするからこういう判断になってくるのである。繰り返す。山平は「山平鑑定

不存在」を主張するために「山平電話通信用紙」が信用できないもの、捏造されたものだと主張するために、あえて8月19日領置のポリバケツを「別紙」の最初に記入したのである。当裁判官は先に結論を持つことなく、また前記したような先入観を持つことなく、証拠をただ科学的、論理的に分析し評価していかなくてはならない。法の支配を守る公平な裁判を行うとは、そういうことである。

なお第1次再審2審決定書は14頁で、「鑑定資料を運ぶための容器として、領置物件でもなく鑑定資料でもないポリバケツが使われたことも十分にあり得るところである」と述べている。こうなるともはや裁判ではない。

裁判官の思考能力が問われてくる。山平が真実、鑑定を実施しているのであれば、鑑定資料ではないものが彼のもとに届けられることは絶対はない。山平が「別紙」に「ポリバケツ」を記入したのはそもそも鑑定などやっていないからだ。石原はやっていない山平にやったという「検700の鑑定書」と「山平電話通信用紙（検173）」を捏造させたのであった。山平はこれらが真正な証拠ではなく、捏造証拠だと主張するために、電話通信用紙のトップにポリバケツを記入したのである。これを決裁した本実も捏造証拠を作成することに反対なので、そのままパスさせたのである。というか、山平と本実は相談し合って山平電話通信用紙を作成して、捏造であることが分るようにしたのである。私は自分に都合のいいように証拠を解釈していない。科学的、合理的に分析してい

る。本裁判官もそうしなければならない。

(オ)山平は「別紙」の「敷物、布」の「検査および結果」の記述で「C1、C103、Na、k」をひとまとめにして記述しなかった

① 「敷物、布」の「検査および結果」はどういう順序で記述されているのか。「C1、N03、N02、C103、C104、Na、K」である。除草剤（塩素酸ナトリウム）の付着反応が有るかないかの検査は、まずC1イオンの有無を検査し、有れば除去した上でC103イオン（塩素酸イオン）の有無の検査をする。それが有った場合にこの溶液を濃縮して、そこでNaイオンとKイオンの炎色反応検査をするのである。だから「C1、C103、Na、k」は一括して記載されてなくてはならない。

② だが山平は前記のように、途中でN03、N02、C104の3つのイオンの検査を入れている。これは意図的にやったことである。つまり山平はこうすることで、「この検査は反化学であり、私はこの検査はやっていない。捏造証拠ですよ」とアピールしたのである。石原は山平に除草剤が付着していたような中間回答書を作成（捏造）するように指示した。だから山平は「検査および結果」の「敷物、布欄」でNaを陽性、Kを陰性と記述したが、4つをバラバラに記載することで信用性を否定したのである。捏造に反対する本実も、この反化学の記述をそのままパスさせたのである。

②山平は電話通信用紙の「別紙」の「資料」に20点を記しその検査結果を記載したが、電話通信用紙と山平鑑定書を互いに矛盾・対立させるように作成して、双方の信用性を否定した

(ア)「別紙」の「資料」に記されている資料は次である。1枚目が「ポリバケツ」「ヘラ2点とスプーン4点」「敷物と布」。2枚目が「軍手3」「コップ大4個と小3個」「ザル1点」「青ビニール製ザル2点」。計20点である。なお軍手は3つを一括して1点としてある。それぞれ枠に区別されて記入されている。同一枠の資料は同じ検査結果である。これらについてClイオン、NO3イオン、NO2イオン、NH4イオン、ClO3イオン、ClO4イオン、Kイオン、Naイオンの検査がなされてその結果（陽性、陰性、擬陽性）が記載されている。ただしNaとKの炎色反応検査はポリバケツと敷物と布、軍手についてだけ8日になされたことになっている。ポリバケツは鑑定嘱託書にはない資料なので、19点となる。なおNO3イオン、NO2イオン、NH4イオン、ClO4イオンは火薬のイオンである。

(イ)山平鑑定の資料は37点であるが、袋に入っていて未使用のものもかなりある。鑑定嘱託書の番号でいえば、(17)れんげスプーン、(18)フライパン用ヘラ、(26)ソーコーコップ洗カスタム、(37)コップ洗浄ブラシだ。(2)と(3)の楠あんか灰は箱入りだし、(27)と(28)の桃太郎かいろも箱入りなので、除草剤や火薬が付着するもの

ではない。(16) コップ洗浄ブラシは汚れなしのもの。(19) の木炭(0.015グラム)は検査の必要性はない。これら10点は検査の必要はないものだ。残るのは8点となり、(1) ダンボール箱(他の36点が入っていた箱)、(11) 黒色ビニール袋、(15) コップ洗浄ブラシ(汚れあり)、(20) 黒ビニール袋、(21) 水色ビニール袋、(34) 白色紙袋、(35) 黒色ゴム手袋、(36) 黒色腕抜きである。しかしこの8点は「別紙」にある19点に比べれば付着の可能性は低くなる。だから19点をまず「別紙」に記した。

(ウ)山平は2審23回公判(昭和61年2月25日)で、電話通信用紙の「別紙」は8日の大体夕方、まあ暗くなってから、今までにやったものをまとめて書いた旨を証言した(4頁)。8日の夕方までにやった検査をまとめたものとの証言だ。帰宅する前にまとめたものだ。山平電話通信用紙は18回公判で検察官が証拠申請して、23回公判で取調べがなされたのである。一日でこれだけ検査したことになっているから、これらの残された検査と残りの8点の検査も翌日中に終了することになるのは明らかだ。つまり2日あれば十分できる鑑定だ。

(エ)ところが既に明らかにしたように、山平鑑定書(検700)は8日に着手して20日まで連続12日間かかった検査であった。山平は1審54回公判で急いでいたので12日間で終えることができたと言った(130～131頁)。すなわち山平は意識的に山平電話通信用紙と山平鑑定書(検7

00) が矛盾・対立するように作成して、両者の信用性を否定し両方とも捏造されたものであることを訴えたのである。

(5) 電話通信用紙は鑑定書と一緒に綴っておくものだ (山平証言)

山平は電話通信用紙について大事な証言をしている。山平は2審8回公判で裁判長の質問に、電話通信用紙は鑑定嘱託書、鑑定書と一緒に綴ってあるはずで、科研の書類を保管している所にある旨の証言をした(8回31～32頁)。23回公判では検察官の質問に、鑑定書を書いて決裁に出すとき電話通信用紙も添付して出し、決裁が終ると鑑定書と一緒に研究所の鑑定書綴の中にとじられると証言した(23回23頁)。

山平が本当に37点の鑑定を行い(軍手は一部はやったがほとんどは本実がやった)、中間電話回答もしているのであれば、山平鑑定書と山平電話通信用紙の内容は一致していることになる。証言も一致していることになる。だが前記(4)の②で述べたように矛盾・対立している。

1審54回証言の際も2審8回証言のときも、山平が事前に道警から科研に保管されている鑑定嘱託書コピーと山平鑑定コピーと山平電話通信用紙コピーまた54回証言の要旨を提示されて記憶を喚起して、証言に臨んだのは当然のことである。だから山平が真実37点の鑑定を実施したのであれば、

証言と山平通信用紙も一致するものになる。だが既に見たように対立している。54回ではビニールシートとカーテン地の2点について中間回答したと証言したが（21、64、140頁）、8回では軍手もしたことになった（9頁）。しかも本実は8日は休んでいて出ていないと証言した（30頁）。23回公判の57～58頁でも同じことを言った。中間回答した時刻は54回、8回は夕方であったが、23回では2時30分になった。中間回答の相手は54回は警備課長（137頁）、8回は同じ道警本部庁舎にいる警備の係員。名前は今記憶ない（7～8頁）であった。一度も高山の名前をだすことはなかった。

山平は鑑定書も公判証言の要旨も電話通信用紙も直前に見て証言している。これらの証拠を科学的、合理的に分析評価すれば、論理の必然的帰結として山平は本件鑑定をやっていないとなる。そして山平は「山平鑑定の不存在」を訴えるために、鑑定書と電話通信用紙と証言が矛盾し対立するように作成し証言しているのだ、との認識になる。

ひとつ付け加えておきたい。山平は8回公判で裁判長の質問に、電話通信用紙は「半けい紙1枚のものです」（31頁）と答えた。だが山平は別紙の2枚があるので3枚であることは十分承知している。山平は意図的に虚偽の証言したのだが、これも裁判官や弁護人に同通信用紙の信用性に疑問を抱かせることを狙ったものである。山平がもし同通信用紙は真正な証拠だと訴えたいのであれば、こんなすぐに嘘だと分ってし

もう嘘はつかない。こういうことを冷静に科学的に分析評価すれば、山平が何を主張したいと思って行動している証人なのかが理解されてくる。先入観やタブーを持ったら、自由な思考、科学的な思考はできなくなる。刑訴法318条に反する裁判になる。

(6) 敷物（ビニールシート）と布（カーテン地）のK（カリウム）の炎色反応検査について

①山平電話通信用紙の「別紙」の「敷物、布」欄には、Cl⁻塩素イオンは擬陽性、ClO₃⁻塩素酸イオンは陽性、Naナトリウムイオン陽性、Kカリウムイオン陰性（ただしこれは存在しないの意味ではなく反応が確認できなかったの意味である）と記載されている。1枚目の「2、鑑定結果」では、「(1)敷物、布、軍手から塩素酸イオンが検出された」と記載されている。今は軍手は措いておく。

山平鑑定書では「鑑定経過」では「塩素イオンの反応は擬陽性である」「塩素酸イオンの反応は陽性である」「硫黄が検出された」「木炭末が認められた」とあり、炎色反応については「炎色反応からナトリウムが検出された」とあるのみで、カリウムの炎色反応については一切の記述がない。「鑑定結果」ではナトリウムの記載もないし、「資料(22)、(33)から塩素酸イオン、硫黄、木炭末が検出された」とあるのみである。資料(22)はビニールシート、(23)はカーテン地である。

① 証言はどうであったのか。以下に整理してみる。

〔 5 4 回 公 判 〕

200ミリリットル用ビーカーに大体一杯あったものを10ミリリットルぐらいに濃縮する。それをより分けて試験管に入れて各検査をする(25頁)。塩素酸イオンの検査は試験管に大体1ミリ、1ミリ以下ぐらいをとって(26～27頁)検査をする。塩素イオンは擬陽性であった(31頁)。塩素酸イオンの反応は、塩素イオンを除去してから行うが陽性であった(27～30頁)。炎色反応は「この水溶液をまたもう少し濃縮して」行う(33頁)。ナトリウムの黄色の炎が発生してナトリウムがあった(33～34頁)。カリウムの炎色は濃い紫色である。検察官が「で、炎色反応に関してカリはなかったと」と質問すると、山平は「ないという表現は出てきませんが、その検査ではある一定の量がなければはっきりわかりませんので、その検出される量はなかったということです」(35頁)と答えている。検事「すみれ色の炎色反応はなかったということですね」「そういうことです」(35頁)。

検察官がビニールシートとカーテンからは塩素酸イオンが検出され、かつ炎色反応からはナトリウムが検出された。このふたつの事実を合わせれば塩素酸ナトリウムが存在したと言っているんじゃないかと思うが、言えないんですかと問う

と、山平は「可能性はもちろんありますし、強いて推定すれば塩素酸ナトリウムの存在が推定されますけど」と答えた（４７～４８頁）。検事が通常、専門家の中では塩素酸ナトリウムがあったと断定というか、確認しないのが普通なんですかと質問すると、山平は「そうです」（４８頁）と答えている。「結局、資料の量の問題があったということですか」と問われて、「そうです」と答えていた（４８頁）。

既に述べたことだが、山平は弁護人の質問に、ナトリウムの炎色反応は塩化ナトリウム（食塩や汗）のナトリウムが炎色反応を示したということ、を、「否定はしません」（１１０～１１１頁）と証言したのであった。

〔 2 審 8 回 公 判 〕

山平は弁護人の質問に「塩素酸ナトリウムか塩素酸カリウムか、それがはっきりするにこしたことはないが、とりあえず塩素酸イオンが検出されたものですから、回答したら、まあ、そういうことで十分だということ」（５頁）と証言した。また「塩素酸ナトリウムか塩素酸カリウムかはっきりわかればそれにこしたことはありませんが、そこまで至らなかったもんですから、塩素酸イオンの回答をしました」（６頁）と答えた。炎色反応は濃縮した１０ミリリットルの中の「１ミリリットルくらいを取り、それでまずやり、更にまた半分くらい濃縮しまして、段々濃縮しながらずんずんやっていくわけですよ。最終的には１０倍くらいまで濃縮してやったとい

うことです」（67～68頁）と答えている。いずれの段階でもカリウムは確認できなかった（76頁）。

山平は弁護人の質問に答えて、微量の塩化ナトリウム（NaCl）と微量の塩素酸カリウム（マッチの頭薬）が付いていた場合にも、「塩化イオンが擬陽性、塩素酸イオンが陽性、ナトリウムの炎色が陽性、カリウムの炎色が確認されない」という同じ反応結果になることが、「それはあり得ますね」（87頁）と証言している。一方で、山平は、炎色反応でナトリウムは最初から出ていた。カリウムは10倍でやったけど認められなかったとも証言している（107頁）。

③（6）の前までの論述で山平電話通信用紙と山平鑑定書は捏造されたものであることがはっきりした。その上で述べていく。山平証言で分るように、カリウムの炎色反応は「確認できなかった」のであり、カリウムは「存在してなかった」のではない。山平は電話通信用紙でカリウムの炎色反応を「－（マイナス）」と記載しているが、その意味は「カリウムは存在していなかった」ではなくて、「炎色反応が確認されなかった」との意味であることが分る。

④山平はどのように行動していったのかを論理的に考えてみよう。山平は本実とも相談したはずだが、石原啓次を欺くために、電話通信用紙の敷物、布のカリウムの炎色を「－（マイナス）」にして、カリウムは存在しなかったとの意味だと石原に思い込ませる。これで除草剤付着があったとなるが、

高山捜査報告書では「塩素酸イオンを検出」としか書かれていないから、自分の「中間回答」も同じにしなくてはならないとして、石原を納得させる。山平は高山捜査報告書を逆用していったのだ。山平鑑定書の「鑑定結果」も「塩素酸イオンが検出された」にすることも納得させる。山平は「鑑定事項」のままだとまずいことになってしまうので、鑑定嘱託書は届けられずに口頭で鑑定事項があったことにして、鑑定事項も「塩素酸塩類の付着の有無」ということであったとすることにしていった。石原にのませていった。そして54回証言でうまく証言して、除草剤の付着反応があったようにすると石原に思い込ませていったのである。

⑤山平は電話通信用紙を前記（4）で述べたように工夫して作成していった。つまり石原を欺いた。石原はこれは公判に出せないと考えて、検察庁へ送致しなかった。山平は電話通信用紙が控訴審で出されてくることも想定しながら、54回証言をこれまでに述べてきたように行っていった。山平はカリウムは量の問題があって「存在していないとはいえない」とし、塩化ナトリウム（汗）のナトリウムが炎色反応で出たことを「否定しない」とも証言した。つまりこの場合は、もっと濃縮して炎色をやればカリウムが検出されるかもしれず、そうすると塩素酸カリウム（マッチの頭薬）が存在していた可能性が考えられることになったのである。

⑥石原は⑤の54回証言を受けて、控訴審においては、山平電話通信用紙も法廷に出すしかないと考えて検察庁へ送致

した。石原は道警本部警備部管理官になっている(彼の経歴)。石原は8回公判に向けて山平に、塩素酸イオンを検査した溶液を10倍まで濃縮してカリウムの炎色検査をしたが、検出されなかったと証言するよう指示をしたのである。これが8回証言が54回証言と異なることになった理由だ。

塩素酸イオンが陽性になったとき、そのときの塩素酸イオンの濃度が仮に陽性になる最低の濃度(これを「検出限界濃度」という)であったとして、その溶液を10倍まで濃縮すると、もしカリウムイオンが存在していれば、カリウムイオンの濃度は検出限界濃度以上になる。だからそこでカリウムの炎色反応検査ですみれ色の炎色が検出されなければ、「カリウムは存在していない」と化学的に断定されるのである。塩素酸イオンの相手はナトリウムイオンとなって、除草剤の付着があったと断定されることになる。もちろん山平はこんなことは熟知していた。除草剤を主剤とする爆発物の鑑定をするときのイロハである。だから山平は54回公判では、この水溶液を「もう少し濃縮して行った」(33頁)と証言していたのだ。せいぜい2~3倍の意味であり、10倍でないことを明白にした。

⑦山平は控訴審8回公判では石原に強要されて、最終的に10倍くらいまで濃縮して炎色検査をしたが、カリウムの炎色反応はなかったと証言した(67~68、76、107頁)。しかし山平はそのすぐ後の87頁で、「微量の塩化ナトリウムと微量の塩素酸カリウムの混和物でも同じ反応になり得る」

(8 7 頁) と証言したのである ! この証言は化学的に誤っている。山平も十分承知しているのだ。だが山平がこのように証言した理由は何なのかを私たちは考えなくてはならない。単純なことだ。山平はそんな検査などやっていないからである。山平鑑定は不存在なのだ。そして山平は本実たちが敷物、カーテン地の鑑定をやっていて、除草剤付着の反応は得られなかったことを知っているからである。山平はビニールシート、カーテンの塩素酸イオンは、軍手の塩素酸カリウムから移転したものの立場で 8 7 頁のように証言しているのである。

⑧ 確定審の控訴審判決書は「③微量のマッチ頭薬と微量の食塩との混和物の組合せについて」(1 3 7 丁表) の項で、「小野第 5 鑑定の結果として、結局、マッチの頭薬の抽出液と「アジシオ」との混和溶液については、その混合比を微妙に変えてみても、山平鑑定の定性分析の結果と一致する場合を見つけることでできなかつたというのである」(1 4 丁裏) と判示した。

しかし山平は鑑定をやっていないのであり、山平鑑定の検出結果を前提にして、こうした反論を試みても無駄である。山平が「微量の塩化ナトリウムと微量の塩素酸カリウムの混和物でも同じ結果になる」と証言した真意は、ビニールシート、カーテンからは除草剤付着反応は得られていないことを訴えることであつたのだ。

(7) 「山平鑑定不存在」を訴えたその他の山平証言について

①山平は「炎色反応は明日またきちっとやろうということで・・・もう一回溶液を作り直したりして」(23回56頁)と証言した。

ビニールシートとカーテンは表と裏、全面をていねいに付着物を取った。脱脂綿でふいて付着物を採取した(54回22～23、68頁)と山平は証言していた。ビニールシートの付着物を採取するのに「1時間も2時間もかかります」(54回137頁)とも証言していた。すなわち山平は付着物は余り付いていなかったため表も裏も全面ていねいにふいて採取したと証言していたのであった。だからもう一回溶液を作り直すことはできない！

少し説明しておこう。裁判長は山平に「電話回答したあとになって炎色反応をやって、ナトリウムあるいはカリウムが出たのであれば、再度電話してそれを連絡しているのではないのでしょうか」(23回56頁)と質問したのである。当然の質問である。山平としては「追加の電話回答をした」と言ったら、高山捜査報告書の捏造を支えてしまうことになるので、それはできない。かといって、求められていた鑑定事項は「塩素酸塩類の付着の有無」なので、陽イオンがナトリウムかカリウムかは、「私はそのとき関心あまり持ってませんでした」(23回45頁)の証言を再度言うのも言

いづらい。そのために炎色反応の結果を追加で回答しなかった理由として、前記の56頁の証言をしてしまったということである。裁判長の質問に対する山平の別の箇所の答え（44頁）も全く同じものである。

54回証言が実際に山平がやったものであれば、絶対に「もう1回溶液を作り直したりして」は出てこない。山平の54回証言は、頭の中の鑑定を証言したものであることが明確になったのである。私たちがすべき証拠の科学的評価とはこういうものである。数字を持ち出しても反科学である場合もあるし、数字がなくても科学である場合もある。各国の情報機関は日々敵性国家の要人の発言や公式の報告書进行分析している。日本には情報機関が無いに等しい。分析能力がまるでない。私は日々外交・政治・軍事情報の分析をしているが、情報分析で負けたら、国家は安全・存立が危うくなるのだ。本裁判官は言葉で誤魔化すような証拠評価はしてはならない。そうすることは法の支配を否定することである。人の支配になる。

②山平が山平鑑定をやっていないことを示した別の証言を指摘しよう。

23回公判である。検察官が「10ミリリットル位に濃縮したものから1ミリリットルぐらいを取り、最終的に10倍ぐらいの濃度まで濃縮して検査をしたということでしたね」と質問し、山平は「ええ、そうです」と答えた（23回13

頁)。次に弁護人が「炎色反応を見るために溶液を更に濃縮してみたということでしたね」と問い、山平は「ええ、そうです」(51頁)と答えたので、弁護人は「その濃縮するのにどれぐらいの時間かかりますか」(52頁)と質問したのであった。この弁護人の問いは、1ミリリットルを10倍まで濃縮する所要時間を尋ねたものであろうことは証言の流れから明らかだ。

山平はこう答えた。「炎色反応だけ見るということであれば、よくやるんですけれども、あるたくさんの溶液があれども、ウォーターバスというか、それに置いて、朝まで、かなり濃縮されますね。ですから、そういう場合もありますしね。それからなるべく早く手掛けたい資料だったら、その日のうちに濃縮されて検査できるように調節できる資料もありますし、ですから10ミリリットルぐらいの溶液でしたら、1時間か1時間半ぐらいで濃縮されると思いますけれども」(52頁)と。山平は「1ミリリットルを10倍に濃縮する時間は1、2分位だと思います」と答えなくてはならないが、実際にはやっていないので、10ミリリットルを1ミリリットルにするものとして答えてしまっている。これでは他の火薬のイオン検査はできなくなる。

③次は山平が自分はこの鑑定を実施する資格を欠いていることを語った証言である。

裁判長が山平に、「炎色反応をやってナトリウムの反応が

出た、カリウムの反応が出たというのであればどうしてそれを報告しないのでしょうか」「北海道庁爆破では除草剤による爆弾だということは大体もうわかっていたわけですから、ナトリウムがでるかカリウムが出るかということは、かなり皆さん関心があったところじゃないかと思うんですよ」（23回44～45頁）と尋問したのである。山平にとっては痛いところを衝かれた質問であった。しかし山平としては石原と高山による「除草剤付着反応ありの捏造」に加担することはできない。だから山平は次のように答えたのであった。

「私は道庁の爆弾の爆弾事件のときは北大にいて、（道警に）おりませんでしたし、ちょうどそのとき、8月のこの鑑定するときには北大のほうの分析のほうの研究論文を一生懸命やっていたもんですから、こういうことについてあんまり知らなかったということですね。塩素酸ナトリウムだというような話は聞いたかもしれませんが、私、そういうことに対しての知識はほとんどなかったんです。そういう事件に関して」（45頁）。

山平は、口頭で伝えられた鑑定事項は塩素酸塩類の付着の有無であり、つまり塩素酸イオンが検出されるかされないかであり、陽イオンが何かは求められていない。そして自分は3月は北大の聴講生をしていて道警に居なかったし、この8月は北大の研究論文に取り組んでいて、道庁爆破の火薬は何であるとか知識はほとんどなかったため、炎色反応の結果を追加で電話回答することはしていないと言ったわけである。

「捜査のほうから見れば大事な点でしょうけれども私たちは純科学的に見ますとそういうことはあんまり、まあ、そういうふうに関心持つ人もいるでしょうけど、私はそのとき関心あんまり持ってませんでした」（４５頁）。

ただ山平は、この証言によって除草剤の付着が最もありそうなこの３７点の資料（軍手を除くが）をほとんど専属で鑑定するには、その資格を欠いていることを自ら明らかにしたのである。この証言は「私は本鑑定をやっていません。別の人（本実たち）がやったのです」と主張した証言であった。山平は道庁爆破があつてから本件に関する１件の鑑定もしていない。

④山平は「ヘラ２点、スプーン４点は別々に６つの溶液を作り」（２３回２６頁）、「コップ大４個、コップ小３個も１つ１つ検査をやった」（同２８頁）と証言した。

山平は鑑定の実務に反する上記の証言をすることで、「山平鑑定不存在」を主張した。また山平電話通信用紙が捏造であることを主張したのであった。既述したが通信用紙の「別紙」にはヘラ２点とスプーン４点が１つの枠内に記載されている。コップ大４個と小３個も別の同じ枠内に記載されている。これは「これらを一括して検査した」ということを意味する。除草剤付着があるかどうかのポイントである。これらの資料を１つ１つ別々に検査をする必要性は一切無い。そればかりか付着がわずかであるから、１つ１つ別々に溶液を作

って検査をしたら、量の問題から検出されるかもしれないものでも検出されなくなってしまう。だから一括して検査をしなければならぬのだ。更に言えば、ヘラ2点、スプーン4点、コップ大4個、小3個の全てを一括して検査してもいいのだ。どれから何が検出されたかよりも、除草剤の付着があるかないかが重要なのだからだ。

山平はヘラ2点、スプーン4点について、6つの溶液を作って検査したが、結果は6つとも全部の検査で一致した(26頁)と言っていた。だから同じ枠に入れてあるということである。コップ大小7個も全ての検査が一致したということだ。しかし擬陽性よりも弱い「痕跡程度」という結果が、7つのコップで共通したなどということとはありえないのであり、山平はわざと虚偽を証言したのである。山平はこのように虚偽証言することで、「電話通信用紙は捏造ですよ」と訴えたのである。

「別紙」には敷物と布は同じ枠に記載されている。2つは別々に検査をする理由もないものだ。だからこの意味は2つを一括して検査したということだ。しかし山平は検700の山平鑑定書の方では、ビニールシート(敷物)とカーテン地(布)を別々に検査したように作成して、矛盾・対立を作り出して、両方の信用性を否定しようとしたのである。

(8) 山平に網かご、敷物、カーテン地から除草剤の付着反応があったという鑑定書を作成(捏造)するつ

もりがあれば、容易にできるし容易に証言もできる

それを述べてみる。ただし本実たちも山平による証拠捏造を容認することが前提になる。

① 証言と鑑定書の内容

(ア)私は8月8日は当直であったため役所に出ていた。午後と思うが、科研の上司の本実から、「急ぎよ大事な鑑定をやることになったから今日は一部手伝ってくれ」といわれた。本実から鑑定嘱託書を見せられた。本実から「資料は37点だが、軍手と網かご3個と木炭末の5点だけ先に鑑定することになっている。中島分庁舎で写真撮影してから、終り次第ここに持ち込まれることになっている。残りの32点は先に指紋検出をやることになったそうだ。あした鑑識課が検出するので、汚れの多いもの、つまり除草剤の付着の可能性が高いものから優先的に鑑定することにしたい。君がやってくれ。あす鑑識課へ行って付着物がありそうなものを選び、先に指紋を検出してもらって、すぐ鑑定をやってくれ。火薬の付着はともかく道庁爆破の鑑定なのだから除草剤・塩素酸ナトリウムの付着の有無をまず調べてくれ。それが検出されたら、すぐ中島分庁舎にいる高山という警備の人へ中間回答してくれ」と指示された。

(イ)5点は8日の午後11時を過ぎてから届けられた。木炭末は白い薬包紙につつまれていた。本実が軍手をやり私が網

かご 3 個を担当することになった。網かご 3 個は一括して検査した。脱脂綿と蒸留水で付着物を採取した。木炭末が付着しているのは外観ですぐ分った。ろ紙で木炭を取り除いた。水溶液は 50 cc 位になった。20 分程かかった。100 cc の蒸発皿に入れてウォーターバスに置いて 10 cc 位に濃縮した。30 数分かかった。まず除草剤付着の有無を検査した。1 cc を用いて試験管で検査した。塩素酸イオンの検査では、まず塩化イオンを除去しておく必要がある。そこで、塩素イオンの有無を検査したところ検出されなかった。次に塩素酸イオンの検査をしたところ、陽性であった。次に炎色反応検査のために 3 cc を用いて検査していった。10 倍まで濃縮すると 0.3 cc になるが、0.2 cc まで濃縮した。ナトリウムの炎色反応があったが、カリウムの炎色反応はなかった。4 回位繰り返し検査した。このときの濃度はカリウムの検出限界濃度以上になっているので、カリウムは存在しないことが確かめられた。従って除草剤が付着していたことが確定した。本実は軍手 3 つを 300 cc のビーカーに直接入れて付着物を抽出したが、水溶液量が多いので 5 個位の蒸発皿に分けてウォーターバスで濃縮していた。それぞれが中島分庁舎の高山へ電話で中間回答をした。

(ウ)私は「網かごから塩素酸イオンを検出した。ナトリウムイオンを検出した。カリウムイオンは存在しなかった」と電話で伝えた。「木炭末の付着あり」とも伝えた。もう 9 日になっていた。高山が「網かごから塩素酸イオンが検出された。除草剤付着が認められたのですね」と確認をしたので、「そ

うです」と答えた。

(エ)引き続き火薬の検査にとりかかった。NO₃硝酸イオン、NO₂亜硝酸イオン、ClO₄過塩素酸イオン、NH₄アンモニウムイオンである。それぞれ試験管に1cc位取って検査したが、いずれも陰性であった。ただしそれぞれの検出限界濃度以上で検査したと確認していないので、「存在しなかった」とは表現できない。だが本件鑑定は道庁爆破なので、それでよしとした。不溶部の物質の検査をしたが、硫黄の付着はなかった。

(オ)各検査後には溶液をひとつにまとめて蒸発乾固したが、残渣はごく微量でとうていX線回折ができる量ではなかったので、しなかった。

(カ)翌9日、朝8時30分から仕事開始なので一番に鑑識課へ行き、残りの32点の付着状況をチェックした。本実から連絡がなされていて話はすぐ通じた。敷物とカーテン地が一番汚れていて用途としても除草剤の付着が考えられるので、この2点から急いで指紋を検出してもらい、終わったら連絡をくれるよう話した。この2点の検査は9時少し過ぎたころから始められた。指紋検出のアルミニウム粉末がついていた。2点は混合火薬を作るときに下に敷いたものと考えられるので一括して検査することにした。敷物の裏面の一番汚れている部分は切り取って検査したいと思い、本実から警備の方に許可をとってもらった。敷物、カーテン地とも汚れてる部分

は表も裏も脱脂綿と蒸留水でよくぬぐい取り、切り取ったものは直接ビーカーの蒸留水に浸して付着物を取った。溶液は100 cc位になったと思う。40分位でできたと思う。

100 ccの蒸発皿2個に50 ccずつ入れてウォーターバスに置いて、2つで合計100 cc位に濃縮していった。30数分で濃縮されたと思う。その後の手順は網かごと同じだ。まず除草剤の有無を調べるため、1 cc位を取り塩化イオンの有無を調べた。硫酸銀試液で行うが陰性であった。それで塩素酸イオンの有無を調べるために還元剤の亜硝酸ナトリウムを入れて、硝酸銀試液を入れたところ、白沈が生じたので塩素酸イオンが存在することが確認された。陽イオンをチェックするために3 ccを試験管にとって、0.2 ccまで濃縮した。これで15倍まで濃縮されたことになり、カリウムの検出限界濃度をこえる濃度になる。炎色反応をやるとナトリウムは検出されたがカリウムは検出されなかった。4回位繰り返した。これにより敷物とカーテン地には除草剤が付着していたことが確かめられた。

(キ)中島分庁舎にいる高山へ電話で中間回答をした。「敷物とカーテン地から塩素酸イオンを検出した。ナトリウムイオンを検出したがカリウムイオンは存在しなかった。木炭末の付着あり」と。高山が「敷物とカーテン地から塩素酸イオン検出。除草剤付着ですね」と確認したので、「そうです」と答えた。午前10時30分頃と思う。

(ク)ひきつづいて火薬の検査をした。やり方は網かごのときと同じだ。いずれの火薬の反応も認められなかった。水に溶けなかった部分、つまりろ紙に残ったものだが、それからは二硫化炭素抽出で得た抽出物から硫黄が検査された。燃焼試験（臭気）と薄層クロマトグラフ法による。溶液をひとつにまとめて蒸発乾固したが、残渣は極めて微量であって X 線回折はとうてい無理だったので、しなかった。

(ケ)残りの資料も指紋検出を終えて届けられた。アルミニウム粉末が付いていた。塩素酸塩類等の付着が全くないものは検査してない。袋に入ったままで未使用のものだ。また付着がないとみられるものも検査していない。うっすらと黒く汚れているへら 2 点、スプーン 4 点は一括して検査した。それとは別になるがコップ大 4 個とコップ小 3 個も一括して検査した。付着物の採取は前者も後者も 10 分以内で終わった。溶液も両方ともせいぜい 20 cc 位のものであった。100 cc の蒸発皿でウォーターバスで濃縮した。7 cc 位に濃縮した。10 分ほどで濃縮された。塩素酸イオンの検出であるが、採取しているときに検出される量の除草剤の付着はないだろうと思えたので、4 cc を取って更に 1 cc に濃縮して、塩素酸イオンの検出を同じ方法でやったが、やはり検出されなかった。残りの 3 cc で一応炎色反応検査も行った。0.1 cc 位まで濃縮してやってみたが、ナトリウムもカリウムも検出されなかった。火薬の検査は行っていない。残った黒色指抜き、黒色ゴム手袋、コップ洗浄ブラシなども検査したが、木炭末の付着以外は検出されなかった。

(コ)検査は9日の午後に終了した。鑑定書は8月10日付で書いた。本実の部分は彼が原稿を書き、私が鑑定書を書いた。

② 電話通信用紙は不要になる

(ア)こうした鑑定書を作成し証言するのであれば、電話通信用紙は不要になる。電話通信用紙の「受側」も同様だ。山平電話通信用紙（検173）、高山電話通信用紙（再弁28）が確定審で検察官から証拠申請されたり（検173）、言及されたりした（再弁28）こと自体が、山平鑑定が捏造証拠である状況証拠である。そして両電話通信用紙も捏造だということだ。

(イ)網かごは別にするが、本当に敷物（ビニールシート）とカーテン地から除草剤の付着反応が得られていたのであれば、鑑定をした者が①で述べたような内容の鑑定書と証言をすることになる。だがそのような人物はいなかった！

(ウ)山平鑑定書と山平証言と山平電話通信用紙はもちろん①の内容ではない。そして相互に矛盾・対立しているものだ。すなわち山平は除草剤の付着反応があったと主張する側の人物ではない。「山平鑑定不存在」を主張し訴えている人物なのである。証拠を科学的、合理的、論理的に分析評価するならば、この結論に至る。

(9) 山平新証言 (平成 1 6 年 9 月 2 9 日) について

① 私は確定審当時は誤った反日左翼であり警察に敵意を持っていたために、技術吏員の山平に対してもそのような見方しかできなかつた。そのため山平証言・鑑定書、山平電話通信用紙を科学的、論理的に分析できなかつた。敵側の技術吏員を好意的に評価することは、自分の思想性を否定するようなものであり、初めからその方向の思考は封じられてしまっていた。誤ったイデオロギーが科学的な思考を否定していたのだ。私たちは山平証言・鑑定書・山平電話通信用紙を正しく評価できなかつた。

② 確定審裁判官たちも立ち位置は異なるが、やはり警察の技術吏員が山平鑑定の不存在を主張するということは頭から否定しており（先入観）、かつ大森が爆発物を製造したと認定するためには山平鑑定が不可欠であるため、山平鑑定書・山平電話通信用紙・山平証言によって、ビニールシートとカーテン地に除草剤が付着していたと認定したのであった。

③ 山平はどういう気持ちになっただろうか。そのために山平は平成 1 6 年 9 月 2 9 日の第 1 次再審請求審における新証言では、より突っ込んだ内容の新証言を行って、「山平鑑定不存在」を主張していった。それを述べていく。

(ア) 山平はビニールシートの裏面の一部を、自分は切っていないと証言した（12頁）。切られたビニールシートの現物

を見るのは今初めて。写真では見た（12頁）。「月曜日（8月9日）に本さんたちが鑑定来てるんですけど、そのとき（本さんたちが）切ったりなんかしてるのは、私は見てますから」（13頁）。つまり山平はここで、8月8日に自分がビニールシートの裏面の一部を切って検査をしていったと証言したことは、虚偽であると主張したのである。そして9日に本実たちが切っているのを見たと言証することで、ビニールシート、カーテンを含む32点が「科研」に来たのは9日であったのだと主張していったのである。つまり山平は32点の検査をしていないと主張したのである。山平が「山平鑑定」はあったのだと主張する人間であれば、こんなことを言うわけがない。山平は「山平鑑定不存在」を確定審から一貫して主張してきた人間なのである。

(イ)山平は8月9日以降はこの鑑定作業は一切やってないと証言した。「私以外の方がやっています」（122頁）。自分は「違う仕事をしています」（123頁）。「本さんが1人で（9日以降の作業を）やったかどうか言われたから、それは私はわかりません。助手を使ったかもしれないし」「私はやっておりません」（123頁）。山平は54回公判では8月9日以降も20日まで、連続して検査をしたと言っていたが、それは虚偽であると主張したのであった。「8月9日以降の作業は本実たちがやったのだ」と山平は主張したのであった。山平がやったのは、8月8日の夜遅くに来た5点（軍手、網かご3個、木炭末）に関して、たまたま当直で、8日に出ていたのだから、本実に言われてその一部を手伝ったことだ

けなのである。

(ウ)山平は中間回答をした相手について新証言では、電話で中間回答をした後、「だから私は、別紙を付けて、私のところ（科研）は４階で警備が３階だから、すぐ持っていったんです」（１０４頁）と証言した。「で、顔の知っている人に渡しました」（１０５頁）。山平はこのように虚偽証言を敢えてしても、中島分庁舎の高山に中間回答したことは決してないと主張したのである。

(エ)山平は新証言においては、鑑定依頼者、付着物採取の範囲と所要時間、付着物を抽出していく水溶液のつくり方と水溶液量、濃縮液量と濃縮所要時間を確定１審控訴審と全く異なるものとして証言していった。ビニールシート、カーテン地、軍手の水溶液量は大体２００ccと言っていた。それを１０ccに濃縮すると言っていた。しかし新証言では２０ccの水溶液量となり、７ccに濃縮するとした。

しかし山平は検察官や警察官から、確定審でどういう証言をしていたのかについて情報を十分に与えられていた。平成１４年１１月２９日に警察は「濃縮予備実験」をしている（検察官の平成１５年１２月１９日付意見書「添付資料８」の「実験立会報告書」）。山平はこの「予備実験」の前に警察に呼ばれているいろいろ聞かれている。警備係長である。山平はどのように鑑定したのか（証言したのか）を聞かれた。その後ももう１回警備の人と話している（１２７～１３０頁）。ま

た検察庁にも2回呼ばれている（90～92頁）。警察、検察は山平からいろいろ聞いた上で前記「予備実験」の8つのケースの水溶液量、175，150，120，60，90，60，175，200ccを考えて実験をしたわけである。つまり山平が新証言で上手に証言してくれるためのデータを捏造しようとしたのだ。

しかし山平は新証言では20ccと言ったのである！山平は確定審の自分の証言は十二分に承知している。警察と検察が十分記憶喚起したのだ。しかし山平は警察、検察に抗して20ccと証言したのであった。つまり山平は鑑定方法を確定審とは徹底的に激しく異なるように敢えて証言することで、「私の鑑定に信用性は一切ありませんよ。この鑑定は捏造なのです」と主張したのである。それを正しく見抜くのが、法の支配（刑訴法318条の支配）を堅持しなければならない裁判官の仕事である。

山平が捏造を推進する人間であれば、弁護側の竹之内鑑定書（再弁17）をクリヤーすることは朝飯前の仕事だ。「ウォーターバス2台を使い、100ccの蒸発皿5個に40ccずつ入れて、合計で10ccになるように濃縮した。30分程で濃縮できた」と言えばよかった。「蒸発皿で濃縮するのはあまりにも当然なことなので、確定審証言では言ってなかっただけだ」と言えば済む。山平は警察や検察の「教唆」（予備実験＝実験立会報告書）を拒んだのである。私は平成18年11月30日付「意見書」でこのことを主張した。

(オ)山平新証言によって、32点の鑑定を行ったのは本実らであり(8月9日)、山平ではない。そしてビニールシート、カーテン地からも除草剤の付着反応は得られなかったことが、証明されたのである。私の立場は弁護人とは全く異なるものである。

(10) 第1次再審1審2審決定書への批判

①第1次再審1審決定書は「山平新証言の評価」の中で、「たとえ、真実、山平が水溶液分析を含む本件鑑定を担当していたとしても、上記のような具体的な鑑定の経過等について、時間の経過に伴う記憶の変容、混乱があることはむしろ当然のことである。したがって、山平旧証言に沿う部分やその不足を補う新たな証言について、山平旧証言を直接補強するような証拠価値があるとはいえないが、逆に、上記のような供述の変遷から、山平旧証言の信用性が動揺し、ひいては山平鑑定〔水溶液分析〕の存在に疑いが生じるともいえない」(決定書82頁)と認定した。

再審2審決定書も「原決定が、時間の経過に伴う記憶の変容、混乱の可能性を理由に、山平新証言の証拠価値を(山平旧証言と合致する部分も含めて)否定したことは正当である」(決定書28頁)と認定した。

②これは確定判決の事実認定と判決は何が何でも守る。こ

れを揺がせては絶対にならない。タブーだ。山平は警察の人間である。「山平鑑定不存在」を主張するはずがない。先にこうした結論があり、先入観がある裁判官、つまり法の支配の公平な裁判を拒む裁判官が出す典型的は判断である。1審決定書は「新証言が本件鑑定から約28年経過後に実施されたことなどの事情に鑑みれば、記憶の変容による変遷として理解できるところである」「山平新証言がこのようなものである以上、新証言には、山平鑑定〔水溶液分析〕の存否の判断に当たって、直接の根拠になりうるような証拠価値はないというべきである」（39頁）とも言う。

山平は新証言を行う前に警察、検察に呼ばれて十二分に記憶を喚起されている。公判調書が有る。「28年経過後に実施された新証言」という主張は、この事実によって否定されるのだ。1審54回証言の時でも、2審8回、23回証言のときでも、山平は鑑定書、電話通信用紙、公判調書を提供されて十分に記憶をよみがえらせた上で証言した。証言内容が異なったのは、山平が意識的に目的を持って行ったことである。時間の経過による記憶の変容ではない。これは「ためにする批判」だ。

③山平鑑定書、山平新旧証言、山平電話通信用紙を分析評価していくとき、ポイントはビニールシート、カーテン、軍手の3点の塩素酸イオン検出の中間回答が、8月8日午後2時30分に出来たか出来なかったか、では全くない。これを争点化すると、本質が隠されてしまう。山平は電話通信用紙

を捏造するとき、「8月8日午後2時30分」とした。そうすることで、彼は「山平鑑定不存在」を主張しようとしたのである。54回証言でも8日の午前中から37点を鑑定していったと証言することで、「山平鑑定不存在」を主張しようとした。

山平は54回公判と8回公判で、「中間回答は8日の夕方にした」と証言していた。54回ではビニールシートとカーテンの2点の塩素酸イオンを中間回答したと証言したが、8回では軍手も加えて、本実は8日は休みだったとまで言った。山平は山平通信用紙の内容を十分把握した上で、54回証言もしたし8回証言もしたのである。山平自身が「2時30分」の時間、「3点（敷物、布、軍手）」の信用性を否定する証言をしているのだ。そんなときに2時30分までに中間回答が可能かどうかを中心的争点にすることは、本質を隠してしまうことになる。

④ 私たちが認識すべきことは、32点は指紋検出が9日なので、8日には検査できないということだ。指紋検出から除外されて鑑定を優先した5点（軍手、網かご3個、木炭末）も、写真撮影が8日の夜9時から行われたから、夜遅くからでしか鑑定できないこと、8日の午前中からは出できないことだ。私たちが認識すべきことは、山平は8日の午前中から37点の鑑定を始めたとして鑑定不存在を主張した上で、更に鑑定書と電話通信用紙の内容を相互に矛盾・対立するものとして作成して、両方の信用性を否定し鑑定不存在を主張し

ていることである。鑑定実施期間だ。前記（４）の②である。またカリウムの炎色反応だ。前記（６）の①である。

⑤私たちは、山平はビニールシート、カーテン地からは「塩素イオンが検出された」としているだけの鑑定書を作成したこと、「除草剤付着を検出」とはしていないことを認識しなければならない。私たちは、山平は電話通信用紙を捏造だと分るように作成していったことも認識しなければならない（前記（４）の①）。中間回答した日時も相手も空欄にして決裁に出した。８月１９日領置のポリバケツを最初に記載した。山平は使用する用語も工夫して（布、ザル）、「高山総合捜査報告書」との対立を作り出し中間回答が虚偽であることが分るようにした。C1、C103、Na、Kの４つを一括して記載しなかったこともそうだ等々。

⑥私たちは、山平は証言（旧・新）で山平鑑定不存在（捏造）を主張してきたことを認識しなくてはならない。８日の午前中から３７点の鑑定を始めたとの証言がそれだ。木炭末（０．０１５グラム）は最初資料の中に無かった。私が黒色ビニール袋の中にハダカの木炭末があるのを発見したことで３７点となったとの証言もそうだ。鑑定嘱託書は来なかった。口頭での依頼であったとの証言もそうだ。また鑑定事項は「塩素酸塩類の付着の有無」であり、その種類ではなかったとの証言もそうだ。アルミニウム粉末付着を言わなかったこともそうだし、連日１２日間も検査したとの証言もそうだ。ビニールシートの裏面の一部を切り取ったとの証言もそうだ。中

間回答の電話先を道警本部警備課とし中島分庁舎とは決して言わず、高山の名前も絶対に言わなかったこともそうだ。高山が2時か3時に山平から中間回答を受けたと証言した直後の8回の法廷でも、山平は夕方に同じ本部庁舎にいる警備の係員と中間回答をしたと証言した。

山平は本実は8日は一日中居なかったもので、ほとんど自分一人でやった。軍手も私がやったと事実と全く反することまで敢えて証言して、電話通信用紙が虚偽だと訴えた。山平はまた裁判長から尋問される中で、自分は37点の鑑定を行う資格を欠いている人間であることも明らかにした。前記(7)の③である。

山平は第1次再審における新証言においては、32点は9日に科研に来たこと、32点の検査をした者は本実たちであることを証言した。自分は9日以降一切タッチしていないとも証言した。本実たちがビニールシートの裏面の一部を切っているところも見たと証言した。山平は新証言前には警察および検察に何回か呼ばれて、自身の公判証言を確認されている。公判調書も示されたといえる。十分に当時の証言を認識した上で本法廷に臨んだのであった。ところが山平は鑑定方法について確定審とは激しく異なる方法を意識的に証言した(前記(9)③の(エ))。そうすることで「山平鑑定に信用性は一切ない。不存在であり捏造だ」と主張したのであった。

⑦山平鑑定書は昭和51年8月28日(1976年)、5

4回公判は昭和54年（1979年）5月30日。2審8回公判は昭和59年（1984年）12月13日。23回公判は昭和61年（1986年）2月25日。山平新証言は平成16年（2004年）9月29日である。時間の経過に伴い記憶は薄れていく。警察や検察は山平に記憶違いの証言をしてほしくないから、鑑定書、電話通信用紙、公判調書のポイントをまとめたもの、また抜粋コピーしたものを用意する。山平はそれらを十二分に踏えた上で証言に臨む。余りにも当然過ぎることだ。一般の人間であれば公判調書もなく記憶が薄れ変容することはあるが、山平は警察の技術吏員だ。定年退職後の新証言でも警察と検察のサポートがなされたのだ。山平は過去の自らの証言内容を十二分に認識した上で証言した。

1審裁判所は前述のとおり、山平新証言は28年後のものだから、記憶の変容であり証拠価値はないと認定したし、8回で山平が中間回答の時間帯を夕方と証言したことも、「控訴審証言までの年月を考えれば、山平が記憶違いをしたとしてもおかしくはない」（57頁）と認定した。山平が8回で本実は出勤しておらず軍手の鑑定をしていないと証言したことも、「8年以上が経過しており・・・山平が記憶を変容させて、そのような証言になった可能性は十分考えられる」（69頁）とした。これは確定判決の事実認定（山平鑑定・山平電話通信用紙によってビニールシート、カーテン地、軍手から除草剤付着反応が認められた）を守ることを至上命令と考えた保身に走る裁判官による、「ためにする認定」であるこ

とが明白である。刑訴法を破壊した人の支配の実践である。

⑧裁判所は山平鑑定・通信用紙・新旧証言に関して、いろいろ弁護人の主張を批判している。いちいち取り上げることはしないが、私がこれまで論述してきたことで全て批判できている。

山平は相互に矛盾・対立しないように鑑定書と電話通信用紙を作成し、証言もそのように行っていくことは、その気さえあれば極めて簡単にできる。しかし山平は証拠の捏造を拒否したからこそ、相互に矛盾・対立するように作成したし、証言もしていったのである。本裁判官に法の支配の公平な裁判を実行する強い意志があるならば、科学的、合理的、論理的に各証拠を評価していくことはできるはずである。私はもやは反社会的存在ではなく、社会防衛の観点からの裁判は不要である。

(1 1) 小括。山平鑑定書および証言の虚偽、山平電話通信用紙および高山電話通信用紙の偽造が証明された一再審事由が存在する

①鑑定書および証言の虚偽は刑訴法435条2号に該当する。山平電話通信用紙と高山電話通信用紙は偽造であるが、控訴審と第1次再審の法廷に出された証拠なので、435条1号には該当しないことになる。鑑定書の虚偽は「有印虚偽公文書作成罪」に該当し、証言の虚偽は「偽証罪」に該当す

るが、いずれも7年の時効が完成しているため、確定判決により証明が得られない。従って刑訴法437条に該当する。よって「刑訴法435条2号、437条による再審事由」が存在することになる。

②前記①から山平鑑定は捏造である。不存在である。確定判決の証拠構造は控訴審のそれであるが、私が除草剤を所持していたとする証拠はなくなるので、その余の証拠だけでは私が本件爆発物を製造したと認定することはできなくなる。そうなれば犯罪事実の証明もできなくなる。従って「明白性」の判断方法を判示した最高裁の名張第5次決定によって、「発見ねじは捏造である」の各新証拠に伴う新旧全証拠の総合評価によって、刑訴法435条6号（無罪を言い渡すべき明らか証拠を新たに発見したとき）の再審事由が存在することになる。第1の4の（6）の⑥である。

2、A男・B男のモニタージュ写真は私の逮捕後に捏造された。藤井昭作の目撃証言は虚偽である

（1）高山智二警部の「総合捜査報告書」（8月8日夜から9日昼にまとめられる）にモニタージュ写真はない

①同報告書は、加藤、大森の関係する部族戦線について捜査の参考とするため岐阜県警に照会したところ、アイヌモンシリ独立闘争を志向する内容の討議をしていたとみられる情報

もあるとの回答が得られた。以上の捜査結果に照して、北海道内での事件との関連の有無につき検討したところ、道警本部爆破事件、北海道庁爆破事件があり、これらが手配被疑者加藤三郎、同被疑者の組織上のつながりをもち、立ち回り先となっている大森勝久、さらには部族戦線に「結びつきの可能性がある疑いももたれるところとなった」と記述している（17～20頁）。

②もしA男のモンタージュ写真（検1050）が本当に存在しているならば、同報告書は①に続いて次のように記述されることになる。「そこで道警は、大森の運転免許証写真や大森の元勤務先から任提を受けた大森の履歴書写真2枚の計3枚と道庁爆破事件の目撃不審人物のモンタージュ写真を比較したところ、藤井昭作が3月2日の朝の8時30分前後ころにバッグを抱えて道庁西玄関から入り、数分後に手ぶらで玄関から出てきた2人連れの男の一人のモンタージュ写真と、大森の3枚の写真はいずれも非常によく似ていることが分った。大森が道庁爆破実行者の一人である可能性が極めて高くなった」と。そして高山報告書の21頁以降の記述内容も全く別の内容になる。すなわち「これと大森の8月7日以降の遺留物（領置物件）とを総合評価すると大森が道庁爆破の犯人であるのは間違いないといえる」。このような記述になるはずである。

しかし同報告書にはモンタージュ写真のことは一切出てこない。7月下旬には私の写真は入手していたのにである。私

の運転免許証写真は1審弁1の22の右の写真「49.2」。元勤務先から任提された写真は苫小牧の北酸運輸の履歴書写真「49.11」（弁1の22の左）と札幌の山一パーキングの履歴書写真「50.11」（2審弁140）である。A男のモニタージュ写真が高山総合捜査報告書を作成する時点で存在していなかったのは100パーセント証明されている。

（2）高山智二の控訴審8回証言、石原啓次の1審91回、92回証言、葛西正義警視の1審22回証言

①高山は8回公判で検1050のA男のモニタージュ写真を示され、弁護人にこれを8月10日以前に見たことがありますかと質問されたが、「ありません」と答えた（8回95頁）。また高山は爆取3条違反容疑の逮捕状請求事務を行ったが、弁護人に請求の疎明資料の中にモニタージュ写真とかイラストは入っていないわけですねと問われると、「そういうものは全くありません」（80頁）と証言していた。

②石原啓次は8月7日に押収した書籍の中にコメ印が発見されたので、道庁の事件との関連性が出てきたというふうな感じを持ったと証言した（91回36～37頁）。検事から、大森に対する道庁事件の容疑を持ったということだが、その根拠はどういう点だったのかと問われると、「コメ印これが多数書き込みされていました」と答えた（54～55頁）。検事から、その他には道庁事件の容疑を持った根拠はあるかと問われると、「そのほかに、いわゆる消火器がございます」

(55頁)と証言した。このように石原はモニタージュ写真は言わなかった。高山と石原証言によっても検1050A男モニタージュ写真は、8月10日以前には存在してなかったことが証明されたのである。石原は私の質問に対して、8月7日の投棄物(領置物)をあけるまでは、那須野警備課長や大屋公安第一課長から、大森は加藤三郎の立ち回り先の捜査だと聞いていたと証言した(92回117頁)。

③付言しておくが私の内偵をした数多くの警察官も全員が「加藤三郎の立ち回り先」として内偵していたと証言していた。

④葛西警視は公安第一課情報調査官であり、大森の行動確認の統括責任者であるが、彼は私の内偵をしている警察官に「大森の写真をとれと指示していない」と証言した(22回56～60頁)。検1050のA男モニタージュ写真がもし存在しているならば、多くの写真をとって比較対照するし、A・B2人連れを目撃したとされる藤井昭作に見せるためにも、必ず写真をとる。このモニタージュ写真が存在していなかったことは明白である。

(3) 本件モニタージュ写真とイラストの任提調書と領置調書について

A・B2人連れの男を目撃した藤井昭作(会社役員)は、3枚のイラストと4枚のモニタージュ写真の作成に協力した。

その作成日、任提・領置調書について以下に述べる。検 1 0 5 0 A 男モニタージュ写真の任提調書の日付を見るだけで、これが私の逮捕（8月10日）以降に捏造されたことが明らかである。

① 藤井は昭和51年4月10日、根室市で道警本部の遠藤警部から事情聴取された。警察官面前調書（員面調書）をとられた。経緯はこうだ。藤井は3月2日事件当日、仕事の関係で根室市から出張して道庁の北隣りの自治会館に泊っていた。根室に帰ってから藤井は、当日朝に道庁玄関前で不審な2人連れの男を見たことを高校の同級生に話したことがあった。それを根室署警官が知ることになって、道警本部から遠藤英人警部が事情を聞くために根室へ向い、4月10日に員面調書を取ったのである。供述の詳しい内容は省くが、散歩がてら帰りの飛行機の切符を買うつもりで外出し、道庁西玄関前を歩いていたら、2人連れの男を見た。一人はバッグを持っていた。もう1人は紙袋を持っていた。2人は西玄関から道庁へ入っていった。自分が道を間違えたことに気付いて引き返してきたときに、再び道庁西玄関から2人が手ぶらで出てくるのを見た。切符を買うのに日生ビルまで行くと遅くなると思ったので自治会館へ戻った。戻ってちょっとしたら爆発が起こったので、この2人のことが気にかかっていたと供述されている。A、Bの身長や体格や髪形や服装や眼鏡の有無やバッグの色や材質などが供述された。

② 遠藤は事情聴取をして、そして藤井の協力を得てA・B

男のイラストを作成した。札幌中央署の渋谷摩早子が、藤井からAとBの特徴をよく聞いてイラストを作成した。道庁へ入っていく前のA・Bが並んで歩いているイラスト（検894）1枚、道庁から出てきたときのAのイラスト（検1075）1枚とBのイラスト（検1076）の3枚だ。この3枚とも4月10日付で任提調書と領置調書が作成された。

③藤井は4月12日に道警本部鑑識課の三波仁作警部によるモンタージュ写真の作成に協力している。道警釧路方面本部で作成された。A男のモンタージュ写真（検1069）とB男モンタージュ写真（検1072）の2枚である。しかし4月12日付の任提と領置調書は作成されていない。作られたのは昭和55年1月16日付であった。昭和51年4月12日付任提、領置調書が作られなかったのは、道警自らが「証拠価値なし」と判断したためである。それは次である。

4月12日のモンタージュ写真の作成は暗礁に乗り上げたかっこうになった。藤井が4月10日の遠藤警部の事情聴取のときに見せられた実方と梅内の容疑者写真をベースにして修正していったら、うまくいくかもしれないと言ったので、そうした。だが出来上がったものは、A男検1069は実方そのもの、B男検1072は梅内そのものであった。だから道警は証拠価値はないと判断したのである。

遠藤は4月10日の3枚のイラストを作成した後に、持ってきたアイヌモシリ独立闘争や反日闘争関連の容疑者写真、

3、4枚を藤井に示して、「この中にA、Bはいないか」と質問している。実方と梅内の写真がこの3、4枚の中にあつた。藤井が4月12日の釧路でのモンタージュ写真作成において、実方と梅内の写真を言い出したということは、もう4月10日に実方、梅内の写真を見せられていろいろ訊かれた時点で、藤井のA男の原記憶は実方に、B男の原記憶は梅内に置き替わってしまっていたということである。そして4月12日の作成作業を通して、原記憶の消滅とこの置き替りはさらに強まり固定化していくことになったのである。

④藤井は4月16日、札幌の道警本部で2回目のAとBのモンタージュ写真作成に協力した。三波仁作警部である。約4000枚の被疑者写真の中から、A男については顔の部位約25枚、B男については14、5枚を抽出して、それぞれ合成して作成したという。それがA男モンタージュ写真（検1050）、B男モンタージュ写真（1051）だという。藤井昭作証言。三波仁作証言。だけど昭和51年4月16日付の任提、領置調書ではない。ともに昭和54年11月7日の任提、領置調書だ。藤井の最初の公判証言は67回公判であり昭和54年12月19日である。検察官はその1カ月前の65回公判（54年11月27日）で、検1050（A男モンタージュ写真）を証拠申請したのであった。B男の検1051も同様。

なぜ4月16日付の任提、領置調書がないのか。簡単な問題だ。4月16日に作成されたAとBのモンタージュ写真も、

証拠価値がないものであったからだ。論理的に思考する能力があれば、すぐに分る。藤井のAに対する原記憶は実方をベースに修正した検1069（釧路Aモンタージュ）に置き替ってしまっている以上、札幌で作成されたA男モンタージュ写真も、検1069とほぼ同じものしか作れないからだ。B男についても同様だ。

つまり検1050 A男モンタージュ写真（札幌）は、捏造証拠である。私の被疑者写真（8月11日。検1054）をベースにして修正して捏造したものである。検1051 B男モンタージュ写真（札幌）は、加藤三郎の「49.1」とある写真（1審弁1の21の左側。運転免許写真と思われる）をベースにして修正して捏造したものである。

検1050 A男モンタージュと検1069 A男モンタージュ（釧路）を比べれば、一目で別人と分る。人相が異なるだけでなく、顔の形が違っている。釧路のものは首が細く、あごも小さく、きゃしゃな顔の形で、丸顔だ。しかし札幌のは首は太く、あごもしっかりしており、きゃしゃな顔の形ではなく、丸顔ではない。人の記憶から原理的に、このように違うモンタージュが作成されることはありえない。わずか4日後だ。B男についても同じことがいえる。一目で別人だと分る。

検1050 A男モンタージュ写真は私の逮捕後に捏造されたものである。4月16日に札幌で作成されたA男モンター

ジュ写真は破棄されたのだ。すり替えられたのである。検1051B男モニタージュ写真も同様であり、4月16日札幌のものとしり替えられた。

(4) 道警は藤井昭作に8月10日以前に接触していない

本当に検1050A男モニタージュ写真が4月16日に札幌で作成されていたならば、道警は私の存在を知ることになった7月、私の写真を集めた7月下旬に、私の写真をコピーして根室署に送り、藤井に見せて、「あなたが3月2日に目撃したA男かどうか」と必ず尋ねる。さらに現在の私の写真も撮って根室署へ送る。しかし藤井は「4月16日以降、8月まで道警本部の方から来たことはない」（73回公判15頁）と証言した。また「8月に入ってから警察は来ていない」（72回公判164頁）とも証言した。道警は8月17日にはじめて藤井に連絡をしたのである。検1050A男モニタージュ写真が、8月10日以前には存在していなかったことは明明白白である。それは私の被疑者写真（8月11日）をベースにして修正したものだ。

(5) 聞き込み捜査資料にモニタージュ写真はなかった

遠藤英人警部は道庁内捜査班の1個の班の班長をしていた（2審4回6頁）。遠藤は、バッグや不審人物を目撃しなか

ったかを「道庁の各課ごとにしらみつぶしに聞いていた」（４回 97 頁）が、「イラストは 2、3 枚持った時期があったが、モンタージュ写真は 1 枚もなかった」（98 頁）と証言したのである。検 1050 A 男モンタージュ写真また検 1051 B 男モンタージュ写真が 8 月 10 日以前に存在しなかったことは証明されている。藤井の協力で 4 月 12 日に釧路で作成された A と B の 2 枚のモンタージュ写真、4 月 16 日に札幌で作成された本物の方の A と B の 2 枚のモンタージュ写真は、その日に任提調書と領置調書が作られなかったことで分るように、証拠価値がなく、したがって聞き込み捜査資料には用いられなかったのだ。

（6）道警は検察官に対してもモンタージュ写真とイラストを隠してきた

①確定審 1 審は昭和 52 年 2 月 8 日から始まった。検察官は第 3 回公判（52 年 3 月 10 日）でほとんどの証拠を申請したが、その中に検 1050 A 男モンタージュ写真はなかった。B 男モンタージュ写真（検 1051）もなかった。検察官は検 1050 モンタージュ写真を「被告人と酷似している」と評価しているから、もし警察から送致されていれば当然、この 3 回公判で証拠申請している。警察はモンタージュ写真を隠して検察庁へも送っていないからである。任提調書も領置調書もないのであるから検察庁へは送れない。

② 3 回公判で検察官は、藤井の協力で 4 月 10 日に作られ

た A 男 B 男が並んだ検 8 9 4 イラストは証拠申請した。ただし警察は正面を向いている B 男の顔を消し、横顔の A 男のメガネの縁のレンズ部分を黒く塗って、私の黒縁メガネのように改ざんした上で検察庁へ送致した。しかし A 男一人のイラストと B 男一人のイラストは、人相から私や加藤ではないと一見して分ってしまうために、公判が開始される前までには検察庁へ送っていない。この A、B 一人ずつのイラストは、警察自身が藤井が目撃した A 男は大森ではないことを認識しているから、送検しなかったのである。藤井に検察官面前調書でも、「私が 3 月 2 日に目撃した A 男は大森に非常によく似ている」と供述してもらうためである。かなり遅れて検察庁へ送られたが、検察官も A 男は大森ではないことが分ってしまうために証拠申請しなかったのだ。藤井が 6 8 回証言（昭和 5 4 年 1 2 月 2 2 日）で A、B 一人ずつのイラストとモニタージュ写真を 2 回作成したと証言したため、弁護人が証拠開示を求め、裁判官が 6 9 回（5 5 年 1 月 1 6 日）で開示勧告を出した。検察官は仕方なく 7 0 回公判（1 月 1 7 日）で 2 枚のイラストを開示したのであった。

③ A 一人のイラストの説明書きには「ほほがこけている」「目が細くて鋭い」とあるが、A のモニタージュ写真（1 0 5 0）はほほはふっくらしているし、目も細く鋭くないのだ。モニタージュ写真の作成はイラスト作成の 6 日後である。藤井のイラスト時の A 男の認識、印象から、1 0 5 0 の A のモニタージュが作成されることはありえない。

④既に述べたが、Aのモンタージュ写真（1050）とBのモンタージュ写真の任提と領置調書は昭和54年11月7日付である。その直後に検察庁へ送られて、検察官が11月27日の65回公判で証拠申請したのであった。藤井の公判は67回（同年12月19日）から始まっている。67、68、71、72、73回と開かれた。検察官は任提、領置調書の作成年月日や高山総合捜査報告書にモンタージュ写真は無いこと、藤井のイラスト等との関係から、検1050、検1051のモンタージュ写真は大森の逮捕後に捏造されたものであることを十分認識していた。しかし藤井の目撃証言を補強する証拠として、また藤井が逃げない（証言を後退させない）ようにするために、1050番A男モンタージュ写真を証拠申請していったのである。

（7）警察は1050番A男モンタージュ写真を使って藤井昭作に大森を目撃したと思い込ませ、かつ藤井が証言を後退させないようにした

①道警が大森逮捕（8月10日）後、初めて藤井に接触したのは8月17日である。石原啓次はこの間に三波仁作に私に被疑者写真（8月11日）をベースに修正して1050番のA男モンタージュ写真を捏造させたのである。また加藤の「49.1」とある写真をベースに修正してB男モンタージュ写真を捏造させた。藤井への接触が逮捕から7日もかかった理由がこれである。石原は藤井昭作を目撃証人にどのようにして仕立てあげていくのか構想を練り、また三波警部を説

得したのだ。またその間にテレビで「道庁爆破の犯人逮捕」として私の顔が流れる。新聞にも載る。藤井の脳に大森の顔がインプットされていく。藤井は「大森は私が3月2日に見た男であろうか」と考える。そんな気にもなってくる。石原はこういう効果も狙ったといえる。

②石原は藤井を18日に札幌へ呼ぶことにした。ホテルは道警が用意した。石原は「あなたに4月16日に札幌で協力して作成してもらったモンタージュ写真が、大森に大変似ているのです。是非札幌に来て大森の面通しをして確かめて欲しいのです」と言ったはずである。これによって藤井は「自分が見たメガネをかけていた男の方は大森であったのだ」と思い込むことになる。

③石原は佐々木鉄男に藤井の員面調書をとるよう指示をした。様々作戦も伝えた。A男モンタージュ写真をどのように事情聴取において使うかについても知恵を授けた。なにしろまだ公けにできない証拠である（任提・領置調書をまだ捏造していない）。後述する。佐々木は8月18日に面通しを行う前に、藤井が3月2日の朝にどのように行動してどのようにA・B男を目撃したかを確認させるために、一緒に道庁前の道を歩いている。事実上の「実況見分」を行ったのだ。こうすることで佐々木は藤井に、「自分が3月2日に目撃した2人連れのうちメガネをかけた男が、今捕まっている大森であり、この後に面通しをするのだ」と思い込ませたのであった。石原が授けた作戦である。

佐々木はその後、「単独面通し」をさせている。これによって藤井のA男に対する原記憶は、4月10日のイラスト作成後に実方の写真を見せられてから4月12日と16日の2回のモニタージュ写真作成によって実方のそれに置き替ったが、それから4か月経って薄れてしまったところへ、実況見分後の単独面通しによって、完全に大森に置き替ってしまったのである。

④佐々木はその後、藤井から供述調書を取った。8月18日付藤井員面調書である。藤井は面通しの感想を供述している。「若い男を見た瞬間似ていると思った。A男の印象に一致した。身体つきががっちりしている。身長もA男と同じくらい。顔は面長で見た感じが優しい印象を受ける。余り長くない頭髪の型。黒縁のメガネ。横顔も似ている」。藤井はA男と似ている根拠として以上のように供述した。また大森の被疑者写真（8月11日付）を示されて、「正面の顔もよく似ているが、横顔がそっくり」と供述している。

だが佐々木は準備不足であった。藤井が遠藤警部に供述した4月10日付員面調書を十分チェックしていなかった。4月10日に作成したA男のイラストの説明文も十分チェックしていなかった。石原も時間不足でそこまで頭が回らなかったであろう。それらにはA男について次のように書かれている。「体格はきゃしゃ」。「身長は自分（168センチ）と同じかややや大きめであり168～9センチ」（だが私は1

73.5センチ。その後札拘で測ったら174.2センチ)。藤井は法廷で面通しをしたとき、「自分よりだいぶ高いことが分った」と証言している(72回11300丁)。イラストは面長ではない。「角顔」とある。「目が細くて鋭い」とある。だから「優しい印象」は受けない。イラストには「ほほがこけている」ともある。イラストを見るとコートのえりにかかるほどの長髪である。だが8月18日の私はスポーツ刈りで短い。イラストはメガネは上縁が黒であるが、私のメガネは全て黒縁である。

4月10日付調書とイラストのA男と8月18日付調書のA男は、全く別の類型に属することが内容から明らかだ。藤井のA男に対する原記憶は単独面通しで大森のそれに置き替ってしまった。ただはっきりと言えることは、藤井の4月10日付調書(1審弁10)とイラストのA男(検1075)は私とは類型が異なる人間であり、私ではありえないということだ。なによりも検1075Aイラストの人相をみれば私ではないことは一目瞭然だ。

だから道警はAとBの一人ずつのイラストも4月10日付藤井員面調書も検察庁へ送らなかった。隠したのだ。藤井には検事の前でも、「3月2日に見たA・B2人連れのA男は大森に非常によく似ている」と供述してもらわなくてはならないからだ。1075Aイラスト、1076Bイラストそして4月10日付藤井員面調書の存在は、藤井の68回公判証言でその存在が明らかにされた。それで弁護人が開示を求め

て裁判官が開示勧告を出して（６９回公判）、検察官はいやいや７０回公判で開示したのであった。

⑤佐々木は供述調書をとってから、藤井に１０５０のＡ男モンタージュ写真を示している。その根拠は後述する。佐々木は「これがあなたの協力によって４月１６日に札幌の道警本部で作成したＡ男のモンタージュ写真です」「これのおかげで我々は大森を道庁爆破事件でも逮捕していけます」みたいなことを言ったはずだ。藤井は４月１６日に作成した本物の方のモンタージュ写真の記憶はもはや消失して、大森に置き替ってしまっていたから、見ても不審感は持たなかったといえよう。

しかし１０５０モンタージュ写真は私の被疑者写真（８月１１日）をベースに修正して作ったものだが、あまりに酷似していたら怪しまれてしまうために、わざと鼻とか少し変えて酷似度をやや下げて捏造したものである。だから佐々木は藤井にもモンタージュ写真の出来栄を尋ねたのである。藤井は「出来上がったモンタージュ写真には何かもうひとつぴんとこない物足りなさを感じていました。９分位の出来かなと思っていました。それより面通しで大森を見たときすぐに似ていると思いました」みたいな答えをしたのである。

佐々木は１０５０Ａ男モンタージュ写真を藤井に見せたことや藤井の感想は調書には載せてない。石原啓次からの指示だ。このＡ男モンタージュ写真はまだ公けにできないもの（捏

造証拠)であるからだ。任提・領置調書の捏造がまだできていないからである。捏造は道警が一丸となって行うものではない。だから簡単に任提・領置調書の捏造はできるものではない。8月18日付藤井員面調書に1050A男モンタージュ写真を示して感想を聞いたことの記載がないことが、捏造証拠の証拠である。

石原が佐々木に指示してこのAモンタージュ写真をこの段階で藤井に見せた理由は、藤井に「これが自分が4月16日に協力して作成したモンタージュ写真だ」と思いこませることがそのひとつだ。最初の事情聴取で1050番A男モンタージュ写真を見せなければ、不自然だし、藤井に自分が作ったものだと思込ませることができなくなる。もうひとつは藤井が検事の事情聴取においても、なによりも公判になってからの弁護側からの厳しい言及にあっても、「自分は確かに大森を目撃したのだ。そのモンタージュ写真がある」と自らを支えるものを与えることによって、藤井が供述や証言を大きく後退させることがないようにさせるためである。

佐々木が8月18日に1050A男モンタージュ写真を藤井に見せたことは、次のことから明確に言える。8月30日付の水流検事の藤井供述調書の「九」に、藤井が「出来あがったモンタージュ写真には何かもうひとつぴんとこない物足りなさを感じていましたが、このモンタージュ写真よりは中央署で見せられた大森という男の方が云々」と供述しているところがある。もちろん「ここで検察官は藤井にモンタージ

ユ写真を示したところ」という記述はない。この部分は水流検事に話を聞かれる中で、藤井が8月18日の面通しのことを供述する中で、佐々木警視からA男のモニタージュ写真を示されたときのことを言ったものなのである。弁護人は再審請求補充書（三）（2003年2月20日）で、検事が1050番のモニタージュ写真を藤井に示したものと解釈していた（106頁）。間違いである。警察は任提・領置調書を今だ捏造できていないから、検察庁へ送ることはできないからだ。検事は藤井の供述を聞いて、なぜ警察はそのモニタージュ写真を送ってこないのだ？と不審感を強めたはずである。

（8） 検1051番B男モニタージュ写真の捏造について。私には共闘者はいなかった

①これを検1072B男モニタージュ写真（釧路）と比べてみれば一目で別人と分る。4日後に検1051が作成されることは原理的にありえない。検1051のB男と「49.1」とある加藤三郎の写真をよく見比べてみれば、「49.1」加藤をベースにして修正していったものが1051のB男であることが分る。

②加藤は2審7回公判において道庁爆破当日は兵庫県明石市の飯場で働いていたことを証言したが、これは警視庁によって裏付けがとられている。道警は大森と加藤が道庁爆破を実行したと考えて、それぞれの写真をベースに修正して検1050A男モニタージュ写真と検1051B男モニタージュ

写真を捏造したことがはっきりと分る。

③ 私は昭和49年6月末から50年6月末まで苫小牧で暮らしていた。道警は私と加藤三郎が50年5月28日に私のアパートに近い木下セキの店に来店して、テープライター（道警爆破、道庁爆破の声明文はテープライターで打刻されている）の品定めをして、翌29日に加藤一人が来店してテープライターを購入していったと、木下セキに証言させた（1審45回公判）。しかし息子の一成はそういう事実はなかった旨証言した（88回木下一成証言）。加藤三郎はその当時は東京都新宿の方南町の飯場で働いていたのであった（7回加藤証言）。警視庁によって確認されている。

本間ツキは私が投棄した茶箱を昭和50年11月5日に2人連れの男、大森と加藤に売ったと証言した（33回公判）。また別の茶舗の主人杉田富と妹佐藤邦子は50年10月15日に大森と加藤に似ている男に売ったと証言した（33回公判）。しかし加藤は当時は関西の八尾市や倉敷市の飯場で働いていた。警視庁の調べで確かめられた。

道警にとっては、このように目撃証人をつくりあげていくことは簡単なことなのだ。

④ 私は加藤三郎の「可児町事件」（昭和51年7月2日）後、多くの物を棄てている。私に共闘者がいればそこに預ければ済むことだ。私が物を投棄した事実によって、私には共

闘者はいないことが明白である。だから藤井昭作の、自分が3月2日の朝、道庁西玄関前で目撃した「2人連れの男のうちA男は大森にそっくりだ」という証言は虚偽である。検1050 A男モニタージュ写真も4月16日ではなく、私の逮捕後に捏造されたものであることが証明されるのである。

(9) 小括。A男、B男のモニタージュ写真は逮捕後に捏造されたものであり、藤井の目撃証言(A男は大森に非常によく似ている)は虚偽であることが証明された。再審事由が存在する

①確定審2審判決は、藤井証言と三波証言によって検1050モニタージュ写真は「昭和51年4月16日に道警本部で作成されたものであって、この事実疑いを差しはさむに足る証拠はない」と判示した(判決書175丁裏)。2審判決は、「被告人と非常によく似た感じの男Aが本件爆発物を収納したバックに似た色合いの布製バックを携行して、連れの男と道庁西玄関から入り、間もなく手ぶらで出てきたのを目撃したという部分は」「4月10日付供述調書以来、当審証言まで一貫していて、反対尋問にも動揺しないのであり(172丁裏)、「相当に高く信用できると評価して誤りないものと認められる」(60丁表)と判示した。

②しかし前記(1)～(8)によってこれらのでたらめな判示は完全に粉碎された。本審裁判官は「言葉で誤魔化す証拠評価のやり方」はしてはならない。もはや「社会防衛」の

必要はない。

証拠評価は科学的、合理的にしなければならない。数値で示されていない証拠でも、科学的、合理的に評価していけば、客観的に答えを出すことができる。論理法則とはそういうものだ。刑訴法1条、318条、435条、437条はそういう証拠評価を裁判官に義務づけている。法の支配である。法の支配とは、法が裁判官の上位にあって「神の声」のごとくに裁判官を支配することをいう。裁判官は自らに都合のいいように（それは確定判決の事実認定と確定判決そのものを維持したいという思いであったり、保身であるが）、恣意的な証拠評価をすることを、厳禁されている。これが法の支配だ。自らに都合よく恣意的に証拠を解釈することは、法を否定し破壊していく行為であり、「人の支配」である。それは裁判官の存在を自ら否定する行為だ。しかし「法治主義」を語った「人の支配」が広く行われている。立法府、行政府においてもだ。

③ 検1050Aモニタージュ写真、検1051Bモニタージュ写真は捏造証拠である。4月16日に作成したという三波仁作証言は虚偽である。7年の時効が成立している。従って「435条2号、437条」の再審事由が存在する。藤井昭作の場合はそのように思い込まされたのではあるが、彼の「4月16日に作成した」との証言は客観的に虚偽である。だからこれも「435条2号、437条」の再審事由が存在する。藤井が目撃したA男は、各証拠によって私とは別類型

に属する人間であることが明白である。藤井は事実上の実況見分と単独面通しで誘導されたことが明白である。だから藤井の「A男は大森に非常によく似ている」との証言は虚偽である。やはり時効が成立しているので、「435条2号、437条」の再審事由が存在する。

④前記③で検1050モニタージュ写真は捏造であり、藤井の「A男は大森に非常によく似ている」も虚偽であるから、2審判決書の前記①の判示が誤りであることは明らかだ。2審判決は、①と製造関係や声明文関係やその他の間接事実を、「総合し、積み重ねることにより」(98丁裏から99丁表)、犯罪事実は証明されたという証拠捏造になっている。だから①が排除されれば犯罪事実の証明はされないことになる。

「明白性」は一定の条件下では、新証拠と全ての旧証拠の総合評価、全面的再評価でなされるものである。本件の場合には証拠構造からして「発見ねじは捏造である」の各新証拠と全旧証拠を含めた新旧証拠の総合評価がなされねばならないから、前述のとおり犯罪の証明ができないことになり、明白性が存在することになる。従って435条6号の再審事由が存在する。明白性についてはさらに後述する。

第3、結論。刑訴法435条6号の再審事由が存在するから再審開始決定がなされなくてはならない

1、里幸夫警部の「布団袋の中からねじを発見した」

との証言は虚偽である

刑訴法 435 条 2 号の証言の虚偽に該当し、時効が成立して確定判決により証明が得られないものであるから 437 条に該当する。よって「435 条 2 号、437 条」による再審事由が存在するので、再審開始決定がなされなくてはならない。

2、里幸夫の 8 月 10 日付「検証調書」（検 764）と「捜索差押調書」（検 765）の「ねじ発見」の記載は虚偽である

刑訴法 435 条 1 号の証拠書類の変造に該当する。時効が成立しているので 437 条に該当する。よって「435 条 1 号、437 条」による再審事由が存在するから、再審開始決定が出されなくてはならない。

3、石原啓次警視の「発見ねじ」に関する証言は虚偽である

石原は高山智二を介して里幸夫に「ねじ発見」を捏造させた。石原が発見ねじについて、「時計のビスではないかというふうには考えていたが、道庁爆破の時限装置のねじにつながるものであるというところまでは考えていなかった」（91 回 67～68 頁）と証言した部分は虚偽であることが明らかになった。「435 条 2 号、437 条」の再審事由がある

ので、再審開始決定がなさらなくてはならない。

4、山平鑑定と山平証言は虚偽であり、山平電話通信用紙と高山電話通信用紙は偽造である

山平鑑定と山平証言の虚偽は435条2号に該当し、時効が成立しているので437条に該当する。よって「435条2号、437条」による再審事由が存在するので、再審開始決定がなされなくてはならない。

5、藤井昭作また三波仁作警部の「検1050A男モニタージュ写真を昭和51年4月16日に作成した」との証言は虚偽である。藤井昭作の「A男は大森に非常によく似ている」との証言は虚偽である

435条2号と437条に該当するので、「435条2号、437条」による再審事由が存在する。よって再審開始決定がなされなくてはならない。

6、発見ねじは捏造、山平鑑定は不存在（虚偽）、山平証言は虚偽、山平電話通信用紙は偽造、高山電話通信用紙は偽造、検1050番A男モニタージュ写真は捏造、藤井証言（A男は大森に非常によく似ている）は虚偽によって、435条6号（無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき）の再審事由が存在する

これに関しては少し論じる必要がある。

(1) 「明白性」の判断はどのようにして行うべきか
— 最高裁「名張第5次決定」の判示

① 最高裁は名張第5次再審請求決定（平成9年1月28日）において、「明白性」の判断方法について判示した。刑訴法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」の「明らかな証拠」の判断方法だ。名張第5次決定は、新証拠と関連する全証拠を再評価した段階では、「有罪認定に合理的な疑いは生じない」と判断しながらも、そこで「明白性なし」として棄却決定を出したのではない。決定は「新証拠に関連する旧証拠の証明力が大幅に減殺されたことは明らかである」と判示して、そういう場合には、新証拠の立証命題と関連性がない旧証拠の再評価も行い、新旧全証拠の総合評価によって、有罪認定に合理的な疑いを生じさせるか否かを判断すべきである、と判示したのであった。

② 名張決定はこのように一定の条件の下では、新旧全証拠の再評価・総合評価で明白性を判断すべきだとした。しかしこれは「一般論」を論じたものではない。あくまでも名張裁判の「証拠構造」において、新証拠によってその立証命題と関連する旧証拠の証明力が大幅に減殺されたと述べたものだ。常識的に言って、証拠構造の中で非中心的な旧証拠が新証拠によってその証明力が減殺されたとしても、その余の旧証拠

の再評価を行うべしと判示したのではない。その旧証拠が証拠構造の中で重要な位置を占めている場合について言ったものだ。実際、そういう旧証拠（3つの鑑定書）であった。

（2）本裁判の証拠構造について

道庁爆破裁判ではその「証拠構造」は2審判決が判示したものである。「本件においては、本件事件と被告人との結び付きに関する証拠の一つ一つは、犯行現場に残された犯人の指紋のようにほとんどそれのみで結び付きを証明できるほどの決定的な証拠ではないけれども、これを総合し、積み重ねることにより、本件爆破事件が被告人によって企画され、被告人によって本件爆発物が作られ、これが被告人によって爆発現場まで運ばれて設置され、時限装置の作用により爆発したことについては、証拠上疑いを容れない程度にまで明らかになったといえることができる」（2審判決書98丁裏～99丁表）。

2審判決は、「本件爆発物と大森との結びつき」、「犯行声明文と大森との結びつき」、「本件爆発物の設置」、「道庁爆破当時から逮捕までの大森の特異な言動」、「大森の経歴と行動、本件犯行の動機」、「太田早苗、加藤三郎の道庁爆破事件犯人についての認識および経緯」の6つの間接事実をあげ、「それらを総合し、積み重ねること」で、道庁爆破の実行という犯罪は証明されたと判示した。つまり1つ1つの間接事実が他の間接事実と相互に補強・補完し合う証拠構

造である。従ってひとつの間接事実が崩れ去れば、他の間接事実も成り立たなくなる。犯罪の証明は出来なくなる証拠構造になっている。

（３）新証拠には「明白性」が存在する。４３５条６号の再審事由が存在する

発見ねじは捏造を立証する新証拠によって、里幸夫が８月１０日に布団袋の中から１個のねじを発見したというのは虚偽であり、外から持ち込んだものであることが新証拠とそれに関連する旧証拠の再評価による新旧証拠の総合評価によって証明された。前記の１、２、３だ。

リン止めねじは「本件爆発物と大森との結びつき」の間接事実の中の中心的な証拠である。それが捏造証拠であることが証明されたのだから、名張第５次決定の判示から当然その他の爆発物製造関連の旧証拠の再評価がなされなくてはならない。「本件爆発物と大森との結びつき」の間接事実もリン止めねじや山平鑑定や消火器の所持などを「総合して」（２審判決書３０丁）認定しているからなおさらだ。私はそれを行い、山平鑑定は不存在（捏造、虚偽）であることを証明した。前記の４だ。私が除草剤を所持していたとする証拠は無くなった。当然のことながらこれでは爆発物の製造の認定はできない。つまり「本件爆発物と大森との結びつき」の間接事実は崩れ去ったのである（これだけでもはや「犯罪の証明」はできなくなる）。

こうなれば、本件の証拠構造から他の間接事実の旧状況証拠の再評価をしなければならない。名張第5次決定の判示だ。私は「本件爆発物の設置」の中心証拠である藤井昭作が協力して作成したという検1050番A男モニタージュ写真および藤井の目撃証言（A男は大森に非常によく似ている）の再評価を行い、私の逮捕後に捏造されたものであることと、藤井証言が虚偽であることを証明した。前記の5である。「本件爆発物の設置」の間接事実も崩壊した。

従って間接事実を「総合し、積み重ねること」で有罪認定（犯罪の証明があった）した確定判決は、否定されることになる。新旧全証拠の再評価・総合評価によって明白性があることが証明されたのである。本審裁判官は435条6号に基づいて再審開始決定を行わなければならない。法の支配を守って裁判を行うならば、こうなる。証拠を都合よく恣意的に評価する誤った裁判（人の支配）は絶対にしてはならない。